

第二百十回国 参議院 法務委員会 會議録 第九号

令和四年十二月六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十二日

小林 一大君
永井 学君

補欠選任

世耕 弘成君
山崎 正昭君

十一月二十四日

佐々木さやか君

補欠選任

西田 実仁君

十一月二十五日

西田 実仁君

補欠選任

十一月三十日

石川 大我君

補欠選任

十二月一日

野田 国義君

補欠選任

十二月五日

野田 国義君

補欠選任

十二月六日

世耕 弘成君

補欠選任

高橋はるみ君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

杉 久武君

理事

加田 裕之君
三木 亨君
牧山ひろえ君
谷合 正明君

委員

川合 孝典君

古庄 玄知君

山東 昭子君

高橋はるみ君

福岡 資麿君

森 まさこ君

山本佐知子君

和田 政宗君

石川 大我君

福島みずほ君

佐々木さやか君

梅村みずほ君

鈴木 宗男君

仁比 聡平君

齋藤 健君

和田 義明君

伊藤 孝江君

本田 顕子君

徳岡 治君

久保田正志君

法務省民事局長

法務省人権擁護局長

法務省訟務局長

出入国在留管理庁次長

文部科学省大臣官房学習基盤審議官

スポーツ庁スポート総括官

厚生労働省大臣官房審議官

神戸大学大学院法学研究科教授

民法772条による無戸籍児家族の会代表

国連難民高等弁務官(UNHCR)駐日事務所首席法務アソシエイト

立命館大学名誉教授

金子 修君

松下 裕子君

春名 茂君

西山 卓爾君

寺門 成真君

大西 啓介君

野村 知司君

窪田 充見君

井戸まさえ君

金児 真依君

二宮 周平君

参考人

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(杉久武君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、小林一大君及び永井学君が委員を辞任され、その補欠として山崎正昭君及び高橋はるみ君が選任されました。

○委員長(杉久武君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、法務省民事局長金子修君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(杉久武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(杉久武君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に神戸大学大学院法学研究科教授窪田充見君、民法772条による無戸籍児家族の会代表井戸まさえ君、国連難民高等弁務官(UNHCR)駐日事務所首席法務アソシエイト金児真依君及び立命館大学名誉教授二宮周平君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(杉久武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(杉久武君) 民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加田裕之君 おはようございます。自民党の加田裕之でございます。

それでは、民法等の一部を改正する法律案につ

きまして、順次質疑をさせていただきたいと思ひます。

まずは認知無効の訴えのことについてなんですけれども、この認知無効の訴えの提訴権者と出訴期間を制限する意義ということについて、そして、これ、その期間というのが七年間としていられるんですけども、この七年間とした理由というのは何かということについてお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。

現行法の下では、事実には反する認知、すなわち血縁関係がない者による認知は無効とされ、子その他の利害関係人が無効を主張することができることとされております。この規定につきまして、主張権者が広範で無効主張の期間制限もないことから、子の身分関係がいつまでも安定せず、嫡出否認の訴えについて厳格な制限が設けられていることとの均衡を欠くとの問題がかねてから指摘されておりました。

そこで、今般、嫡出子の親子関係の規律を見直すことに伴いまして、嫡出でない子の親子関係の規律も見直すこととしました。

この見直しは、認知された子の身分関係の安定を図るため、無効を主張することのできる主張権者の範囲を、子、子の法定代理人、認知をした者、子の母に限定するとともに、これらの主張権者は認知等のときから七年間が経過した後は認知の効力を争うことができないこととするものであります。

認知無効の訴えの提訴期間を七年間とした理由につきましても、嫡出否認の訴えの出訴期間とのバランスのほか、民法上の各種制度における期間制限の規定の在り方などを参照するなどし、また、認知がされたことを前提にした身分関係の状態が継続した場合には、もはや覆すことは社会的に相当でないと考えられる時間の経過として合理的と認められる期間を定めたものでございます。

○加田裕之君 それでは次に、認知無効の訴えに

関するこの改正ですね、これまでの規律を大きく変えるものでありまして、やはり先ほど答弁もありましたような中におきましても社会的な影響というものを私は大きいと考えるんですね。

この点の経過措置というふうなものはどういふふうなものであったか、そしてまた、これは当事者に対して不測の不利を与えないかどうか、そういう懸念もあると思うんですが、その点につきまして齋藤法務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(齋藤健君) まず、本改正法案の認知無効の訴えに関する規律は、経過措置として、本改正法案の施行日後にされた認知について適用されるものとまずしてあります。したがって、この経過措置の内容は、父子関係について、認知当時において予測できなかった不安定さをもたらさずということはないというふうな考えであります。

もつとも、御指摘のとおり、従前の規律を大きく変えるものでありますので、その内容につきましては十分かつ適切な周知、広報に努めてまいりたいと思ひます。

○加田裕之君 是非ともその周知、広報をお願いしたいと思います。

それで、次なんですけれども、認知無効の訴えを提起できる期間が経過した後においても、事後的に認知が事実が反することが明らかになったケースで、日本国籍を有していないこととなった者が無国籍という形になる場合があり得るとすれば、これを解消していくためには取組が必要ではないかと思ひますが、再度、齋藤大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(齋藤健君) 無国籍者については、法務局において、日本の国籍を取得するための手続ですとか外国の大使館等における所要の手続に係る案内を、この無国籍者の身分関係やあるいは御意向などを踏まえて行うなどの取組を行っております。また、無国籍者が退去強制手続を受ける、そういうような場合でも、個別の事案に応じて、例

えば、本邦で学校教育を受けているなどの事情を考慮し、法務大臣の裁量によつて在留特別許可がなされることがございます。

このように、法務省におきましては、無国籍状態をできるだけ解消するための取組に努めているところであります。

その上で、ただいま御審議いただいている民法等の一部を改正する法律案についての衆議院の法務委員会における審議におきましても、この無国籍状態の防止等の重要性が指摘をされております。ですので、無国籍状態をより円滑に解消するための関係機関の連携強化の取組を実施することを今検討しております。

○加田裕之君 まさに大臣が答弁されましたように、無国籍状態の部分の解消という、そしてまた、先ほどお話し、答弁ありましたように、ああいう就学中の場合であるとか様々なケースが想定されると思ひます。そういう意味においては、本当にこれから、開かれた国、日本ということにおいて、今までの法制度の部分と現状とのミスマッチの解消ということについては、是非ともこれは大臣のリーダーシップできめ細やかに取り組んでいただけたらと思っております。

それで、最後の質問ですけど、無国籍状態を円滑に解消するための取組というのは、逆に言えば、これはちょっと当局側にお伺いしたいんですけど、具体的にどのよう内容かということについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(金子修君) 具体的には、法務局が中心となりまして、無国籍になるおそれのある方の情報を収集した上、出入国在留管理庁と連携をし、その情報の共有をすることが考えられます。これによりまして、認知無効が判明した本人を戸籍から削除する前に、あるいは消除後速やかに、可能な範囲で退去強制手続や日本国籍取得に係る事前調整等を行うことができるようになるかと考えております。

このような観点から、現在、戸籍消除後の在留

資格がない期間や戸籍に記載されていない期間を短縮することが可能になるような仕組みづくりを検討しているところであります。

○加田裕之君 ありがとうございます。

まさに答弁のとおり、仕組みづくりというのが本当に大切だと思います。まさにこれ、法務局、現場現場の法務局が中心となりましてやっていくことですので、先ほど言いました情報収集、そして共有ということ、そして、これはまた地元自治体とか関係機関とも連携を緊密にしていた、大切なと思っております。そのことをしっかりとまた要望、強く要望いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○牧山ひろえ君 立憲民主・市民の牧山ひろえです。民法等の一部を改正する法律案の質疑を担当させていただきます。よろしくお伺いいたします。

今回の改正では、無国籍者を解決するために民法の嫡出推定規定の見直しを行っております。本日午後の委員会で参考人に立たれる井戸まさえさんは、今回の法改正案で救済される人々は、現在でも役所の窓口で、若しくは調停、裁判という形を取れさえすれば戸籍を得られる人々で、そこをターゲットにしても無国籍者数は実質的には減らないというふうな述べておられます。

今回のケースで無国籍を生み出す根本的な原因となつていのが離婚後三百日推定ルールです。このルールの廃止の必要性については衆議院でささん議論がありましたので繰り返しません。政府が述べるこのルールの存続理由に仮にそれなりに妥当性があるとしても、そこから生じるマイナスについては最小限に抑える立法努力をやはりするべきだと私は考えております。

そこで質問ですが、この推定期間が三百日である理由を御説明ください。

○政府参考人(金子修君) 婚姻の解消又は取消の日から三百日という期間につきましては、人口

動態統計上、出生数のピークは妊娠齢で三十八週から四十週までの間に生まれる子でありますけれども、妊娠齢四十三週以降に出生する子も僅かに存在しており、医学的な見地からは、三百日という期間は婚姻中に懐胎した場合ほぼ全てを包摂し得る期間であるというふうに言えると考えています。

また、嫡出推定制度は、早期に父子関係を確定し、子が安定した地位を得るという意義があることからしますと、婚姻中に懐胎した可能性のある子につきましては広く前夫の子と推定するものとするのが望ましいと考えられるところ、現行法の三百日を維持することが相当であると考えています。

○**牧山ひろえ君** 日本では妊娠から出産までをよく十月十日と表現しますが、実際には四十週、二百八十日が出産予定日の基準です。最終月経日を起点とするため、排卵までの二週間余はおなかに子供はいないですから、二百六十六日がいわゆる懐胎期間とされています。それより短い早産のケースは結構あるにしても、時期が大幅に遅れる、さっきおっしゃっていた、事例をおっしゃいましたけど、非常にまれなケースだと思わね。

今回の立法趣旨が無戸籍者の発生を抑制するとおっしゃるなら、せめてこの非科学的な三百日という期間を短縮すべきだったのではないのでしょうか。

○**政府参考人(金子修君)** この問題を検討しました法制審議会民法(親子法制)部会におきましても、産婦人科の先生などの意見も御紹介しつつ審議を進めていただきましたが、この三百日という期間の合理性について検討した上で、最終的には三百日という期間を維持することとされたものであります。

さきに御答弁申し上げましたとおり、三百日という期間に科学的根拠はあるものと考えておりまして、また、先ほど御紹介したような人口動態統計

計の数値によっても、婚姻中に懐胎した場合ほぼ全てを包摂し得る合理的な期間であるというふうな考えをしております。早期に親子、父子関係を確定し、子の地位の安定を図るという嫡出推定制度の意義に照らしますと、これを維持することが相当であると考えたものでございます。

○**牧山ひろえ君** 繰り返しますが、なぜ非常にレアケースを持ち出すのでしょうか。もう本当にそれ、レアケースだと思えますよ。レアケースが、じゃ、仮にあったとしても、DNA鑑定を始めとして個別に対処すれば十分だと思うんですね。本場に昔の常識と違いますから、今、DNAがあります。DNA鑑定がありますから、そういった非常にレアケースを持ち出して科学的というふうにおっしゃるのはちよつと無理が、この時代、無理があると思います。

そもそも、離婚する場合には離婚日前の時期は婚姻関係が破綻しているのが通常ですから、前婚の夫婦間に妊娠の基礎が失われている確率は非常に高いことを考え合わせますと、やはり三百日というの是非常に無理があり、今おっしゃっていた理由というのは理由にならないと思わね。

衆議院での審議で、DV事案等において、母が嫡出否認の訴えをちゅうちょしないためのIT化の実現や住所等の秘匿制度の周知、広報の必要性等について質疑がございました。その答弁で、本年五月の民法の一部改正、これによって人事訴訟の手続についてもウェブ会議による口頭弁論を行うことが可能とする制度が導入されたとの返答がなされておりました。

このウェブ会議で、音声のみで映像なしという運用は可能なのでしょうか。DV等の場合には、映像を使うことだけで被害者の側が萎縮してしまうということも十分あり得ますので、その辺をお聞かせいただければと思います。

○**政府参考人(金子修君)** お答えいたします。嫡出否認の訴えを含む民事訴訟につきましては、現在、口頭弁論期日に出頭するためには現実

に裁判所に赴く必要があります。

この点について、本年五月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律によりまして、人事訴訟手続についても映像付きのウェブ会議を利用して口頭弁論期日に出頭することを可能とする制度が導入されました。この制度では、映像と音声の双方の送受信が必要であり、音声のみで口頭弁論期日に参加することはできないこととされております。

もつとも、原告が代理人を選任している場合には原告本人が口頭弁論に出頭しないで手続を進めることが可能ですし、最初にすべき口頭弁論の期日については、原告が出頭しなくても被告が出頭している場合には、裁判所が原告が提出した訴状を陳述したものとみなして手続を進めることができます。

また、この一回期日を経た後、弁論準備手続に付されることも多いと思えますけれども、そのような争点を整理する手続である弁論準備手続につきましては、音声のみの電話会議の方法を利用することも可能となっております。

DV事案では、被害者である母が萎縮することのないように、これらの制度を用いていただくということが考えられるところでございます。

○**牧山ひろえ君** 映像のマイナスマ面も十分考慮すべきですし、また、DVの被害者の追い詰められた心理状態を考慮して工夫を積み重ねるべきだと思います。

また、これらの制度の周知に努めるという答弁もありましたけれども、具体的にどのような周知方法をお考えでしょうか。

○**政府参考人(金子修君)** 本改正法案や民事訴訟法等のIT化及び住所等の秘匿制度に関する法改正につきましては、国民に広く周知を行うことが重要であると考えておりまして、ホームページ等を活用するなどして改正法案等の内容や意義等の情報を広く広報するということを検討しております。

○**牧山ひろえ君** ホームページ等の広報というのちよつぱりもろろん重要だと思わね。特殊なケースだけに、該当者に確実に届き、そして確実に読んでもらうというふうにはしないと、本人に届かないという意味がないと思います。是非、ホームページに限らず、十分なリーチアウトを心掛けていただきたいなと思います。DVのシエルターやDV被害者を救済するNPOなどへの周知の協力を依頼するのも一つの手じゃないかなと思います。

今回の改正案が成立しましたら、女性に対する離婚後の再婚禁止期間が全て廃止されるということになります。

この再婚禁止期間に関しては、人権に関する国際機関から改善勧告などを受けていました。例えば、国連女性差別撤廃委員会による日本の第七回及び第八回合同定期報告に関する最終見解等です。今回の改正により我が国は一つ国際的な責任を果たしたということで、その点については高く評価させていただきたいと思わね。

この勧告に記載されている内容では、また夫婦別姓のみが実現していない残された課題となっているんですね。この残された課題への対応につき必要な検討を加速させるべきと考えますが、法務大臣の見解と解決に向けた決意を是非お願いしたいと思わね。

○**国務大臣(齋藤健君)** 御指摘の国連女子差別撤廃条約によります日本の第七回及び第八回合同定期報告に関する最終見解におきまして、夫婦同氏を定める現行制度の改正を求める旨の勧告がなされていることは承知をいたしております。

その上で、夫婦の氏の在り方につきましては、現在でも国民の間に様々な御意見がございます。今後とも国民各層の意見や国会における議論を踏まえてその対応を検討していく必要があるなというふうな考えをしております。そのため、国民の間ではもちろん、国民の代表者である国会議員の間でもしつかりと議論していただき、コンセンサスを

得ていただくため、法務省としては、引き続き積極的に情報提供を行って議論を喚起していきたいというように考えているところであります。

○**牧山ひろえ君** 法務大臣と法務省には是非積極的に議論をリードしていただきたいなと期待しております。

国籍法第三条の改正により、事実上反する認知が判明し、結果的に無国籍となる場合に取り得る対応についての質問につき、前法務大臣からはこのような答弁がありました。本人の帰責性がなく、日本で教育を受けているような、そういう事情がある方を、それが不利益な扱いがされるといふことは、やはり政治の責任としても解消していくことが私は必要だといふふうに思います。いずれにしても、無国籍者の置かれた立場に配慮しつつありやうしていきたいと思えますという答弁でした。

改正案を前提にすれば強い答弁だったんですけども、前法務大臣はいなくなられてしまいました。新大臣も、この答弁の内容を引き継がれますでしょうか。

○**国務大臣(齋藤健君)** 法務省では、無国籍の発生を防止する観点から、令和三年に改め事務連絡、無国籍等の状態にある外国人からの国籍相談に係る留意事項について発出をいたしております。無国籍状態の解消に向けて、外国の大使館等における所要の手續に係る案内ですとか、日本の国籍を取得するための手續に係る案内を行う等の取組を行っています。

その上で、ただいま御審議いただいている民法等の一部を改正する法律案についての衆議院法務委員会における審議におきましても、無国籍状態の防止等の重要性が指摘されており、

そこで、無国籍状態をより円滑に解消するための関係機関の連携強化の取組を実施することを今検討しております。私も、前大臣と同様、この無国籍状態の解消というのは重要な課題だと思っておりますので、引き続き可能な支援を行っていく

べきものと認識をしています。

○**牧山ひろえ君** ありがとうございます。大臣がおっしゃられた無国籍状態の解消に向けた救済策として、極めて短期間で期間ないし在留特別許可を付与することが考えられます。衆議院でもこのような答弁がございました。退去強制手續においては、外国人が在留を希望する場合などに十分に主張できるように慎重な判断がなされるようになっているほか、退去強制事由に該当する場合であっても、法務大臣の裁量により在留特別許可をされる場合がございますという答弁がございました。

三条三項により国籍を失ったケースについては積極的にこの裁量権を活用してほしいんですが、どのような御方針でしょうか。

○**国務大臣(齋藤健君)** 一般論としては、在留特別許可の可否判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理由ですとか家族の状況ですとか素行ですとか人道的な配慮の必要性など、諸般の事情を総合的に勘案して行っているところであります。その判断におきまして、認知無効により日本国籍を認められなくなったことに帰責性がない場合であれば、日本人として生活していた実態があるなどの事情は積極要素として考慮しているところでありまして、今後ともこの方針でしっかりとやっていきたいと思っております。

○**牧山ひろえ君** 救済措置としての帰化ないし在留特別許可がそもそも何割程度行われているのか、件数を把握して報告や公表することを求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

○**国務大臣(齋藤健君)** 今後、認知無効などによつて当初から日本国籍を有していないこととなった方についての人数を把握することは可能と考えています。ただ、改めて帰化申請をするかどうか、またいつ申請をするか、こういったことは本人の意思次第であるため、帰化の件数とか割合ですとか、そういうことはなかなか把握することは困難かなと思っております。

お尋ねのような統計について今後どうするか

は、検討をしていく必要があるかなとは思っています。

○**牧山ひろえ君** 現在ですから、現在のどのぐらいの割合で行われているかという質問ですので、是非、これ把握する必要があると思えますので、把握して公表してください。将来はもちろんその人の意思によると思うんですが、現在という質問です。

今回の改正は、この国籍法の規定を除いて、基本的に肯定的に捉えています。懸念が集中しているこの件について、正確に状況を把握するのは大変重要ですし、かつ、やる気さえあれば十分可能だと、繰り返しですが、思いますので、是非お願いたします。

この条項の適用を受けた場合、不法滞在となり、退去強制手續を受けることになるというのが政府の説明です。

三条三項の新設の趣旨は偽装認知の防止とのことですが、三条三項適用の具体事例としては次の三分類に整理できます。まず、偽装認知のケース、これは本人に帰責性があつたケースとないケースに分かれます。そして、認知者も故意ではない、つまり、そもそも偽装認知でさえないケース。この三分類の取扱いの違い、三条三項適用のケースとそれ以外の通常の不法滞在の場合の取扱いの違いを御説明いただければと思います。

○**政府参考人(金子修君)** 国籍法第三条の適用におきまして、血縁上の親子関係にないことが判明するなどして認知が事実になることが明らかになつた場合、当該認知に基づく国籍取得の届出は効力を生じず、認知された本人は当初から日本国籍を有しなかつたこととなります。

この結果は、認知された本人が血縁上の親子関係にないことを知っていたか否か、認知による国籍取得に当たつて何らかの偽装行為が行われたか否か、そのことに本人が関与したか否かによつて違いが生ずるものでもなく、本人の帰責性とは関係がない帰化ということになります。

他方で、認知された本人が当初から日本国籍を

有しなかつたこととなる場合でも、国籍法所定の要件を満たす場合には帰化により日本国籍を取得する余地があり、その要件の判断におきましては、認知の偽装への関与の程度を含めた帰責性など御指摘の事情のほか、日本人の子として日本で安定的に生活していたことなどの個別事情も考慮され得ることであります。

○**政府参考人(西山卓爾君)** 先ほど、認知が事実になることが明らかとなり日本国籍が認められなかつた者に対する取扱いと、それ以外により不法滞在となつた場合の取扱いの違いについてお尋ねがございました。

認知無効により日本国籍を認められなくなった者であるかどうかかわらず、在留特別許可の可否判断につきましては、先ほど大臣も答弁がございましたとおり、個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案して行つているところでございます。

その上で、その判断において認知無効により日本国籍を認められなくなった者について、そのことに帰責性がない場合であれば、日本人として生活していた実態があるなどの事情は積極要素として考慮することと考えております。

○**牧山ひろえ君** そもそも本人に帰責性がない場合でも、故意に不法滞在となつた者と全く同じ法的な扱い、すなわち一律に不法滞在、そして退去強制と処理されてしまふ。そして、決して可能性が高いと言えない帰化の要件で考慮されるにすぎないんですね。

本人に帰責性がない場合には、過去に遡つて日本人ではなかつたことにし外国人の不法滞在とするのではなく、せめて将来効としての措置にとどめるのが比例原則にも沿ひ、均衡の取れた対応となるのではないのでしょうか。

○**政府参考人(金子修君)** 偽装認知による国籍取得の防止という趣旨に照らして考えますと、帰責性の有無は、国籍取得の場面、その帰責性がないからといって将来に向かってでも一律国籍を取得するといふ扱いは難しいものと考えています。

ただ、先ほど御答弁申し上げましたとおり、そのような主観的な事情は国籍の取得あるいは在留特別許可等の場面において考慮される、一事情として考慮される余地があるものと考えております。

○**牧山ひろえ君** 是非私が申し上げた点は御再考を願いたいと思います。

偽装認知の抑止が立法趣旨ということだと思いますが、それを根拠付ける立法事実、すなわち、そもそも偽装認知というのはどの程度あるんでしょうか。近時の傾向も併せて御説明いただければと思います。

○**政府参考人(金子修君)** 委員御指摘のとおり、国籍法第三条第三項の立法趣旨は、我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知が行われることがあってはならないということを踏まえ、現行国籍法第三条についての従前からの確立した規律を維持するという事を明らかにしたものであります。

平成二十一年一月以降、国籍法の改正により、日本人の父から認知された子については、届出によって日本国籍を取得することが認められることになりましたが、この間、国籍取得届出が不受理となつた件数は、毎年十件台から三十件台で推移しております。なお、このうち偽装認知に基づくもの数値は把握しておりません。

また、虚偽認知が事後的に判明することもありますが、この場合にはその者の戸籍が消除されることとなること、その処理が市区町村においてされるため、その具体的な事案及びその件数については当省において把握していないところでございます。

○**牧山ひろえ君** 立法事実が曖昧な状況で、しかも、本人に帰責性がない場合も含めて人生の基盤を土台からひっくり返す処分を行うというのは、本当に適切なかどうか考えていただければと思います。

無国籍の発生防止と解消は国際的な要請です。国連総会は、国連難民高等弁務官事務所、UNHCR

CRに対し、無国籍の把握、防止と削減、そして無国籍者の保護という世界的任務を与えました。

そこで、UNHCRは、無国籍が生じることを回避するとともに、無国籍者の人権が保護され、かつ無国籍者が国籍取得への道筋を得られるよう、無国籍者を認定して法的地位を付与する手続を設置するための法令の策定、改善に関して各国政府と協力しています。無国籍者の地位に関する条約、無国籍の削減に関する条約、これらは年々締約国が増加しており、無国籍の発生防止は今日では国際慣習法と言われています。

日本政府も、二〇一八年、国連人権理事会の普遍的・定期審査でなされた二つの条約への締結の検討に対する勧告についてフォローアップするというふうに向き姿勢を表明しています。また、二〇一九年、無国籍に関するハイレベルセグメントの際には、無国籍を全ての人にとって大きな懸念の対象である問題であるとして、UNHCRの活動への支持を表明しました。UNHCRも、二〇二四年までに無国籍者をゼロにすることを目的としたBeiongというキャンペーンを展開しており、このキャンペーンには日本政府も賛同しています。

これらの状況を踏まえて、改正後の国籍法の解釈、適用に当たっては、UNHCRによる無国籍に関するガイドライン及び解釈などを尊重すべきことと考えますが、法務大臣の見解をお願いいたします。

○**国務大臣(齋藤健君)** まず、このUNHCRによる無国籍に関する御指摘のガイドラインですけれども、これは、無国籍者の定義ですとか地位等についてUNHCRとして発表したものであるというふうに認識しています。このガイドラインは法的拘束力を有するものではなくて、国籍法第三条第三項の解釈、適用に当たって同ガイドライン及び法解釈を尊重すべきか否かは、我が国の法制に照らして判断していくべきものだろうと考えております。

法務省といたしましても、無国籍者の発生防止

は重要な問題であると認識をしております。引き続き、無国籍者の置かれた立場に配慮しつつ、外国の大使館等における所要の手続に係る案内や日本の国籍を取得するための手続に係る案内を行うなどの取組に加えて、法務局などの関係機関間の連携強化といった取組についても適切にやっていきたいなと思っております。

○**牧山ひろえ君** 是非前向きにUNHCR等からの意見に耳を傾けていただきたいと思っております。時間になりましたので、終わります。

○**福島みずほ君** 立憲・社民の福島みずほです。民法改正の法案に入る前に、判検交流についてお聞きをいたします。これは、牧山ひろえ委員、そして鈴木宗男委員からもありましたし、私も十一月十七日に質問しております。

生活保護の引下げについて国を訴えた裁判に関して、国の代理人となつていた者が金沢地方裁判所の裁判官になり、生活保護の引下げについて国を訴えたケースを裁判官として担当をしております。

十一月十七日、法務委員会での私の答弁に、裁判の公平性や職務の中立公正な遂行に懸念を抱かせることがないよう、かつて裁判所において担当していた訴訟に関与しないなどの対応を行っているところでございます。ところが、実際、公平性欠いているんじゃないですか。いかがですか。

○**国務大臣(齋藤健君)** まず、法務大臣としての答弁の前提として、国側の御指摘の指定代理人を務めた裁判官出身者が裁判官として復帰した後に担当する事件の在り方につきましては、裁判所において判断される事柄でありまして、法務省としてお答えをする立場にはないのではないかと考えています。

その上で申し上げますと、一般論として、法曹は法という客観的な規律に従って活動するものでありまして、裁判官、検察官、弁護士いずれの立場においても、その立場に応じて職責を全うするものであるというふうに考えています。

○**福島みずほ君** 法務省は、わざわざ裁判官に訟務局に来てもらっているんですよ。だから、法務省の問題じゃないですか、まず。最高裁の問題でもあれ、法務省の問題でもある。この交流をやっていることをやめてほしいということですから、第一次的に判断すべきは法務省です。次が裁判所です。どうですか。

生活保護の引下げについて、論点は一つ、まあ共通なわけです。訟務検事、国の代理人の筆頭指定代理人やっていた者が次に裁判官になる、同じ論点ですよ。これが続いていた。みんなで交流会をやつて、この人とこの人、同一人物じゃないかというのが後から分かったんですよ。裁判やっていたんですよ。どうですか。これって公平じゃないと思いませんか、大臣、いかがですか。

○**国務大臣(齋藤健君)** 先ほど御指摘のケースにおいては裁判所において判断される事柄であるというふうに答弁申し上げましたし、一般論については先ほど申し上げたとおりでございます。

○**福島みずほ君** いや、こういうことが起きていくというところで、問題だということなんです。一般論として公平にやりますと言われたら、ちっとも公平じゃないじゃないですか。公平じゃないんですよ。

この件に関して、二〇一六年二月一日、まさに、全国各地で提訴される集団訴訟において、元訟務部付検事が裁判官職務復帰後に事件担当することに強く抗議し、徹底調査を求める公開質問状が法務大臣と最高裁判所長官に対して弁護団からなされております。これ、どう受け止めますか。

○**国務大臣(齋藤健君)** 先ほど御答弁させていただいたとおりでありまして、法曹は法という客観的な規律に従って私は活動されているというふう

のいずれの立場においても、その立場に応じて私
は高い志を持って職責を全うされているものとい
うふうに考えておりますので、人事交流自体が職
務上問題があるというふうには考えておりませ
ん。

○福島みずほ君 しかし、人事交流で、二〇二二
年、裁判官と検察官の交流を廃止したんです。
高い識見を持って公平にやるといっても、問題が
あるから廃止したんですよ。

私は、裁判官が、民事局や例えば内閣の法制
局、参議院の法制局や、そういう立法に携わるこ
となどでも、行政に、それは否定しません。で
も、裁判は原告と被告がとことん争うもので、裁
判官はその判決を書く存在なんです。ですから、
検察官と裁判官の交流をやめたんです。だ
としたり、訟務検事、つまり国の代理人となる訟
務局と裁判官の交流も同じようにやめるべきじゃ
ないですか。じゃ、何で裁判官と検察官の交流を
やめたんですか。高い識見を持って公平だったら
問題ないんじゃないですか。

○政府参考人(吉川崇君) 刑事分野における交流
を廃止した理由についてお答えいたしますと、判
検交流の意義としては、まず大臣から申し上げま
したが、法務省が所掌する司法制度、民事、刑事
の基本法令の立案、訟務事件の遂行等の事務につ
いて、裁判実務の経験を有する法律専門家である
裁判官を任用する必要があるという点にあると考
えられます。また、別の観点として、裁判官が裁
判官以外の法律専門職としての経験、その他の多
様な外部経験を積むことが、多様な豊富な知識、
経験を備えた視野の広い裁判官を確保すること
につながるという点にございます。

御指摘の刑事分野における判検交流につきま
しては、このうち専ら後者の多様な豊富な知識、経
験を備えた視野の広い裁判官を確保するという目
的で行われていたものでございまして、様々な御
指摘を踏まえた上で、必ずしも検察官の職務を裁
判官に経験させる必要はないものと考えられたこ
とから、御指摘のように、平成二十四年度に取り

やめることにしたものでございます。
○福島みずほ君 様々な指摘というのは、公平
じゃないということですよ。

ですから、私は、検察官と裁判官のこの交流を
廃止したのであれば、国の代理人になる被告のと
ころで被告席に座っているんですよ、国の代理人
として、と裁判官、これは、ここだけは訟務局と
の交流は廃止をすべきだということを強く申し上
げます。

司法権の独立があるので、個々の裁判官の訴訟
指揮について最高裁が言う立場にはないとは思
いますが、先ほどの金沢地裁の例では、裁判官を回
避していませんよ、そのまま裁判続行してい
るんですよ。そして、忌避が認められた、忌避を
原告側がやったら忌避は認められました。忌避が
認められたということは、やっぱり公平ではない
ということなんです、公平じゃないんですよ。
全国一斉裁判とかあります。そしてまた、この
交流を国の代理人と裁判官がやっている。地方に
行けば行政部の裁判やりますよ。国の代理人を
やって激しく原告側とやり、これをやった人間が
裁判官になっちゃいけないですよ。これは徹底し
てもう廃止すべきだと。

このことを、だから、裁判官から訟務局に来る
のも問題、訟務局からまた裁判所に戻って裁判を
やるのは問題。類似事件だったとくんありま
す。全国一斉のいろんな、アスベストとかいろん
な裁判あります。その担当をやってはいけない
んだと。その可能性があるから、それはたまたま
同じ人じゃないのということが全国交流集会で分
かったけれども、分からないんですよ。こういう
ことはもうやめるべきだと思います。

優秀な裁判官を裁判所から連れてきて国の代理
人やらせるのではなくて、法務省自ら法律家を養
成し、あるいは弁護士事務所に委託すればいい
じゃないですか、委任すればいいじゃないです
か。いかがですか。
○政府参考人(春名茂君) お答え申し上げます。
訟務局におきましては、これまでも弁護士出身

者を一定数採用してきているところでございま
し、最近三年間で申し上げますと、令和三十一年
四月の時点で在籍した者、任期付弁護士職員とし
て在籍した者は十四名、令和二年四月十五名、令
和三年四月十七名と、そして令和四年四月十二名
ということ、一定数を採用してきたものでござ
います。

○福島みずほ君 採用数を聞いていたんではあり
ません。問題ではないかと聞いているんです。採
用数はもう既にもらっています。

つまり、それだけ多くの人が来ている。でも、国
の代理人にかそういふところはいいです。でも、国
の代理人になる、つまり法廷に行ってみてください
い。原告がいて、被告がいて、裁判官がいるん
です。ここで原告と被告が激しく争うときに、裁判
官とその被告側、国の代理人が、まあ一緒、一緒
くたというか、ぐるというか、同じサークルとい
うか、入れ替わり立ち替わりやっているとどう
だったら、国を相手にやる原告、たまたまもん
じゃないですよ。これ、もう本当にやめてほし
い。優秀な裁判官を裁判所から引張ってきて、
国の代理人やらせて、そして戻す、こんなことや
めてください。

裁判官と検察官の交流はやめたんですよ。やめ
た理由は公平じゃないからでしょう。被告人、弁
護人にとつてみたら、裁判所と検察官がぐるとい
うか、行ったり来たり行ったり来たりしているん
だったら公平じゃないからですよ。同じことはこ
の民事でもあるんですよ。刑事でやったら民事で
もやりましょうよ。訟務検事、もうこれ、法務省
の中で人材養成するか、弁護士事務所に委任して
ください。このことについては、実現するまで本
当にこれは問題にしていきたいです。

齋藤法務大臣、是非これ考えていただきたい。
いかがですか。
○国務大臣(齋藤健君) 法曹間の人事交流の意義
については、もうこれまで申し上げたとおりであ
ります。
訟務分野における法曹の人事交流について、

今、福島委員始め、様々な御意見があるのは承知
しております。ただ、人事は、法務省が抱えるそ
の時々の政策課題、その優先順位、人材の状況等
を総合的に勘案いたしまして、その都度、適材適
所の観点からベストの人事を組むという、この大
臣のフリーハンドは堅持をしていきたいと思いま
す。

○福島みずほ君 行政内部で配置転換するのと誤
が違うんですよ。齋藤大臣が行政部の中で配置転
換されてきたことと話が違うんですよ。裁判の公
平が問われている。これは廃止すべきだといふこ
とを強く申し上げます。

民法改正についてお聞きをいたします。
離婚後三百日以内に生まれた子は夫の子と推定
するが、再婚して子供が生まれたら、後の後婚の
夫と推定する、これ余りにハードルが高いとい
ふことを代表質問で申し上げました。三百日以内
に生まれた子で前婚の夫の子となる可能性で、ど
れぐらいファクトとしてあるんでしょうか。

○政府参考人(金子修君) その点は統計として
取っておりますので、分かりません。

○福島みずほ君 先ほど牧山ひろえ委員からもあ
りました。離婚事件担当した弁護士としては、
離婚前にやっぱり関係が壊れているか別居してい
るか破綻しているんですよ。離婚して女性に子供
が生まれたら、それは前の夫の子である可能性は
本当に低いと実は私は思います。そのときに夫の
子と推定される、再婚しなければですね、するこ
とで、じゃ本当にやっぱり出せない、出生届出し
たら前の夫の子となつてしまふわけですから、嫡
出否認を今度、母、子供に認めますよと言われて
もハードル高いんですよ。

出産した直後に裁判やれと言われても、もう本
当に肉体的、精神的、経済的にへとへとのときに
これをやらなくちゃいけない。しかも、一旦戸籍
に載っちゃうんですよ、前の夫の子と。DV夫
だったりすると本当に交渉を持ちたくない。これ
の救済つけないんでしょうか。
○政府参考人(金子修君) 出生届を提出しない理

由に三百日の推定規定があるということは無戸籍の方々からのアンケートでもうかがえるところでありまして、その点については十分考えていかなきゃいけないということではありますが、その対策として今回の法案がございます。

今御質問いただいた、今の御質問、幾つかの要素が入っているかもしれないんですが、まず裁判を起こさなきゃいけないという点につきましては、今までお子さんとかお母さんにそもそも否認権を認めるということがされていなかったわけですけども、この否認権が適切に行使されることによって、再婚されていない場合で、前の夫の子と推定される場合であっても、否認権が適切に行使されるということによって解消が一定程度図られるものだと思います。

また、そのような手続についての紹介、あるいは裁判所の動向等、無戸籍者の方に寄り添った支援を今度とも引き続き継続して行っていきたいというふうな考えております。

○福島みずほ君 嫡出否認の訴えをやるのが、これが困難なんですよ。DV夫だったりしたらコソコソを取らなくちゃいけない。

答弁で、オンラインがあるとか法テラスで頼んだらいいってあるんですけど、法テラスだって、これはお金を返さなくちゃいけない。つまり、経済的に大変な女性にとつて、時間、労力、エネルギー、前の夫と交渉を持たなくちゃいけない、それとお金の点でも大変です。それを子供を産んだ直後にやれというのは大変なんです。だから、出生届を今まで出せなかった、だから無戸籍になったという問題は変わらないと思います。

オンラインでやるというのも、先ほど牧山ひろえ委員からもありましたが、裁判実務では当事者の意見を聞いてオンラインです。でも、これ、DV夫がイエスと言わないとオンライン使えないということではないんですか。

○委員長(杉久武君) 福島みずほ君。

○福島みずほ君 これは、済みません、細かく質問通告してないので、また、木曜日か別のとき

にまた質問をいたします。

それで、一つは、三百日という推定規定を削除してほしいというのが一つです。今回それを削除していない。削除していないとしても、百歩譲って、例えば単独認知、自分の子だと、つまり離婚した後ですから、それは僕の子ですと認知をした場合に、じゃ、その場合にその父親と認める、あるいは出生届を出しに行くときに、まさにDNA鑑定をきちっと付して、それで前の夫の子としないということなどできると思うんです。

これは、もう法務省は、今までの例でも、例えば医師の懐胎証明書で、離婚後懐胎時期に関する証明書の取扱いについてということで、離婚後三百日以内に出生した子の出生届の取扱いに関する法務省民事局長通達が七年五月七日発出をされています。

ですから、医者が、この前の、離婚後に妊娠したという証明書を作るフォーマットがあつて、それを持って出生届を出しに行けば、この通知が、通達を出してもらっているので、役所の窓口は前の夫の子と推定しない。ですから、届出等の審査で、市町村長は、出生届の届出書及び医師が作成した懐胎時期に関する証明書による子の懐胎時期が離婚後であるかどうかを審査すると。

具体的には、証明書記載の推定される懐胎時期が離婚後であるかどうかを審査して、審査するわけですよ、窓口で。届出の受理で、市区町村長は、一の審査によつて離婚後に懐胎したと認める場合には七百七十二条の推定が及ばないものとしてやると。ですから、戸籍には七百七十二条で推定されない子というふうに書かれるわけですね。やっているじゃないですか。

だとしたら、このことを、DNA鑑定書を、DNAで、これは前の夫の子じゃないということをつける、あるいは認知があれば、この七百七十二条の推定を覆すということがやってほしいと思えますが、いかがですか。

○政府参考人(金子修君) 裁判を経ることなく、戸籍の窓口において、嫡出推定が及んでいる子に

ついてその推定されている父の子としない扱いをすることができると、そのための手続として何か考えられないのか、あるいは書面として準備すればいいんじゃないかという御質問かと思えますが。

まず、その嫡出推定制度ということの趣旨に照らしますと、裁判手続によることなくその例外を認めるということにつきましては、高度の蓋然性を持つ資料によつて例外的な事情が認められる必要があるというふうな考えております。

今認知のことが挙げられましたが、認知は、認知者の意思表示によつてされるものでありまして、母や子の同意は必要がない。認知者の子である蓋然性を前提とした制度とは言い難いと思えます。したがって、任意認知がされたことをもつて、別の方に推定が及んでいるにもかかわらず、その例外的な事情を認めることは困難であろうと思えます。

それから、推定が及んでいる場合において例外扱いができないかというお話とは別の問題として、戸籍窓口で離婚後に懐胎したことの証明を、医師の証明書があればその離婚前の夫の子として扱うことができるという民事局長通達についても言及がございましたが、これは、そもそも前の夫の子の推定が及んでいない場合の取扱いでございますので、推定が及んでいるにもかかわらず、その推定と異なる扱いをするというものはありません。

つまり、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定するという、この推定規定の外にあるということが医師の証明書で分かる、つまり、婚姻中に懐胎した子ではない、離婚後の懐胎であるということとが分かれば七百七十二条の推定規定は及ばない、だから、離婚前の夫の子でないものとして扱えるという理解の下で通達を出しております。推定の例外を医師の診断書で認めたというものはないわけでありませぬ。

○福島みずほ君 しかし、やはり七百七十二条の問題ではあるんですよ。推定はあるけれども、し

かし、医者のその証明書があれば七百七十二条によつて推定されないというふうには戸籍に書かれるんですよ。やっているじゃないですか。窓口で審査ができないと言ってきたけれども、やれているんですよ。DNA鑑定でもやったらいいじゃないですか。

父親の推定は何のためにあるのか。子供のためだと思えます。子供のためですよ。だから、その推定は昆虫のカブトムシのようにきっちりして覆せないものではなくて、別の事情があるということであれば、薄い膜の推定であつて、認知をする人がいればその夫の子ですよ。その人の子で、夫というか、その人の子である。そして、DNA鑑定だつたら、まさに前の夫の子じゃないという立証はできるんですよ。

医者の妊娠証明、妊娠の証明だつてそうだと思いますよ。それは、まさに前の夫の子じゃないという、離婚後に懐胎したということなわけで、私は、それは工夫はできると思っているんですよ。だって、これ、みなし規定じゃないんですよ。ただかだか推定規定じゃないですか。離婚後三百日以内に生まれた子は夫の子と推定するはみなし規定じゃないわけだから、その推定を覆すための工夫はできるというふうな思っています。

だって、現在だつて結婚後二百日後に生まれた子は夫の子と推定するとなつていますが、実際は実務では結婚後に生まれた子は夫の子と推定しているんですよ。夫の子としていないんですよ。まあ推定されない嫡出子ですけども。だから、できるんですよ。こんな、やっぱり離婚後に妊娠したという証明があれば、七百七十二条で推定されない子としているわけです。

強制認知と任意認知のことを局長おっしゃったけれど、強制認知、裁判やつたことありますが、まあ嫌々認知ですよ。でも、任意認知はポジティブに自分の子供だとして認知するんですよ。

ですから、子供のためでしょう、この推定も。だとしたら、何で違うの前の夫の子と推定して戸籍に書くのか。みんなそれが嫌なんです。前

の夫と交渉するのも嫌だし、前の夫の子と戸籍に書かれるのも嫌だし、それを覆すために嫡出否認の訴えまでやらなくちゃいけないというのがすさまじい負担なんですよ。

だとしたら、実際、子供の妊娠についての医者の証明で、七百二条によって推定されない子と戸籍に書くわけですから、いいんですよ、それで。父親の欄が空欄でも、その後、女の人は認知を求めるか再婚するか、いろんな方法を考えればいいんですよ。認知と結婚があれば真正になるじゃないですか。いろんな手段が取れる。それをやってくれということなんです。

子供のために、子供というか、まあ子供のためにこの改正をやるんでしょう。だとしたら、やっぱり救済されるように、女性と子供が救済されるように、それをお願いしたい。三百日の推定規定があるけれども、それは薄い膜であって、違う事情で、DNAとか認知とかいろんな手段でそれは覆すということを是非考えていただきたいということ強く申し上げ、質問を終わります。

今日は嫡出とかいろんなことを聞く予定でしたが、それは木曜日いたします。お願いいたします。

ありがとうございます。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。私も無戸籍の問題について今日はお聞きをしようというふうにしてあります。

先ほど福島委員、また牧山委員からも問題提起がたくさんございました。この嫡出推定の制度自体についての在り方を問う御質問をほかの委員の先生方されたなと思って聞いておりましたけれども、本当に子供を中心に、この無戸籍の状態でも、本当に子供を中心に、この無戸籍の状態でも、様々な厳しい状況に置かれた方々を真ん中に据えて、そのためにはどうしたらいいかということ、今回の法改正ではまだ課題が残っているように思いますが、法務省としても、引き続きこの点については真剣に考えていきたいと思っています。

今回の改正は、まあそういった側面もあります

けれども、嫡出推定について、離婚後再婚した場合にはその新しい夫の子という形になるという点、それに伴いまして女性の再婚禁止期間も削除されると、こういった観点から私は評価をすべきかなというふうに思っております。無戸籍の問題についても、全てではありませぬけれども、一部その原因が解消される方向になるわけでございます。

その上で、先ほどからも御指摘があるように、三百日の推定規定自体は残りますので、再婚をしなかった場合、そういった場合には無戸籍者の問題というのは残るわけですが、これについては今回の改正ではどのように対応をしているのか、改めて教えてください。

○政府参考人(金子修君) 御指摘のとおり、本改正法案においても、離婚等により婚姻を解消した日から三百日以内に生まれた子について、母が子の出生のときまでに再婚していない場合は子は前夫の子と推定されることとなります。本改正法案では、前夫の子と推定される子について、前夫のみならず子及び母にも否認権を認めることとしており、母が再婚していない場合でも否認権が適切に行使されることにより無戸籍者問題の解消が図られるものと考えております。

○佐々木さやか君 この嫡出否認の訴えというものを、これまででは提起できるのが夫かつ期間が一年というものであったものを、母又は子も提起ができる、また期間についても三年ということまで改正をされるわけでございます。

ですので、こういった新しい制度ができるという点で前進かなとは思いますが、今日もほかの委員から御指摘があったように、こういった訴えを、裁判を前の夫に対して提起すること自体が難しいんだと、こういうお声もあるわけでありまして。おっしゃるとおり、三年という期間、一年はなかなか難しいと思います。出産してから一年以内、本当に体も大変な中でどこかに相談に行くとかいうことも難しいでしょう。ただ、三年というのもあつという間に過ぎますので、こうした

訴えが例えばあるよという制度の周知自体もどうやってするのかとか、それから費用の点もそうでしょうか。弁護士に依頼をするとなつたらさういった費用も掛かりますし、また、その前の夫がDV加害者だったりということで、なかなかコンタクトを取ることも難しいということもあると思えます。

こういったこともきめ細やかな支援、こういった訴えの制度が新しくできましたよというだけではなくて、じゃ、それを実際に使えるのかと。できるだけ必要な方には使っていただけるような支援というものが必要だと思いますが、この点はどのように考えていますか。

○政府参考人(金子修君) これまで法務省では、無戸籍者の解消の取組として、市区町村等から把握した情報に基づきまして、法務局や市区町村の職員が無戸籍者の母親等に定期的に連絡をしたり個別に訪問するなど、一人一人に寄り添い、戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続が取られるよう支援を行ってきただけでございます。

法務省としては、これらの支援を今後とも継続するとともに、施行日前に生まれた無戸籍者、その母親に対しては、新たに自ら嫡出否認の訴えを提起することができるようになったことを個別に通知することなどを含め、あるいは今後想定される手続の内容や法テラスの活用等も含めて必要な取組の周知を含めて、その機会を、訴え提起の機会を失うことがないように、必要な手続を取ることでできるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 そういった支援、できるだけしっかりと行政内の、地方自治体の中の関係部局などもしっかりと連携をさせていただきながら、できる限りの支援をしていただきたいと思えます。

ただ、やはり前の夫の子供として一度は戸籍に載ることをためらったりとか、それから様々な事情でそういった行政とつながれないとか、そうしたことから今後も残念ながら無戸籍となる方が出してしまうおそれはあるというふうに思います。で

すので、引き続き、この無戸籍者に対する、そもそもこの無戸籍の方の把握と、それからそれに対する支援、様々なことを本当に今までもやってきてはいただいておりますけれども、今回の改正がなされたからといって、そういったこれまでの取組がおろそかにならないように、むしろより力を入れていただく必要があるというふうなふうに思っております。

この無戸籍者の把握とそれから支援、報道などを拝見しますと、なかなかこの行政の、把握はされているけれども、実際に、じゃ、どんな支援がなされているのか、十分な支援がなされていないんじゃないかという問題提起も聞くところでございます。こういった無戸籍者の把握と支援について今後どのように取り組んでいくのか、お聞きしたいと思えます。

○政府参考人(金子修君) 無戸籍者の方の情報につきましては、無戸籍の方やその母親が市区町村の戸籍や住民票の窓口などに相談に来られた際に把握されることが多いほか、市区町村の福祉担当部署や教育委員会等においてもこれに接することがあることから、これまでも、無戸籍者の情報に接した場合には、市区町村の戸籍担当部署又は法務局に情報提供するように、それらの機関に対して協力を依頼してきたところでございます。このような把握につきましては、今後とも引き続き継続することとしております。

そして、これらにより把握した情報に基づき、戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続が取られるよう支援するほか、各法務局等に裁判費用等について相談があった場合には法テラスの民事法律扶助制度を案内する、法務省に無戸籍者ゼロタスクフォースを設置するとともに、各法務局において市区町村、弁護士会等の関係機関と協議会を設置するなど、関係機関との連絡、連携の下に一人一人に寄り添った支援を行っているところでございますけれども、このような把握と支援の取組、いづれもしっかりと継続するとともに、無戸籍者として把握することができていない方への周知も

重要であることを踏まえまして、関係機関、関係団体とも連携して、広く一般向けに法務省ホームページなどを通じて制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、今後は、特にこの法改正の効果を検証するためにも、無戸籍者の把握を継続していくことが重要であると考えております。

○佐々木さやか君 支援ということについて、この戸籍を取得していただくことへの支援も重要です、ただ、この無戸籍状態にあるということとは、様々な経済的困窮とか、それから子供たちの学習の問題とか、いろんな困難な状況に置かれていることが想像できますので、そういった、まあ法務省の管轄ではないかもしれませんが、福祉的な行政支援にもきちんとつながるように連携を取っていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○梅村みずほ君 よろしくお願いたします。日本維新の会の梅村みずほでございます。

大臣、先日の本会議での答弁、大変丁寧に御答弁いただきました。ありがとうございます。

今回の民法改正は、この子供が誰の子供であるのかといったことでありまして、また懲戒権の削除ということで、子供に大変関わりの深い法案で重要だと思っております。

本日の質問は、先日、本会議において大臣から御答弁いただきました大臣のお言葉も基に質問を進めさせていただきますと思っております。

まず、この民法の改正については、明治時代から変わっていなかった時代遅れの法律がやると変わったということで、一歩前進だと私も認識しておりますけれども、明治から昭和になっただけで、全然令和にはなっていないというのが実感のところでございます。それは、先ほど来からこの委員会でも出ておりますDNA鑑定というものを全く想定していないからなんです。

私は、本会議での質問においても大臣に、この父子関係というのは、DNA鑑定の精度が高いわけですから、これを活用すべきであるというふう

に訴えました。そうすると、大臣はこのようにおっしゃったわけですね。DNA鑑定による父子決定だと家庭の平穩を害する懸念があるという言葉が出てきたんですね。この言葉、ひよっとして世の中知らない方が幸せなことがあるとでもおっしゃりたいのかなと私は受け止めたわけなんです。

この家庭の平穩を害する懸念がDNA鑑定に起これり得るとした場合、やっぱりその父親とされてる男性が本当の生物学、本当のと言ったらあれですね、生物学的な父親じゃなかった場合、その家庭に亀裂が入るじゃないか、これ一定事実だと思っております。実際にそういった家庭というのはこの日本にたくさんあります。

じゃ、生まれた直後にDNA鑑定をして、あのお父さん、残念ながらこの子供はあなたの子供ではありませんでしたと言われたときに家庭に入る亀裂、衝撃ですね、これやっぱり家庭の平穩を害する懸念あるわけですよ。

けれども、一方で、じゃ、DNA鑑定を出生後にすぐ行わず、十歳、十五歳と思春期に差しかかるなり、小学生なり、もっと幼児期なりで、生物学的な父親が、実は父親とされていた男性の子供ではなかったということが判明しました。これ、家庭の平穩を害しませんかといったら害すると思っております。

世の中には、やっぱり成長してから、愛情もお金も時間もたっぷり掛けて育ててもらったはずなのに、ある日そういう事実が判明し、非常に微妙な親子関係になってしまったという方々いらっしゃいます。それは家庭の平穩を害しているというのが私の認識なんです。

これはもう個別の各家庭のケースによるとは思いますが、出生直後と子がある程度成長した後、生物学的な父子関係が認められないと判明した場合は、どちらがより家庭の平穩を害すると思えますでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 御質問の中にもありますが、ケースによって非常に多様になっていると

思っています。

DNA鑑定のお話もありましたけど、これ、鑑定を私は受けたくないと言われてしまうと、もう確定できないということにもなります。そういうことでもあるんですから、嫡出推定制度のそもそもの意義というのは、婚姻関係を基礎として父子関係を推定することで、子の出生の時点ですっきりと父子関係を定めて子の地位の安定を図るということでありまして、子の出生時において家庭の平穩が害されないようにすることにあると考えられるわけでありまして。そのため、血縁関係がないことをもって事後的に法律上の父子関係を否定することを制限することが子の利益や家庭の平穩を維持するために必要ではないかということでも考えられていくわけでありまして。

もつとも、嫡出推定制度によって父を定めたとしましても、その後、おっしゃるように、父と子の間に血縁関係がないことが明らかになるような、そういう場合におきましては、結果的に家庭の平穩が害されることもあり得るんだろうというふうに思っています。

ただ、冒頭申し上げたことと繰り返しになりますけど、各家庭の状況や父と子の間に血縁関係がないことが明らかになった経緯などによっていろいろ事情が異なると思えますので、一概にはお答えすることは難しいかなというふうに思っています。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

今の御答弁、一定理解もできるんですが、子供中心には考えられていないというのが正直な感想です。

子供が成長したときに、女の子だった場合に、こう言われる子がいるんだそうです。自分の血のつながっていない娘なんだと分かったときに、複雑な感情をやっぱり父親も抱きますよね。大切な我が子と思って今までどおり育てようと思う気持ちと、でも誰の子供か分からない、俺の子じゃないという娘を目の前にして、ぼろっとおまえは母親に似てきたなという言葉を子供が受けたとき

に、どんなショックを受けるか想像してみてください。そして、自分の父親と信じて疑わなかったその人に向けられる冷めた視線、そして自分の母親に対して、お母さん、あなたは何てことをしたのというような、まあそれは不貞のことも限りませんけれども、例えば、今回みたいに結婚前の母親自身も現夫の子と信じていたけれども生物学的には違ったと判明したときは、本当に三者三様で苦しむことになるわけですね。

特に子供の苦しみというのは、なかなか大人には理解できるものではないと思います。世の中には、兄弟の上の子はお父さんの子供だったけど、僕は違って、お母さんと一緒に出ていくことになったというようなケースもあります。そうなたとときに、どうして僕はほかの兄弟と違うんだろうとやっぱり責めることにもなりますよね、いろんなところを責めることにもなります。子供を中心にして法律を考えてほしいというのが私の率直な意見なんです。

自分が赤ちゃんのときに家庭に亀裂が入って、自分の子じゃなかったから、じゃ別れましょうとなったときに、それはそれで悲しいことではありますけど、でもそのときには物心がないわけですね。生物学的には父親ではない、けれども法的には父親である男性との楽しい思い出も愛情もまだその段階では芽生えていないわけですから、それがその楽しい思い出や愛情というのが芽生えた後に生物学的な事実が判明したときの衝撃、だとか子に与える影響というものを考えれば、もつとこのDNA鑑定というものを真っ正面から考えるべきだと私は思います。

この水は酸性なのかアルカリ性なのかとなったときに、いや、もうレモンが周りにいっぱいあるからとか石けんが周りにあるからとかで推定しないでですよ、リトマス試験紙持つてるんですよ。九九・九%の精度のDNA鑑定があるわけですから、やはり様々な推定がされるような事例についてはDNA鑑定というのを積極的に認めるべきです、特に今日は女性議員から、四名、そのDNA

A鑑定であるとか、再婚した場合には新しい夫の子供として認められるけれども、再婚していなかった場合はどうなのかとなったときに、女性は知っていますよね、前の夫の子ではないということが分かっていたりもするわけです。それを前の夫の子とされるというのは、もう明治から一歩脱して昭和初期ですか、で止まっていいんですかという話だと思います。是非、DNA鑑定による父子関係の決定というものをと前向きに捉えていただきたいというふうに思います。

先ほど大臣がおっしゃった、父が鑑定に応じない際に父の子が確保されないという懸念ですね、これもやっぱり義務化されていないとそうなるわけなんですけれども、もう基本的に義務化すればいいと思っています。特に、こういった離婚、結婚の前後ですとか、そういった不確定要素が大きい場合には義務化する、それだけで済む話なのではないかと思えますし、それは責任から逃げているのではないかとこのように思うわけです。

また、例えば夫婦にもいろんなケースがあって、おなかの子が自分の子ではないと知っていますよと、でも、この子を自分の子として育てるんだ、だからDNA鑑定は要りませんという夫婦の合意がある場合のみに関してはどういったDNA鑑定を必要としないというような法を立て付けもつくれるはずなんです。子供の幸せというものを第一に置いて考えればもっと違う方法があったのではないかとこのように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 先ほどお話しになったケースにおいて、確かに、成長してから突然事実が分かるというようなケースについては、確かに、委員の御指摘、相当子供に衝撃があるんだろかなというのには理解できるんですけど、一方で、出生した時点でちゃんと父親を確定しておく、推定をしておくということもまた一方で重要な、子供の立場に立った議論ではないかと思うんです。

それで、今、DNAの鑑定の話がありました。

繰り返しになりますけど、まず、義務化ができていない、であれば、鑑定に応じなければ子の父が確保されないというまずおそれが生じるということとであります。

御指摘のように、夫と妻が合意した場合に限りDNA型鑑定をしたり、しなくても、どっちでもいいんですけど、嫡出推定を及ぼすというふうな考え方につきましては、実の親子関係は当事者の意思によって処分できないと解されていることとの関係で、やはり慎重な検討が必要なんだろうというふうに考えています。また、そのような合意がない場合において父がDNA型鑑定に応じないときには、子の父が確保されないということになります。

また一方、その義務化することについては是非は、これ恐らく様々な議論があると思えますので、これもまた国民的議論を見極めてからでないと思進させることはできないかなというふうに思っています。

○梅村みずほ君 これ素朴な疑問なんですけど、父親がDNA鑑定を拒否するケースってそんなあるかなと思うんです。女性が拒否するという方が多いんじゃないかな、やめてくださいと。だって、女性だけ分かるんですから。実はこの男性の子供ではないということを知っていたら、やっぱりそれ明るみになるとまずいという女性側の心理的な作用で、やめてほしいというのは女性の方が多いんじゃないかなと思います。

男性は、やっぱり一年以内に俺の子ではないというふうに申し立てないと養育費も払い続けなくてはいけないというわけですね。今この日本に生きていく方の中では、えっ、俺の子じゃないのって判明した後も渋々育てている、まあ渋々とは言いませんけれども、ケース・バイ・ケースですけども、複雑な思いで子育てをしている方もいらっしゃるわけです。なので、それを男性が拒否した場合、どれぐらいその数あるんですかねというところも知りたいと思うところでもあります。いずれにしても、九九・九%の精度を誇る

DNA鑑定による父子関係の決定の是非については積極的に検討すべきと考えますけれども、大臣がどのようにお考えか。また、こういった科学的な技術が確立しているにもかかわらず法に生かさない点が、日本が政治において科学的知見を軽視していると言われるゆえんではないかと考えます。いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 若干繰り返しになります。嫡出推定制度の意義というのは、婚姻関係を基礎として父子関係を推定することで、子の出生の時点で父子関係を定め、子の地位の安定を図っていくということに意義があるわけでありまして、DNA型鑑定等が発達した現在におきましても、このような嫡出推定制度の意義や重要性は私は失われていないのではないかと考えておりますので、この嫡出推定制度を維持することが相当である、このように考えております。

親子法制を含む民事基本法制の見直しに当たりましては、科学的な合理性のみならず、国民の意識や社会情勢の変化なども考慮することが必要なんだろうと考えておまして、父子関係を定める際にDNA型鑑定を必ずしも用いていないことをもって科学的知見を軽視しているとは私は言えないんじゃないかと考えています。

加えて、法務省が把握している限りにおきまして、諸外国も子の父を定める婚姻関係を基礎とする推定規定を設けておまして、出生時においてDNA型鑑定を必要とする国などは見当たらないんじゃないかというふうに考えています。したがって、外国との比較をしても、日本が特に科学的知見を軽視しているといった御指摘は必ずしも当たらないんじゃないかというふうには思いません。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。イギリスのコモンローの原則もありますけれども、ほかもやっていないからうちもやらなくていいということ、必要性がささやかれ始めているという、声が大きくなっているのに、別にこれでもいいんじゃないかというふうに私はできないと思

っています。これからどんだん科学の技術も進歩していくわけですね。全くもって政治がそういった科学的進歩に追い付いていないというふうには私は認識しておりますので、引き続き前向きに検討していただきたいと思うわけなんですけれども。

ここで、ちよつと質問通告していないんですけども、大臣は托卵女子という言葉をお聞きですか。

○国務大臣(齋藤健君) 済みません、ちよつとも一回言っていたのかなきゃ分からないような状況ですが。

○梅村みずほ君 托卵女子です。

○国務大臣(齋藤健君) いや、申し訳ありません、勉強不足です。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。私も、この民法を勉強するに当たって出会った言葉なんですけれども、カッコウとか、鳥類の中では、違う雄の鳥の卵を、つがいの夫である鳥です、雄の鳥に育てさせるといって、そのような生態になぞらえて托卵女子という言葉が存在するのだそうです。要するに、婚姻関係にあつて不貞でできた子供を夫の子だとして育てるといふような場合、托卵女子というらしいんですけども。

実は、これは離婚、再婚の問題ではなくて、婚姻関係にあつて生まれた子供についても、最近では、自分の子ではないというふうな後々生物学的に判明するケースというの問題になることがございます。

やっぱりDNA鑑定というものは積極的に用いるべきだと私は考えていますけれども、それとやっぱりグラデーションがあると思っているんです。この離婚、再婚の前後だけというふうにすることもできますし、はたから見ても円満な婚姻関係が継続している場合にも導入する可能性というものも今後は検討していかなくてはいいんじゃないかと思うんです。

先ほど来から申し上げておりますように、やはり父親も子供もお互い親子と信じて疑わずに生活

をしていくわけなんです、ある日、生物学的に親子関係がなかったということになりますと様々な影響があるわけなんです。これは、例えば離婚をして、前の夫の子供ではないと分かっているのに前の夫の子とされてしまう、特にDVなど問題がある場合は本当に女性にとつて負担になって、女性が苦しむことになるわけなんですけれども、こういった托卵女子という存在が家庭内にあつて、奥様がまさかほかの男性の子供を身ごもつていたとなると、今度は男性側が非常に苦しまれるということになります。

男性の尊厳を守るためにも、こういったDNA鑑定で父子関係を見ることが有効であると考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 今まで御答弁をさせていただいているに尽きるわけでありまして、この嫡出推定制度そのものは、出生時において子の地位をとにかく安定をさせるものでないといけないところから出発をしているものでありますので、そのことにおいては私は適切な制度ではないかというふうな考えをしております。

その後、様々な、例えば血縁関係、出てきたかどうかとお話もありましたけれども、とにかく出生時においてきちんとした確定をしていくということは私は大事だろうと思っております。

○梅村みずほ君 まさにです。出生時に確定する、後々親子が傷つかないように出生時に確定するというのが私も問題意識として共通しているところなんです。なので、出生時のDNA鑑定がとても大事だと思っております。

この爆発物が出生のときにはあんなになって、もうこれどうしようという問題が出たときに、例えばいるんな可能性が、じゃ、それはしかるべき支援につなげないといけないとか、犯人を捕まえたりとかいう必要性だつて出てくるわけですし、やはり、あつ、僕の子供だと思つていたけど僕の子供じゃなかったんだね、じゃ結婚できないよとなつたら、それはそこでやっぱり考えるべきなんです。

話合いを持つべきであつて、真正面から向き合うべき事実が出てきた、それが出生時なのか成長した段階なのか、一生隠し通せたらそれでいいのかという問題だと思つていいよねという爆発物が爆発しなかつたらそれでいいよねという問題ではないというふうには私に認識しております。

ここで、配付資料を見ていただきたいんですけども、一昨日のニュースです。横浜市の公園で乳児の遺体が見付かつて、二十歳の女性が逮捕されたということ。公園で赤ちゃんが見付かる、亡くなつていて、珍しいニュースでは本当に残念ながらもなくなつてきていますよね。またか胸がぎゅつと痛くなる、こういったニュースはもうたくさんだと考えている国民も多いと思つています。で、やっぱり逮捕されるんです。

六月にもありました。北海道の新千歳空港の近くの千歳駅で、コインロッカーでした、そのときは、女性が、二十二歳、逮捕されました。黙秘を続けています。どんな背景があつただろうと。保護責任者遺棄致死で逮捕されて、これから裁きを受けて罪を償わなくてはならないんですけれども、そのときにもやっぱり生物学的な父親はどこにいるんですかという問題には、やっぱり皆さん頭をよぎるもの、法律でどうしようという話にはなかなか及ばないですね。

このページをめくっていただきますと、配付資料なんですけれども、こちらは十月の北海道放送ニュースということで、これは先ほどもお伝えいたしました千歳駅のニュースを受けて関連の記事が出ていたわけなんですけれども、この記事に出てくるのは、ちよつと長かつたのでテキストだけ抜かせていただいておりますけれども、どういった概要かといいますと、望まぬ妊娠をした方がいる、軽度の知的障害があります、就労支援施設で働いていたけれどもお給料が少なく風俗で働かれた、嫌だと言つたけれども身勝手なお客さんによつて妊娠させられてしまつたというようなケースです。そうなつたときに、やっぱり、この方は支援の

手につながる事ができました。結果、特別養子縁組という選択肢を知ることができてその選択をなさつたわけなんですけれども、そういった支援につながらなかつたらどうなつていたか分からないうちにおつちやつていられるんですね。そういった女性がたくさんいるんですね。

じゃ、この、かづこさんという仮称で出てくるんですけども、かづこさんを妊娠させたそのお客さんは今何しているでしょうか。同じことして根本的な問題の解決、どうしたらいいんですかというふうな考えたときに、じゃ、支援施設を増やせばそれでいいんですかと、そうではないですよ、ほかに打たなくてはならない手がありますよねといつたときにも、このDNA鑑定というものが父子関係の決定に重要、非常に深く関わつてくるんだということになると、女性側も男性側も、あつ、これはひよつとしてという危機意識が働いてくると思つてます。逃げられない、黙つていなければならないのだという社会にしていくなければいけないと思つてます。

この虐待死や実子に対する殺人というものが、子供が幼ければ幼いほど起るんですね。本会議でも申し上げましたけれども、虐待死の中でも断トツで多いのがゼロ歳ゼロ日児の死亡事案です。こういった虐待死、実子に対する殺人を犯した母親のニュースが後を絶えない現状において、生物学的な父親の責任について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) まず、民法においては、法律上の父をどのように定めるか、また法律上の父が子に対してどのような責任を負うかといった問題を規律している、これが民法であります。お尋ねの生物学上の父親の責任、これにつきましては、民法上の規律とは別個に様々な観点から論じられるべき問題であるというふうにお考えしております。そうなりますと法務省の所管を超える問題になりますので、法務大臣としてのお答えは困難かなというふうにお考えしております。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。そうなんです、民法でいうとどうですと。法務大臣ですから、特にこの質疑は民法改正に対する質疑ですから、そのようにお答えになるのは大臣として正しかろうというふうにも私も思いますけれども、道義上、責任ないよねとはやっぱり誰も言えないと私は考えるんですね。

じゃ、質問要旨一つ飛ばして、九番行かせていただきたいと思いますけれども、この別個に様々な観点から論じられるべきという言葉は、本会議でも大臣お使いになつていた言葉です。DNA鑑定等により生物学上の父を明らかにする必要性について、法務大臣は、民法上の規律とは別個に様々な観点から論じられるべきとお答えになられました。具体的にどのような観点から論じられるべきとお考えか、お尋ねいたします。

○国務大臣(齋藤健君) 私の御指摘の答弁は、生物学上の父が子に対して負うべき責任の在り方についてお答えをしたものであります。その上で、その生物学上の父を明らかにする必要性ということであれば法務省の所管を超えるなというお話をさせていただいたんですが、例えば、具体的にどうすることで、子の福祉をどう考えるかとか、プライバシーの保護をどう考えるかとかいう観点も考えられるのではないかなと思つています。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。これは法務省だけではなくて、子の福祉ということで厚生労働省ですね、プライバシーも当然ですし、私は文科省にも関わつてくる問題だと思つております、この後聞くことになりましたけれども、本間に様々な観点から論じられるべきトピックというのは、この国政には様々な存在しているんですね。悲しい事案、苦しむ人々が生まれるのはどういふときかといつたら、全てではないですけども、やっぱりこういった縦割りの中で、ああ、そこはいろんな観点が必要だよねとおざなりにされがちのところ、ここに人々の苦ししみというのが

多数存在しているのではないかと思います。

こども家庭庁が準備に掛かっています、まず子供に関わるマターというものは特にそちらに期待が掛かるわけですが、本場に負荷が大きいセクションになるだろうなと思っています。なので、こども家庭庁にお任せではなくて、やっぱり法律に何か関わっているのであれば、自分中心として取り組んでほしいというのが心からの願いです。

それでは、質問要旨一つ戻りまして、先ほど文科省も関わりがあると思っていた部分について、今日は文科省からも、政務に、大変お忙しい中、恐れ入りますけれども、お答えいただきたく、質問をさせていただきます。

こういった予期せぬ妊娠などに起因する虐待死、これは防止していかなくてはならないというのは国民の総意と言ってもいいかと思えますけれども、一方で、日本の子供たちというのはほとんどな性教育を受けていないというのが私の認識です。特に、女性、男性で分けるわけではないんですけれども、今の法律上、DNA鑑定によって父子関係を確定することが余り法律上はないわけですから、余りというか、ないわけですから、逃げられてしまうというのが実際あるわけなんです。

男性の責任というものをしっかりと受け止めていただくために、男の子こそ性教育必要、じゃないかと思うんですね。女の子はやっぱりリスクがあるので、母親も必死に教えます。変な人に付いていっちゃ駄目だよと、変な人といっても変な格好をしているわけじゃなくて普通に見えるんだよとか、もう必死に伝えるわけですよ。もうそれは必死に、私も娘に教えますけれども、息子にも自分なりに、小学校上がる前に性教育は自分で思う一通りのことは伝えていきます。それを知っておかないとどんなことになるのか。人を傷つけ、人生を狂わせていく、そういったことがあるわけですから。これはもう性教育というと、セックスの仕方を教えるのかというふうに対抗する方々いらっしゃる

いますけれども、そうではないです。社会保障費の増大にもつながっていくことであり、少子化どうするのかの問題にもつながっていくかもしれない。国民の幸福を追求する権利にも深く関わっているものであって、私たちのアイデンティティーにも関わることであって、生命の源にまつわる重要な知識なんです。

そこで、問題になっているのが学習指導要領の歯止め規定です。妊娠に至る過程とか、精子と卵子が出会うまでとか、そういったことは習うわけなんですけれども、じゃ、どうやって子供でできるんだというところはもうネットで学べと、ユーチューブで見ると、まあユーチューブでもいろいろ規制掛かって見れなくなりますが、いろんなデジタル媒体から子供たちというのは情報取っていますが、それが正しいわけではないですよね。

歯止め規定を廃して義務教育中に性教育を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(伊藤孝江君) お答えいたします。学校における性に関する指導につきましては、子供たち自身が性に関して正しく理解し適切な行動が取れるよう、児童生徒の発達段階に応じて、受精、妊娠、性感染症の予防などの身体的側面のみならず、異性の尊重、性情報への適切な対処など、様々な観点からの指導を行うこととしております。

中でも中学校の生徒に対しては、妊娠が可能となる体で成長していることや、性衝動に任せて行動することが予期せぬ妊娠を招く可能性があるという点を指導すること、妊娠するおそれのある行動は適切ではないということを理解させることが重要です。というふうにご考えております。

そこで、中学校における性に関する指導に当たります。個々の生徒間で発達の段階の差異が大きいこと、また児童生徒や保護者、教職員が持つ性に対する価値観が多様であることなどから、集団で一律に指導する内容と、個々の生徒の抱え

ている問題に応じ個別に指導する内容を区別して指導することとしております。

このような中で、全ての中学生に共通に指導する内容としては妊娠の経過は取り扱わないこととしておりますが、個々の生徒の状況などを踏まえ個別に指導することも含めて、現行の学習指導要領に基づき着実な指導に努めているところでもあります。

文科科学省としては、各学校において、子供たちの性と健康に関する課題に対応するため、個別指導の実施に向けた指導、相談体制の充実を図るとともに、各自自治体の保健部局が実施をする性と健康に関する普及啓発、相談対応等について、教育委員会や学校との連携協力が促進されるよう努めてまいります。

○梅村みずほ君 伊藤政務官、ありがとうございます。政務官のせいではないということをご承知した上で、済みませんが、聞き飽きた答弁です。個別の発達段階があるから一律の教育とそれぞれの子供に対してと分けなさいいけないんだ、周囲との合意形成必要だとか、そのそばで何が起きているのか。小学校四年生が小学校四年生と学校のトイレで性行為を行うんですよ。そういう時代だということを分かっていないんじゃないですか。

何回これ言い続けたら子供たちの命守ってくれるんですか。小学生でランドセルしょっているのに妊娠している子供がいるじゃないですか。その危機感が何でこの国会にはこんなに薄いのかと。だから、普通の主婦が国会に来なくちゃいけないんです。国会に来て三年たちます。

性教育やってくれやってくれといろんな議会で言ってきましたよ。もうびくともしない。諦めて民間に帰りたいくなる。これが政治の実態です。何が言っているか。赤ちゃん死ぬからですよ、命奪われるからですよ。こういう事件に出てくる女性が後を絶たないからですよ。その危機感を是非とも共有していただきたいと思えます。

す。

今回は国籍法も併せて改正されるわけなんですけれども、この国籍法、日本国籍を取得する子供たち、実は認知の虚偽があったという場合には日本国籍じゃなくなってしまうんですよ、これもやっぱりその子にとっては大変悲しいことです。日本人だと思って僕、私、生きてきたと。その子が日本人ではなかったとされたときの衝撃というのは、これもやはりいかにばっかりかと思うんですね。

これこそ本当に、出生時あるいは認知のときにDNA鑑定を行って父子関係を確定すべきではないかと思えますが、齋藤大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 民法において、認知の届出をするときにDNA型鑑定の結果の提出、これを義務付けるということになりまして、恐らくその手続的な負担がかえって認知届を提出することの支障になってしまふ、そういうおそれもありませんか。

それに加えて、戸籍の窓口における形式的審査によって、そのDNA型鑑定の適正に実施されたものであるかといった点についての確に判断するのなかなか難しいのではないかなというふうにご考えられるところでありまして、国籍法の第三条に基づく国籍取得の前提となる認知であるか否かにかかわらず、この認知の届出の際にDNA型鑑定の結果の提出を義務付けるということについてはなかなか慎重な検討が必要なんじゃないかなというふうにご今思っているところでありまして。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

手続的な負担であるとか形式的な審査、適正にDNA鑑定が実施されたのかどうかと比べて子供が受ける衝撃はどうかとどうかと比べて、それはクリアするべく考えるのが政治の役割なのではないかというふうには思います。自分の血が日本国籍を引いているか否かにかかわらず、子供たちは元気にこの国で生まれて、生まれてはどうか

分らないですけど、育つわけですよ。日本人として途中で育つわけですよ。そこからそれが間違っていましたと言われたときに子供がどう思うのかという衝撃。もっと子供を大切にしたい。手続というのは煩雑になるかもしれない。手続というのは煩雑になるかもしれない。手続というのは煩雑になるかもしれない。手続というのは煩雑になるかもしれない。

では、続きまして、懲戒権についてお伺いしたいと思致します。

今回は、この民法の法文から懲戒権という言葉が削除されるということで、私はこれは大変好意的に考えております。特に、虐待を受けても、僕が悪い子だから、私が言うことを聞かないからだと自分を責めて耐え続ける子供がいるけれども、ちよつと待ってください、あなたはちゃんと、手を上げられずに、痛い思いをせずに、御飯もらつてすくすく育つ権利があるんだということを子供たちから知らないんですね。

ですから、子どもの権利条約に、一九九四年、日本は批准をしているわけです。日本の憲法上も、そして法律上も、様々子供にとって大切な権利というのは明記されているわけなんですけれども、それを知らないということで、子供の権利についてもっと子供たちに教えていく必要性があるんじゃないですかというふうに先日の本会議で問いましたところ、学校における人権教室を行っていますよという御回答がございました。

そこで、お伺いします。

学校における人権教室は、全国の小中学校の何%程度実施されているんでしょうか。

○政府参考人(松下裕子君) お答えいたします。お尋ねのようなパーセンテージについては把握してございませんが、関連する数値として、小学生を対象として実施した人権教室の延べ参加人数について申し上げますと、令和三年度、二年度はコロナの関係で若干少なくなっておりますけれども、令和三年度は延べ約五十万六千人でございます。過去五年間のトータルで見ますと、延べ三

百六十六万六千人というふうになってございます。○梅村みずほ君 全国の小中学生には程遠い数字なのではないかと思致しますし、やっぱりコロナ禍で少なくなってしまうんだところ、子供に教えることが必要な知識ではないですかというところを私は聞きたいので。

やっぱり文科省でも必要だという認識から、文科省で学習指導要領で、ちゃんと子どもの権利条約、私は子どもの権利条約が非常に子供にとってなじみやすいというふうに思っているんです。日本の法文、憲法もそうですけれども、法律の法文で非常に難しく、かなりしゃくしゃくしないといけない。子どもの権利条約の四十条というのは非常に教えるサイドとしても分かりやすいのではないかとということで、私の地元大阪でも学校教育に積極的に取り入れている学校があつて、やっぱり効果が出ているんですね。

これ、以前の法務委員会でもちよつと御紹介しましたけれども、生野南小学校の生きる教育といひまして、ちよつと統合ありまして、今、田島南小学校となつているんですけれども、本当に非常に荒れた小学校、子供たちがカッターナイフやコンパスの先を持ち歩いてうろろしている、学校の先生にはおほよございませぬの代わりに死ぬ、ほけと言つて入つてくると。そういうたような学校で、子供たちが、年間に百件以上の暴力沙汰があつて、うち三十件病院にかからなくちやいけなかつた。でも、それが、病院に行く件数がゼロ件になつて、学力も上がりましたという結果が出ている。そこで何やつたかといつたら、権利について徹底的に教える。暴力じゃなくて口で言うねと、国語教育に力を入れていった。そういうやつぱり教育には力がありますので、教育でやっていただかないと、子供の命と体と人生は守れないという認識です。ちよつと時間があつたら聞けないかなと思致しますので、一つ文科省にお伺いしたいと思致します。十五番、質問よろしいですか。

懲戒権に根拠を持つ教職員の叱責、注意が一部の体罰や不適切な指導に結び付いているのではないかと私は考えています。やっぱり指導死という言葉もあるように、学校の先生からひどい仕打ちを受ける、はたから見たら虐待じゃないかと思われようなケースもあるわけなんです。それが懲戒権というところに根拠を持つていようではないかと思つていまして、懲戒権という言葉は学校教育法から削除すべきではないでしょうか。

○大臣政務官(伊藤孝江君) 学校教育法に規定をします懲戒権は、学校が教育目的を達成するため、教育上必要な範囲で叱責や注意、退学、停学等を行うものであり、削除という観点では考えておりません。

ただ一方で、体罰は学校教育法第十一条で禁止をされているとともに、教職員が学校教育法で定める懲戒権の範囲を逸脱し体罰や不適切な行動を行うことは、不登校や自殺のきっかけにもなり得ることから、決して許されぬものと考えております。

改訂版の生徒指導要領におきましても、体罰の禁止に加え、威圧的、感情的な言動で指導することなど不適切な指導についても具体的に示すなど、今後不適切な指導や体罰の根絶に向けて全力で取組を進めてまいります。

○梅村みずほ君 こちらも引き続き議論させていただきます。

本日は厚労省から本大臣政務官もお越しいただいたのに、質問ができません申し訳ございませんでした。

以上で質問を終了します。ありがとうございました。

○川合孝典君 国民民主党の川合です。

通告に従つて質問に入らせていただきますと思いますが、ここまで質疑を聞かせていただいておりますが、ちよつと金子民事局長に確認をさせていただきます。先ほど山理事の質問の中で三百日ルールのことについて言及がございましたが、その中で、この

三百日ルールには科学的な根拠があるとおっしゃいましたけれど、これ、いわゆる立法時の科学的根拠であつて、今のこの医学が進化した時代の中、もはや科学的根拠とは言えないのではないのかと。法的な根拠があるとおっしゃるのであれば理解できるんですけど、科学的根拠があるというのが法務省の公式な見解という理解をすればよろしいんでしょうか、確認をさせていただきます。

○政府参考人(金子修君) 出産までの期間、これについては統計がございますので、科学的に十分な根拠があると考えております。

○川合孝典君 その出産までの日数についても、そのデータ自体がそもそも立法時に考えられたものを根拠としてこの三百日という日にちが設定されているわけでありまして、現在、実際、いわゆる受精してから出産までの期間というものについては医学的に様々な検証がなされているわけですよ。

したがって、法律的にこの問題をどう乗り越えていくのかということについては広く国民の皆さんの合意形成が必要なことですのでそう簡単なことではありませぬけれども、三百日というのは科学的に立証されているんだというのが法務省の公式なスタンスなんだとすれば、このこと議論はそこで止まつてしまふと思つております。

だから、まずこの問題については、法的に今三百日ルールというものが日本の民法では大切に守られているというところに立ち位置をきちんと、どこに立ち位置を置くのかということを明確にしないと、このこと議論が将来にわたつて進まなくなつてしまふと思つております。

大臣、済みません、これも通告しておりませんが、三百日ルールというのは科学的な根拠と現代の社会では既に言えなくなりつつあるということについての御認識はありますでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 科学的根拠というのは何かという問題があるんですけど、妊娠中である程度、先ほどの局長の答弁も、三百日という期間があれば、性交渉により受精、着床した、出生した

子をほぼ全て捕捉することができるものと考えられるという認識を示させていただきましたが、これを科学的というのかどうかというのは、ちょっと私も判断しかねるところがあります。

○川合孝典君 済みません、急に質問したのにお答えいただきまして、ありがとうございます。

つまり、入口のところで本当初この問題があるということはどう捉えるのかというところから始めないと、この問題は前になかなか進めていくことができないんじゃないかというのが私の問題意識でありまして、そのことをちよつと指摘させていただきますました。済みませんでした。

それでは、通告に基づいて質問させていただきましたと思います。まず、無国籍認定の手續に関して御質問させていただきましたと思います。

今回、新たに国籍法第三条三項が新設されることになりまして、これによって、国籍を失うことで、無国籍になるのかならないのかということの判断を誰がどういった手續を取って認定されるのかということについて、これは民事局長にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(金子修君) 事実を反する認知に基づく国籍取得の届出は効力を生じず、認知された方は当初から日本国籍を有しなかつたことになり

ます。生地主義を採用していない国で生まれ、かつ父が判明しない場合で、一番目として母が無国籍の場合、それから二番目として母の国籍が厳格な父系血統主義の国である場合などについては無国籍となる場合があります。これは一般論です。

日本国籍の得喪につきましては、国籍法の規定に基づき我が国政府において判断するものである一方で、外国の国籍の得喪については、当該外国において判断されるものであり、我が国政府において独自に認定する立場にないため、無国籍ということとは日本国籍も外国籍もないということの意味は、我が国政府がそういう意味で無国籍であるかどうかということを確認的に審査し判断するということとはできないと言いうことができます。

法務省においては、事実を反する認知であつたために日本国籍を取得していなかつたことが判明した者については、その状況等に依じて、日本国籍を取得するための手續を案内することや、その者が関係を有する外国の大使館等において国籍取得などの所要の手續に係る案内を行う等の取組を行つておるところでございます。

○川合孝典君 大臣、そういうことで、ここで、問題提起ということで大臣にお伺いたいんですが、この無国籍の認定の手續自体が、今、日本にはございません。この手續、無国籍認定の手續を設置する国が近年増えてきているということが指摘されてきておりまして、これは無国籍者の地位条約に入つていない国でもこの手續を設置し始めているということを知つております。

無国籍認定手續を設置することで、この新たに設置される国籍法第三条三項により発生する無国籍の把握を始め、正確に無国籍者を把握することができるといふことが指摘されております。また、国籍法二条三号や八条四号における国籍を有しないという者が正しく解釈運用されることで、国籍法の確実な運用にもつながるといふことも指摘されております。

出生児の無国籍の防止やその後の削減につながるという意味でこの無国籍認定手續は極めて有用だと思われておりますが、この無国籍認定手續を設置することについての認識について大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(齋藤健君) 先ほど局長も答弁しましたが、外国の国籍の得喪については、当然、当該外国において判断をされるものでありますので、我が国政府においてそれを独自に認定するということとは不可能なわけでありまして、我が国政府におきましては、ある人が無国籍であるか否かを確定的に審査し判断することは不可能なんだろうと思つております。

したがつて、先ほど無国籍者地位条約のお話もありましたが、この条約におきまして、無国籍

者であることそのものを認定する一般的な手續を法令で定めるということについてはこの条約にも規定はありません。さらに、加えて、その国籍の付与についての設置、運用においては各国の裁量もかなりあるところでありまして、国籍法を所管する本省として、外国のその運用まで含めて国籍の有無を確認するということとはかなり難しいのではないかなというふうな考えておりますので、慎重な検討が必要かなと思つております。

○川合孝典君 実際には、現在、無国籍として入管に登録されている方々のうちにも、五百十三人ですか、要は無国籍者の登録が二〇二一年末時点で登録されていますが、実は国籍ありと登録されている無国籍者もいらつしやるといつたような形で、かなり混乱を来しているんですね。

この問題をどう整理するのかということについては、相手国との間で確認を行つた上でそのことを確定させるということも、もちろんそれが究極の目的ではあるわけですけど、そのことと同時に、日本にいらつしやる方々をどう取り扱うのかという観点から、日本においては無国籍ということの認定をどう取り扱うのかということとは、ある意味切り分けて考えることも私は可能じゃないかと思うんですけど、その辺りのところについて、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 無国籍者を減らしていくということの重要性についてはもうかねかねお話をしているとおりでありますが、先ほど私の答弁にもありましたが、やはり相手国がある話でありますので、その相手国での運用まで全て確認をして全て明らかにしていくことはなかなか現実的にかなりハードルが高い問題なんではないかなというふうな思つているわけでありまして、少なくともその無国籍者が少なくなるように、従来

答弁させていただきましたように大使館に紹介したり、そういう努力は積み重ねていきたいなと思つております。

○川合孝典君 窓口の設置、相談窓口の設置等も含めて、今できる対応というものもあるかと思つておりますので、是非、その辺りのところは前向きに御検討をいただきたいと思つております。

もう一つ、確認というか、これは民事局長に御質問なんですけど、現在、法務省の民事局が国籍法と戸籍法を運用されていて、入管庁はいわゆる入管法の運用と在留カードの発行等の手續を取つていらつしやるといふことで、双方が異なる行政目的のために別々に無国籍かどうかの判断をしていらつしやるといふことで、そのことの結果、いわゆる民事局と入管との間で判断に若干の差異が生じているといったようなことが指摘をされております。

これ、効率化のために統一した基準で民事局と入管庁とが系統的にこの問題について調査をされるということ、より、いわゆる法務行政を正確、効率的に運用していく上で有効じゃないのかということも考えるんですけど、この辺りのところについて民事局長はどうお考えになりますでしょうか。

○政府参考人(金子修君) 国籍を扱う民事局と入管行政を扱う出入国在留管理庁において、その認識に、あるいは認定にそがあつて問題が生じているというちよつと具体的な例は、私、申し訳ありませんが把握していませんけれども、いづれにしても、同じ法務省の中でその辺のそがあつて御迷惑を掛けるということがあつてはいけないと思つておりますので、その辺については運用上きちんとしておく、きちんとすべきであるというふうな考えております。

○川合孝典君 ありがとうございます。済みません、通告していませんでしたのでそれ以上はおつしやれないと思つております。ありがとうございます。次の質問に入りたいと思つております。

NHCRのハンドブックとガイドラインのことに
ついてありますが、いわゆる無国籍審査に際し
てのUNHCRのハンドブック、ガイドラインの
位置付けというものについてどのように捉えてい
らっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(金子修君) UNHCRの無戸籍者
に関するハンドブック及び無戸籍者に関するガイ
ドラインは、無戸籍者の定義や地位等についてU
NHCRとして発表したものであると認識してお
ります。

この同ハンドブック及びガイドラインは法的拘
束力を有するものではなく、我が国において無戸
籍であることを認定する際にその内容を尊重す
るかどうかは、我が国の法制に照らして判断すべ
きものと考えております。

○川合孝典君 二〇〇四年の入管法改正のとき
に、附帯決議文書の中に記載が入っていることは
御承知されていますか。

○政府参考人(金子修君) ちょっと具体的な内容
は覚えていませんけれども、何か言及があったこ
とは承知しています。

○川合孝典君 確認のために読み上げさせていた
だきますが、これ、二〇〇四年の入管法改正の参
議院における附帯決議というのですが、出入国
管理及び難民認定に定める諸手続に携わる際の運
用や解釈に当たっては、難民関連の諸条約に関す
る国民難民高等弁務官事務所の解釈や勧告等を十
分に尊重すること、これが十八年前に附帯決議の
中に入っております。

ということ、もちろん、国内の取扱いのこと
ですから、国内法に基づいてそれぞれの国家、政
府が判断することについて異論はないわけ
であります。その判断をするに当たって、要は
UNHCRのガイドラインやハンドブックを尊重
すべしということについては既に国会においても
附帯決議が付されているということをもう一度改
めて再認識していただいた上で運用に携わって
いただきたいと思います。

大臣も先ほど金子民事局長と同様の御答弁され

ましたが、そうした御対応をしつかりお願いでき
ますでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 国会の附帯決議は重く受
け止めて対応していくのが当然のことだと思っ
ています。

○川合孝典君 ありがとうございます。是非よろ
しくお願ひします。

次の質問に参ります。懲戒権の關係について御
質問させていただきたいと思ひます。

私からは、今回の懲戒権の削除に関して、文言
修正で健全な発達という表現が入ったことにつ
いて、このことについて確認をさせていただき
たいと思ひます。

保護者がしつけと称して虐待を正当化する口実
とされてきた今回懲戒権規定の削除、監護や教育
を行うに当たって、子の人格の尊重、子の年齢及
び発達への配慮の規定の追加は、子の最善
の利益の観点から大きな意味があるものと私自身
も捉えております。

その上で、子の心身の健全な発達に有害な影響
を及ぼす言動はしてはならないとする規定のこの
健全な発達というものをどう捉えたらいいのかと
いうことについて、本会議の質問のときにも類似
の質問させていただきましたが、健全な発達とは
何なのかということを経法大臣にお伺ひしたいと
思ひます。

○国務大臣(齋藤健君) 御指摘の規定に言う健全
な発達とは、心身に健全に成長することを意
味するものと考えています。

加えて、改正法案、民法第八百二十一条は、子
が心身に健全に成長することを子にとって重
要な利益として位置付け、それに悪影響を及ぼす
親の行為を禁じたものという、そういう趣旨で
ございます。

○川合孝典君 ありがとうございます。

これまでも何人かの委員の先生方から御指摘あ
りました。子供は一人一人人格が異なるわけ
でありまして、性格や成長の仕方も当然違うわけ
であります。何をもって健全であると判断するの

ということについては何度か御答弁をいただい
ても疑問が残るわけでありまして、元々の子の心身
の発達に有害なや、子の心身に有害なといったよ
うな、健全という言葉をあえて入れなければいけ
なかった理由というものについて、もう少し分か
りやすく御説明いただけると有り難いです。

○政府参考人(金子修君) お子さんについては、
一人一人が異なっていて、性格あるいは成長の仕方も
異なるということは御指摘のとおりかと思ひます
が、この改正法案の八百二十一条の心身の健全な
発達については、子それぞれの特性に応じてその
具体的内容は異なるものというふうに考えていま
す。特定の発達過程等を想定しているものではあ
りません。同条において子の年齢及び発達の程度
に配慮すべき義務を規定しているのも、そのよう
な子それぞれの特性に応じた適切な監護、教育の
実現を図る趣旨に基づくものと考えています。

したがって、子の心身の健全な発達に有害な影
響を及ぼす言動に該当するかは、具体的な事案を
前提とした個別的な判断に委ねられることになり
ますけれども、一般論としては、当該行為の態様
や場所的、時間的環境等のほか、子の特性、すな
わち子の年齢、健康、心身の状況、発達状況等も
考慮されるものと考えております。

また、改正法案八百二十一条に関する法制審議
会における議論においては、委員が今言及されま
したとおり、単に子の心身に有害な影響を与える
言動とする案も検討されたことがあります。

もつとも、同条の趣旨が、親権者が子を監護、
教育するに当たり、不当に子を肉体的、精神的に
傷つけることを防止することで心身の健全な発達
という子の利益の実現を図ろうとする点にあるこ
とからすれば、同条の有害な影響に関する判断
は、専ら子の心身の健全な発達を害するかどうか
という観点から行われるべきものであると考えら
れ、そのような観点から今回の改正に至っている
ものでございます。

○川合孝典君 具体的にどのような行動なんです
か、健全なというのは、というか、私も法制審の

親子法制部会の議事録等も読ませていただきま
したけれども、なぜ健全という言葉が入っているの
かということについて、事務局の説明では、子
の心身に有害な影響を及ぼす言動について、これ
を更に具体化するために健全という言葉を入れた
といった趣旨の記述がありました。

具体的と書かれているから、では、この場合の
健全という言葉を入れたものは一体何を具体化し
たのかということについては実は私質問させてい
ただいたんですが、何かスパイラルにというか、
理屈、何か訳が分からなくちよつとなつてきてい
るといったことは皆さんお分かりいただけだと思
います。

私思うに、考え方や捉え方が結局、子の健全な
発達ということについて、これ自体も捉え方や考
え方が人によって異なるわけでありまして、判断
基準が曖昧なこの健全という概念を入れることが
逆に保護者にプレッシャーを与えて、結果的に子
供に対して必要以上に厳しい対応を取るといった
ような逆の意味での懸念というものも決して否定
はできないと思っております。

保護者独自の解釈によって、この子は健全でな
いから厳しくしつけてよいといったような判断を
して、むしろ子の心身に悪い影響を与えるような
指示や指導を行ってしまうのではないのかといっ
たような懸念の声もあります。こうした指摘があ
ることについては、民事局長、どうお考えになり
ますでしょうか。

○政府参考人(金子修君) 子の発達の程度は人そ
れぞれであるため、何が子の心身の健全な発達に
有害な影響を及ぼす言動に当たるか否かも、その
子の発達の程度や置かれた状況等を踏まえて判断
されることとなります。

他方で、このような判断は親の主観に左右され
るものとは考えていません。親権者が子の心身の
健全な発達に有害な影響を及ぼさない行為であ
る、むしろ健全な発達のために必要な行為であ
ると考えていても、客観的に監護教育権の行使とし
て相当でないと思われられる行為は子の心身の健全

な発達に有害を及ぼす言動に該当して許容されないというふうな考えております。

○川合孝典君 時間が参りましたのでこれで終わりにしたいと思います。要は、親の主観に左右されないということであり、親の主観というものと社会通念上どう考えるのかということ、これは、つまりは法的にどう判断するかということの上ではそういう理屈になります。実際に親御さんは親の主観で物事を判断するわけであり、この問題とどう向き合っていくのかということがこれからもテーマになってくると思っております。

時間参りましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。まず、今回の嫡出推定の見直しで無戸籍者をなくせるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

資料一枚目は、政府が平成二十六年夏から調査を始めた無戸籍者の数等についての政府資料です。御覧のとおり、以来、累計で四千三百二十八人、うち解消された者が三千五百三十五人、けれど、なお七百九十三人の無戸籍者が把握をされているというのが二〇二二年、令和四年十一月十日現在の状況なんです。

これちょっと遡って確認をしたいと思うんですけども、初めて私がこの資料を拝見したのは平成二十七年のときでしたけれども、二〇一五年、この三月十日時点で把握されていた無戸籍者の累計は六百三十八人、うち解消されたのが七十人で、当時無戸籍者は五百六十七人でした。二年後、平成二十九年、二〇一七年の三月の数字は、累計が千三百五人、解消された者は六百三人で、無戸籍者は七百二人でした。

つまり、累計はもろろんどん増えている。うち解消される人はいるんですけども、新たに無戸籍者が発生するわけですね。だから、減るどころか逆に増えているというのがこの無戸籍者

の現実なんですけれども、大臣、これ何でだと思いますか。

○政府参考人(金子修君) 無戸籍者が新たに把握できるということは、お子さんを産んだ方が出生届をしないというケースが起り続けていて、その方を法務局なりが把握するために増えているということになるんだと思います。

○仁比聡平君 大臣、その出生届をしないという状況が続くということについて、次のページですが、けれども、戸籍に記載されていない理由という調査がありまして、前夫の嫡出推定を避けるため、これが今の数字で五百八十一人で約七三%なんです。これ、先ほどの二〇一五年の数字でいいですと、三百九十八人で七〇%、うちDVがあるものが四十一人。二〇一七年、平成二十九年の数字でいうと、五百二十九人で七五%、うちDVは五十四人。今回はDVがあるものが五十三人です。

つまり、変わらないわけですよ。七割の方々が夫あるいは前夫の嫡出推定を避けるために出生届を出せないということになっているわけですね。ですから、一枚目に戻っていただいて、年齢の区分がありますね、右上ですけれども、ゼロ歳から九歳まで、これ調査が始まった、あるいは今日の無戸籍者ゼロタスクフォースにつながってくる取組が始まったと言っていると思うんですけど、その時期から考えたっておよそ八年間ですが、だからこの間に生まれた子供たちが四百七十六人、無戸籍者として把握をされているわけですよ。

つまり、この三百日ルール、嫡出推定を避けるためという、つまり嫡出推定が理由となつて出生届が出せずに無戸籍児者が今も増えている。ここに問題があるんじゃないですか、大臣。

○政府参考人(金子修君) 現行制度の下で無戸籍者が増える理由として推定ルール等が挙げられておりますけれども、現行法にはそのような問題があるということとは認識しております。

○仁比聡平君 資料の八枚目、九枚目、大臣、ちょっと御覧いただけますか。そもそも無戸籍者問題についての深刻さをどう

考えているのかということなんです。その八枚目のNHKニュースウェブの資料は三十二年間無戸籍の女性のことを報じています。

二〇一五年の当時、私も直接この院内集会でお会いをいたしました。お母さんが前の夫の暴力を理由に別居していた期間に別の男性との間に生まれたんですね。出生届を出すと、民法の規定、推定規定で前の夫の子として戸籍に入ってしまうために出生届を出さなかった。その娘さん、その方は本人を証明する書類が一切なかったために銀行口座もつけれない、アルバイト先の給料は親戚の口座に振り込んでもらっていた。調理師になりました。

口座に振り込んでもらっていた。調理師になりました。という夢があったんですが、資格を取るには本籍が書かれた住民票が必要というので諦めざるを得なかった。運転免許も取れないし、アパートを借りたりすることもできないという、それが無戸籍という状況じゃないですか。

実際、今把握されている無戸籍者も小さい子たちだけじゃないんですよ。二十代、三十代の方々も多数いらっしゃるんですね。こういう事態を生み出して続けているのかと、そのことがこの推定規定の見直しに問われています。

ちよつとその観点で改めて大臣に伺いますけれども、この無戸籍者、政府が把握している数だけでもどんどん増えていると、解消してもまた生まれてしまつと。この事態、どう思われますか。

○国務大臣(齋藤健君) 私は、国会でも何度も答弁しておりますが、この無戸籍者問題は何とかこれ減少させていかなくちゃいけないということであります。

それで、御案内のように、なぜ発生するかということは、まあいろんな理由があるんですけど、おっしゃるようなその七五%というものも非常に大きな問題であると思つていまして、これにおきましては、法務省においても、確かに増えているんですけど、平成二十六年から、無戸籍者の徹底した実態把握や全国各地の法務局における丁寧な手続案内等、寄り添い型の取組は行つてきているんですよ。

もつとも、このような支援による無戸籍者問題の解消には限界が正直ありまして、将来にわたり無戸籍者問題を抜本的に解消していくためには法制上の課題などに取り組んでいく必要があるというふうな考えられてきたわけでありまして。

本改正案は、そのような法制上の課題等に対応し、無戸籍者問題を解消する観点から嫡出推定制度に関する規律を総合的に見直し、これにより無戸籍者問題の解消に向けて前進をさせていきたいと思います。

○仁比聡平君 いや、そうおっしゃいながら、離婚後三百日ルールをそのままにすると。それは、この政府自身が把握している、それでは届出できないじゃないですかということは何にも解決されない。先ほど福島議員の質問にもありましたけれども、この嫡出推定の少なくとも推定ということの意味を抜本的に政府は改めるべきですよ。

そこで、今回の改正で、離婚後、再婚禁止期間もなくなりまして、だから日を置かずに新たなパートナーとの婚姻届を出すというカップルが生まれます。そうすると、離婚前に、前婚の離婚前に懐胎していた、妊娠していたということであっても、後婚、再婚した新たなカップルのその届出、婚姻届によって、その新たなカップルの子供として推定されることになるじゃないですか。だけれども、三百日ルールはなくなつていませんよね。そうすると、離婚後、前婚の離婚後三百日というその推定が、婚姻届、新たなカップルの婚姻届によって破られるということになりますよ。

今回の法改正つてそういう意味でしょう。

○政府参考人(金子修君) 改正法案では、母の婚姻解消後三百日以内に生まれた子であっても、女性が子を懐胎したときから子の出生のときまでに二以上の婚姻をしたときは、子はその出生の直近の婚姻における夫の子と推定する旨の規定を設けています。つまり、再婚後の夫の子と推定することです。

この場合、前婚の婚姻解消から三百日以内にお子さんが出生している場合は前夫の子との推定が

働かないとする根拠はなくて、その推定は残っているものと考えていますが、再婚後の夫の子との推定が優先するもの、これはこちらの蓋然性が高いだろうということでそのような制度とすることにしていきます。

○仁比聡平君 当たり前ですよ。今回の改正、そういうことです。

子供が生まれる、私たちの子よね、幸せになろうねと言って婚姻届出すわけですよ。それを、前の夫の子であるかという嫡出推定がお働いているというので、そこで重複させる、推定規定が重複することになってしまったらとんでもないことだから後婚の子という推定規定を置くというのが今回の趣旨だと思っただけですけれども。

私が尋ねたいのは、つまり、これまで裁判によらなければ覆せないはずとずっと言い続けてきた推定は、今回の改正によって、新たなカプルの婚姻届によって覆されるということです。これまでも議論あったように、離婚後の懐胎であるということが医師の証明によって明らかになった場合にはこれまでも出生届が出されて受理されてきました。これを更に踏み込んで、まあ前倒ししていいと思いますか、婚姻中であっても別居という事実が明らかという場合に出生届で子供の戸籍を作ると、こういうふうに変えていいじゃないかと、三百日ルールを、そんなのがちがちの推定をこれから先も続けなくていいじゃないかというのは、これ当然のことだと思っただけです。

法制審の議論の中でも、例えばDVのケースで、実際に住民票が異動していなくても、自治体において、対象となる人がDVなんかの事情で住民票を異動させないまま居住しているということを確認して健康保険証を出したり生活保護の受給を認めたりするというケース、取組が進んできているんじゃないですか。自治体は、そこにその親子が、母子が住んでいるということとちゃんと認定している、あるいはDV保護命令の決定書がある、あるいは公的な婦人保護施設の入所しているという事実がある、これが証明できる、あるいは

裁判所が婚姻費用分担の審判の中で別居しているということ調査の上でちゃんと認定している、こういうことがあれば、たとえ婚姻関係が法的に続いている中で懐胎であっても前夫の子ではないということとは明らかじゃないですか。

だったら、その書類を付けての出生届を受理して無戸籍児にはさせない、そういう取組、大臣、すべきじゃありませんか。

○政府参考人(金子修君) 裁判によらずに推定を覆すというのが、そこにどこまで踏み込むかという問題かと思っただけです。

一つは、嫡出推定制度というものをどの程度固いものと考えているのかという今の基本的な民法の姿勢ですね。つまり、婚姻を中心夫婦に同居義務があり、それから別の方と交渉を持てば、それは不法行為になり得るし、離婚原因にもなり得ると、こういう全体の構造の中で嫡出推定制度というのが維持されてきているわけですから、その例外をどの程度認めるのか。もう抜本的に見直すというのは、それは一つの方策だと思っただけです。これは嫡出推定制度自体の意義をどう捉えていくかということとをきちんと検証しなきゃいけないという問題になります。

それから、裁判によらずに戸籍の窓口等で、ある事実を認定することによって推定を外せないか。この問題については、法律上の夫婦ということの在り方の問題もあります。同時に、その運用する戸籍の窓口において、どういう資料であれば、裁判によらなければ覆せないような現行の推定制度を、現行制度の下で推定される父親と違う扱いをするということができるのか。

しかも、これを非常に形式的な審査でしなければいけないという問題もあり、この問題について推定が及ばない子という判例法理があるので、それについて明文化して戸籍で取り扱うようにできないかという議論もしましたけれども、何分、個別性が非常に強い。

御事情を聞いて、いつ別居したのかとか、あるいは夫婦の仲はどうだったのかとか、あるいは場合によってはDNA鑑定をするとか、そういう手段があるわけですが、戸籍窓口で限られているその審査の範囲の中でどこまでできるのかということと併せて検討したときに、今回、離婚後ということであれば、これが非常に蓋然性、仁比先生御質問のとおり、蓋然性の問題はありますが、形式的に審査できるということで、ここについては今までと違う取扱いをしようということに踏み込んだということになります。

○仁比聡平君 前段で一つの方策ですとおっしゃったのは大事なことで、だからこそ法制審でも相当な議論がされているわけですよ。

もう一つは、戸籍の窓口、市区町村の窓口でできないこと、判断できないことが、そんなこと私はないと思いますよ。離婚後の医師の証明という、離婚後懐胎の医師の証明とこれまでの運用についても、いろんな議論があつてそういう運用を定めてきたわけだし、先ほど御紹介したDVケースなんかでは、市区町村の窓口が相当関わって頑張っているでしょう。その同じ親子の推定規定だけは裁判をしないと駄目ですよと、突き放すその自治体の方がよっぽど苦しいじゃないですか、つらいじゃないですか。そこを改めて考えるべきだと申し上げて、もう一問、今日聞いておきたいと思っただけです。

それは、国籍法三条改正に関わる問題なんです。今日も民事局長が、従前からの確立した規律を維持すると、それを明記するというふうに言うんですが、この従前からの運用ということによって、一度取得をした国籍が遡って失われたという子供たちの件数、それから、その子たちがその後どんなふうに使われたのか、在留特別許可が何件出たとか、あるいは本国に、とりわけお母さんの国籍のある母国に帰ったとか、その実態というのは一体何件ありますか。

○政府参考人(金子修君) 一旦は届出によって日本の国籍を取得したと扱われる者について、その

後、日本国籍が否定された場合についてのお尋ねかと思いますが、その者の戸籍が削除されることになっていきますが、その取扱いが市区町村においてされているため、その具体的な事実やその件数、それから、その後どういった扱いになったかということについては当省で把握できておりません。

○仁比聡平君 従前の確立した規律なんて言いながら、その実態が国会で説明できないというのは一体どういうことですか。

これ、二〇〇八年の国籍法改正、そのときの衆参の附帯決議によって行ってきたという説明を事前に伺いましたけれども、それは事実ですか。

○政府参考人(金子修君) そのように承知していただきます。

○仁比聡平君 おかしいじゃないですか。資料の後から二枚目に衆参の附帯決議を配りました。

参議院の附帯決議でいうと二項目ですけれども、虚偽認知が行われることがあつてはならないと。だから、届出に疑義があるときにはちゃんと調査をしないという附帯決議ですよ。どこにも、何年たつても、あるいは今回であれば七年を超えても、遡って国籍奪いられないで書いてないじゃないですか。なのにもかかわらず、これを根拠にしてやってきたという、確立した規律といながら、その実態さえ説明ができない。

入管にもお尋ねしますけれども、そうやって遡って国籍がなくなったということになったら、非正規扱いして、退去強制の手続なんだという説明がこの間ずっとあつていてるわけですから、その子供、国籍を失った、遡って失った子の扱いが何件あつて、それがどのようになされたのかという数字は分かるんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 今委員がお尋ねのよう統計については作成をいたしております。

○仁比聡平君 結局、戸籍、国籍の当局、市区町村の窓口と在留審査の入管というのは全く連携していないんですよ。それを何だか人道的な配慮をこれまでもしてきたかのような、そんな答弁というのは私は到底納得ができません。

この国籍法の三条改正については抜本的に考え直すべきだということ強く主張して、あとは次回に譲ります。

ありがとうございます。

○委員長(杉久武君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(杉久武君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、高橋はるみ君が委員を辞任され、その補欠として山本佐知子君が選任されました。

○委員長(杉久武君) 休憩前に引き続き、民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、四名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、神戸大学大学院法学研究科教授窪田充見君、民法772条による無戸籍児家族の代表表井戸まさえ君、国連難民高等弁務官(UNHCR)駐日事務所首席法務アソシエイト金児真依君及び立命館大学名誉教授二宮周平君でございます。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の進め方について申し上げます。まず、窪田参考人、井戸参考人、金児参考人、二宮参考人の順にお一人十五分以内で御意見を述べさせていただきます。その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

また、御発言の際は、挙手をしていただき、そ

の都度、委員長の許可を得ることとなっておりますので、御承知おきください。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず窪田参考人からお願いいたします。窪田参考人。

○参考人(窪田充見君) 神戸大学で民法を担当しております窪田充見と申します。

本日は、このように意見を申し述べる機会を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

法制審議会の民法(親子法制)部会には委員として参加をさせていただきましたが、本日は、その審議に参加した一研究者としての立場から今回の法案について個人的な意見を申し上げます。いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

今回の民法改正の内容は非常に多岐にわたっておりますが、私からは、嫡出推定制度の見直し、認知制度に関する見直し、そして懲戒権に関する規定の見直しの三点について意見を申し上げます。

まず最初に、嫡出推定制度の見直しですが、嫡出推定制度は実親子関係を規律する基本的な制度の一つでございますが、今回の改正案では、こうした嫡出推定制度についても改正の提案がなされております。

現行の嫡出推定制度は、婚姻関係にある夫婦において妻が懐胎した子供を夫の子供であるとするものであり、その夫との父子関係について、夫からの嫡出否認によって否定することを認めつつ、一定の期間の経過によって嫡出否認の行使を排除し、法的な親子関係の安定を図るという性格を有するものとして設計されております。

しかし、こうした現行の嫡出推定制度が、DVなどを理由として妻が夫から避難しているような状況において懐胎、出産した子供について、その夫又は前夫と子供との父子関係を否定することができないといったことをもたらし、いわゆる三日日問題と呼ばれた問題、出生届が出されずに子供

が無戸籍となるといった状況をもたらしてきました。

今回の嫡出推定制度の見直しにおいては、この点が解決すべき問題として強く意識され、改正もそうした問題を解決するものとして提案されております。

こうした問題に対処するために、今回の改正案においては、特に二つの方向での対応が用意されております。

一つは、父子関係を否定する否認権者の拡大です。

現行制度においては、嫡出否認ができるのは父とされる者だけです。そのため、母や子供の立場からはその父子関係を否定して別の父子関係を成立させることが望ましいとされるような場合においても、そのための仕組みが民法の中では用意されておられません。

こうした否認権者の限定や否認権行使の期間制限は、冒頭にも触れましたように、法的な父子関係を安定させるという趣旨に立つものであったと考えられますが、しかし、父とされる者の関与がないと父子関係を否定することができない、あるいは、これは無戸籍者問題に限定されない問題であると考えておりますが、父とされる者の恣意的な判断によって、母や子供の側では望まぬいにかかわらず、嫡出推定による父子関係を解消できなくなってしまうという点で非常に深刻な問題を抱えていたものだと思っております。

今回、否認権者を拡大し、また否認権行使の期間も延長することによって、母や子供の側から嫡出推定による父子関係を否定することが可能となるのが民法の規定においても明確にされることは、無戸籍者問題を解決する上で非常に大きな意味を有しているものと考えております。

もう一つは、女性が離婚した場合について、離婚後の再婚禁止期間を廃止し、嫡出推定が形式的には重複する場合には、後婚の、後の婚姻ですが、後婚の嫡出推定が優先するという仕組みを用意したという点です。

従来は、嫡出推定が重複しないようにするために再婚禁止期間が設けられておりました。しかし、今回の改正案においては、その基本的な枠組みを改めて、むしろ前の婚姻、前婚と後婚の嫡出推定が重複する場合は生じることを正面から認めて、その上で後婚の嫡出推定が優先するというルールが導入されています。このことは、嫡出推定制度の見直しとしては大変に大きな意味を有していると思えます。

なお、この二つの関係ですが、無戸籍者問題に対する対応としては、基本的に否認権者の拡大によって母や子供の側のイニシアティブによって嫡出推定による父子関係を否定することが可能となるという仕組みを用意しつつ、再婚の場合には、前婚の夫についての嫡出否認をするまでもなく、より容易な形で解決ができる仕組みとなっているというのが制度全体についての私の理解でございます。

なお、離婚後に再婚していない場合については嫡出推定がそのまま維持されるということについて、ごく簡単に触れておきたいと思っております。

諸外国の法制、例えばドイツ法では、婚姻が夫の死亡によって解消した場合には我が国の嫡出推定に当たる父子関係認定が働くとされる一方、離婚の場合には父子関係認定が働かないとされています。その点では、再婚していない場合には離婚した夫についての嫡出推定が働く今回の改正案は不完全なものであるという見方もあり得るかもしれません。

しかし、ドイツの場合には我が国の協議離婚に当たる制度がなく、裁判所の判断を経る必要があるが認められるためには一定期間の別居が必要とされています。そのため、離婚後に生まれた子供については、父子関係認定、嫡出推定に当たるものですが、これが働かないということについては、こうした制度的な背景を踏まえて理解することができないのではないかと思います。

別居等の要件は設けられておりません。また、そもそも離婚原因を問題としない、非常に簡便な協議離婚という枠組みが用意されており、したがって、離婚の場合には嫡出推定が働かないということが必ずしもそれほど自明なものではないように思います。もちろん、協議離婚自体を廃止して離婚の仕組み自体を変更するという選択肢もあり得るかもしれませんが、実際にそうした考え方もあり得るものと思います。しかし、我が国の協議離婚は必ずしも消極的な側面だけを有しているわけではなく、この制度を廃止することに伴う問題というのは非常に大きいように思います。

また、離婚制度を見直さなくても、離婚後三日の嫡出推定を廃止するという選択肢も考えられないわけではありせん。ただ、この場合には、離婚後に生まれる全ての子供について嫡出推定が働かなくなり、離婚した夫との父子関係を成立させることが必要な場合にも新たに認知の手続が必要となります。

もちろん、その子供が実際に離婚した元夫の子であり、その元夫が認知をしてくればその手続は比較的簡単なんだろうと思います。しかし、そうした任意認知を元夫が拒む場合には認知訴訟が必要となります。このプロセスはそれほど簡単ではなく、当事者に生じる負担も小さなものではないだろうと思います。

もちろん、DV事案におけるように、離婚後の嫡出推定が働かないことが期待されるようなケースがあるということ、それ自体については私も十分に認識しております。しかし、離婚における状況、特に協議離婚に際しての当事者をめぐる状況が非常に様々なものであるというふうな考えられることから、全面的に離婚後の嫡出推定を否定し、全て認知の問題とすることについては、私自身はちゅうちょを覚えますし、制度の在り方としては慎重であるべきではないかと考えております。

今回の嫡出推定制度の見直しは非常に大きな改正であると考えております。ただ、それは婚姻関

係にある夫婦と子供についての親子関係、特に父子関係について、その子供の父親を確保するという視点に立ちつつ、その父子関係の否定と子供の法的地位の安定を図るという現行制度の基本的な考え方を維持しつつ、従来の制度が抱えていた問題を、否認権者の拡大、そして再婚禁止期間の廃止による嫡出推定の重複を正面から認めてそれを解決するというアプローチであるというのが私の認識でございます。子供の法的地位の安定と子供の福祉を図りつつ、一定のバランスが取れた制度改正となつていように思われます。

以上が嫡出推定制度の見直しに関する私の意見でございます。

次に、認知に関する制度の見直しについて意見を述べさせていただきます。

現行法では、嫡出でない子については認知によつて父子関係が成立しますが、子の認知については、利害関係を有する者であれば認知無効を主張して父子関係を否定することができます。そして、そうした認知無効の主張について期間制限も設けられておりません。こうした現行の認知制度は、嫡出推定制度において父子関係の安定を図るための工夫が設けられているのに対比すると、子供の法的地位が非常に不安定なものとなつていように思われます。

例えば、認知によつて親子関係が成立した父親と子供、こうした父子関係の当事者自身がそうした父子関係を完全に受け入れ、親子として長い間を過ごしていたとしても、別の者、例えばその父親の別の子供が相続に関する利害関係を有するのだからということ、利害関係を有する者として認知無効を主張し、そうした父子関係を否定するという可能性も現在の民法の規定上は排除できない仕組みとなつております。

今回の改正案で、認知無効を主張できる者を子供又はその法定代理人、認知をした者、子の母に限定し、更に認知のとき又は認知を知ったときから七年間の期間制限を設けたことは、認知によつて成立した父子関係を安定したものとするという

意味でも、非常に大きな意味を有していると思います。このような形で認知による父子関係について見直しがなされたことは適切なものだと考えております。

最後に、親権に関する見直し、特に懲戒権の廃止についての意見を述べさせていただきます。

今回の改正案において、民法の親権に関する冒頭規定に続けて、監護、教育に当たっては子供の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達程度に配慮することが規定され、体罰等の禁止の規定が置かれたこと、更に懲戒権に関する規定が廃止されたことには非常に大きな意味があると考えております。

もちろん、子供に対する虐待、しつけと称した体罰をめぐると問題は、もとより民法の規定を改正しただけで解決できるようなものではないと思います。虐待に対応する救済の仕組み等、民法以外の法制度の整備や、あるいはその適切な運用を確保することが求められ、それらと一体となつて実現されるべきものであると考えております。

ただ、その点を認識しつつも、今回の改正案で、民法において子供が親権の対象、単なる養育等の客体ではなく、尊重されるべき人格の主体であることが明確にされ、親権の行使もそれを前提とするものであることが明確にされたことの意義は大変に大きいものと思っております。

以上が、ごく簡単ではございますが、今回の改正案についての私の理解と意見でございます。十分に御説明できなかった部分も多々残つているかと思ひますが、そうした点については質疑の中で必要な補足をさせていただければと考えております。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(杉久武君) ありがとうございます。井戸参考人、井戸参考人にお願ひいたします。井戸参考人。

○参考人(井戸まさえ君) 民法772条による無戸籍児家族の会代表の井戸まさえでございます。本日は、参考人として意見を述べる機会をいた

だき、ありがとうございます。

私たちの団体は、本日議題になつてい民法の嫡出推定規定により推定される父親と実際の父親が違うことから出生届を出せず無戸籍状態になつた子又はその子を養育する親たちで結成され、嫡出推定のみならず何らかの事情で無戸籍になつてい人々の支援を続けています。二十四時間無料での電話、メール相談や、自治体での窓口交渉、裁判手続に関する情報提供を、無戸籍問題を考える若手弁護士などの弁護士との皆さんとも連携しながら行つています。

これまでに相談を受けた無戸籍者は約三千人余り、家族を含めると一万二千人以上の無戸籍問題に並走してまいりました。本日は、その経験から、上程された法律案についての意見を述べたいと思ひます。

まず、無戸籍者をめぐる状況について共有させていただきます。

二〇〇六年末の新聞報道をきっかけに、それまでなかなか可視化されなかつた無戸籍者の方々の存在が社会問題化した。母親たちの多くはDV被害に遭い、逃げたうちに新たな出会いを得て出産。しかし、生まれた子供は、出生届を出すと前夫にその存在を知られてしまい、どんな危害が加えられるかも分からない。もちろん、子供が無戸籍になると大変です。しかし、それ以上に悲惨なことが起ると想定されるからこそ、やむを得ず無戸籍となつてい人々が大半なのです。

そんな無戸籍者に対して行政はどのように対応していのでしょうか。登録できないというのには生きる基盤を得ることができないということ。無戸籍者たちは本来、国や地方自治体からの保護を最も必要とする人々なのに、存在しない子、離婚のペナルティーと言われ、社会福祉の外に置かれてきました。

無戸籍者の実態が明らかに、国や行政から様々な通知が出されています。国の通知は、離婚後三百日問題が話題となつた二〇〇七年と、成人無戸籍者問題として取り沙汰された二〇一四年以

降に集中しています。一覧は資料一を御覧ください。

現在、法務省のホームページでは、この通知などを基に、無戸籍でも住民票やパスポート、結婚もできると紹介されています。皆さんもホームページ、ちよつとアクセスをしてみ確認してみてください。

もちろん、実際できなくもありません。しかし、資料二のように、法務省が把握している無戸籍者でも住民登録は限定的で、四割から五割の人は登録できていない状況です。私たちの団体への相談は、基本的には住民登録はなく、行政サービスも十分には受けていない人々です。行政が把握していない無戸籍者が一定数いることは常に意識しなければいけないと思います。

資料二、資料一のように、婚姻もようやくできるようにはなったものの、望む人全てができるとは言えない現状が資料からも見て取れます。国ができるかと言っても、できない現実が間違いないのです。

次は、司法の対応についてです。無戸籍者が戸籍を得るためには裁判所で何らかの手続をしなければなりません。しかし、その裁判所でも対応のばらつきがあります。資料三は、無戸籍問題を考える若手弁護士会の高取、尾野弁護士が作成した、無戸籍に関する父子関係の司法手続のうち取下げに着目して作られたものです。

認知の取下げ率を見てください。ほかに比べて二倍になっています。なぜなのでしょう。家庭裁判所自体が、血縁上の父を相手とする認知が本来できるにもかかわらず、長年窓口で認知の受付を拒否したり、元夫を相手とする手続を行うように取下げ勧告をするといった不当な対応が横行していることが数字として表れているのです。無戸籍だとして国民の裁判を受ける権利の侵害に遭うのだと、当事者や現場で支援する弁護士たちからの批判の声が上がりました。

家庭裁判所は無戸籍問題に対する理解に欠けて

いると見られても仕方がないのではないのでしょうか。法務省もこのことは把握しており、現在では若干改善をしているものの、こうした過酷な状況の中で、子供の戸籍、そして自らの戸籍を取得することがどれだけ難しいのかお分かりいただけますでしょうか。

こうした状況を踏まえた上で、今回の改正案についての意見を述べます。まず、再婚後に出生した子は再婚した夫の子とするということについては、確かに、再婚者が司法手続によらず戸籍窓口に出生届を提出するだけでよいとなれば、これまでであったような負担は軽減され、歓迎すべきことだと捉えることもできるでしょう。しかし、出生がたとえ一日でも再婚よりも前であれば前夫の子というのは果たして妥当なのでしょうか。

どちらも前婚中の懐胎です。前夫の嫡出推定を破る基準が再婚の届出と日付で、蓋然性、公平性は保たれるのでしょうか。そもそも、母の再婚の有無で子の父を決めることに対しては違和感があります。子供は親の婚姻状態を確認して生まれてくるわけではありませぬ。今回の立法趣旨に立ち戻り、法に退けられる子供たちを増やしてはならないと思います。

次に、母と子の嫡出否認権への付与についてです。これについては、本会議でも、衆議院、参議院本会議でも委員会でも無戸籍問題の切り札のように言われていますけれども、極めて効果は薄いと思います。まず、資料四の一を御覧ください。資料三同様、無戸籍事案に関わる司法手続一覧です。これまで司法の場では母と子の嫡出否認はできませんでしたが、親子関係不存在の訴えが利用されてきました。

親子関係不存在の訴えは出訴期間の制限はありません。ただ、嫡出否認も親子関係不存在の訴えも、たとえ父が前夫でないとの裁判所が確定しても、実はその前夫に対して司法手続を行ったこと、つまり前夫の名前が子供の戸籍に記載されま

す。家裁で苦勞して父は前夫ではないという審判を取っても、そうした思わぬ落とし穴があるとは知らず、戸籍ができてから驚き、そして失望します。なぜ前夫の名前が戸籍に入るかという問いに法務省は、前夫が父でないことを強調するためと答えています。これは必要なんですか。

こうしたことは戸籍法の規則で定められているものなので、今回、嫡出否認を母や子に広げること、これが無戸籍解消の突破口であるというならば、少なくとも施行までに変えないと効果を上げられないと思います。

二〇〇三年、それまで認められてこなかった、前夫が収監されたり海外渡航中以外で、前夫の関与なしで事実上の父を父と定める強制認知の裁判が確定します。画期的な解決方法となるこの先例は、過去の類似判例を基に私がつくりました。この前夫を絡ませないで司法手続を行うことができると強制認知の調停や裁判は広く知られるようになって以降は、親子関係不存在の訴えの件数は激減しました。

資料四、その二のグラフを見ていただければ、特に二〇〇八年以降の激減ぶりを見ていただきたいと思えます。その分は認知数の増加という形で反映されています。先ほど見たように、裁判所の認知調停の受取拒否や取下げの勧奨があったとしてもこの数なんです。出生届を出すことができな母親たちにとっては、前夫を絡ませないで嫡出を外せる強制認知は福音だったことが分かると思えます。

ただ、御覧のとおり、無戸籍者の数という意味では、無戸籍者たちはこれらの司法手続の中を行き来するだけで、嫡出否認を母子に広げても効果は限定的というのにはこの理由からです。加えて、母と子の嫡出否認権の実効性を担保するために、オンラインであれば会わなくてもいい、法テラスで弁護士を付ければいい、費用の負担等についてもそこで配慮をしていく、こういったことが大臣や民事局長から幾度も答弁が出ています。実際の裁判手続の運用やDV被害の実態が

分かっているのではないのでしょうかという話になるんだと思います。ある意味、それは夢物語と私たち当事者として弁護士さんたちは思っています。なので、以下、オンラインについて反論します。

現在、先行して民事、商事事件のオンライン裁判手続が試行されていますけれども、これには条件があるんです。まず、双方に弁護士が付いていること、かつ双方がオンラインに同意したときしか認められません。つまり、こちらが希望しても相手方が拒否したらできないのです。そもそも、家事事件手続のIT化は現在検討段階で、法案とさえなっていないんです。今回の民法改正案では施行は一年半以内とありますが、施行日に家事事件のIT化は間に合うのでしょうか。

また、現状の家事事件のIT化案件では弁護士代理の案件はないようですが、実際に産後間もないお母さんたちが弁護士を付けずにこなせるのでしょうか。法テラスで弁護士を付けるとしても、当然無料ではなく償還義務があり、DV被害者の生活実態からすれば弁護士の費用負担は大き過ぎます。

また、DV被害者であることの配慮や手続を裁判所にもらうためには、DV夫にもその主張が知られるため、逆上を恐れる余り、現実的には母や無戸籍の子は主張できないことでしょう。DV夫がオンラインに反対した場合は、結局そのDV夫と直接会うことになるのです。

このように、家事事件のIT化といったところで、実際の家庭裁判所の手続は使いつらく、当事者に元夫相手の法的手続を求めることは現実的ではありません。家庭裁判所で元夫を相手にするのはなくて、嫡出推定の例外として救済する範囲を広げ、前夫を絡ませない届出受理や司法手続を確保、拡大するしかないのです。

そう言うと、必ず、推定を受ける夫への手続保障として必要だと言われます。しかし、そもそも離婚した妻が自分の子を妊娠しているかもしれないという自覚が前夫にあるならば、別れた後も何らかの接触はするでしょう。生まれるまで知らな

いとか、何年も何十年もその存在を認識していないなどという事実自体が前夫の嫡出否認に相当するのではないでしょうか。

子の出生時は婚姻解消後なので子は前夫に家族として養われる生活も送らないにもかかわらず、生涯、子の嫡出推定が及び続けることに違和感を覚えます。そう思うには理由があります。私の相談者の中の二十六歳の成人無戸籍者が、この夏ようやく戸籍が取れる見込みになりました。前夫が死亡したからです。前夫が亡くなることを待たなければ戸籍が作れないという現実を委員の皆様にお伝えすることにちゅうちよがありました。そうした例は珍しくありません。それが無戸籍の現実だということをご理解いただければと思います。

続いて、離婚後三百日規定の温存についてです。二十一世紀の今、妊娠期間を三百日と記したものは医学書から母子手帳までどこにもないでしょう。にもかかわらず、この規定を残すことこの理由の一つが、法制審議会で専門家の意見を聞いたら妊娠期間が三百日になる人もあるということだからと伺いました。しかし、現実的に、法的離婚後三百日で出産する人はどれほどいるんでしょうか。その具体的数を示した上で立法はされるべきです。誠に希有な例外を数も分からないまま基準とすることで、弊害の大きい推定を残すてはいけないと思います。予定日を大幅に超える場合は、二〇〇七年の通達同様、医師の証明書で対応すべきです。

三百日、温存することで懸念されるのは無戸籍問題にとどまりません。医学的、科学的裏打ちされた通常の妊娠期間よりも一か月以上も長い推定期間を置くこと自体で、国家が離婚女性に対して性交渉の相手を超えて公的に推定をし、離婚後一定期間は前夫の性的拘束下にあることを認めているという別のメッセージを世界に向けて発信することになります。

今年十一月九日の衆議院法務委員会では、葉梨

前大臣が三百日規定に関して、婚姻中にも不貞行為は自由だという形になってはならないので、やはり三百日という推定はあるんですよと発言しています。つまりは、三百日の規定は今回の改正でも不貞行為の抑止として、若しくは懲罰的効果として置かれ続けるのだという内容の発言です。法律が女性への差別を裏書したとも取られかねません。これは、日本の女性たちが直面するこの国の後進性とも関わるのです。

以上を踏まえて、私の意見をまとめます。この改正案の趣旨説明や衆議院での質疑で、新旧大臣、法務省民事局長は、無戸籍ゼロを目標に、それを実現するのが使命だと明確におっしゃっています。ならば、いつまでにゼロにするのか、そのためには原因ごとにどんな方策を講じる予定なのかというロードマップをしっかりと示すべきです。

今回、認知無効の訴えの出訴期間の改正に伴い、国籍法第三条第三項が新設され、国籍取得が無効になることで無国籍者が生じるのではないかと不安が広がっています。本来、この民法七百七十二条嫡出推定規定の改正とともに提出するべきは、存在そのものに対する排除が懸念される法律ではなく、七百七十二条以外の無戸籍者、そして無国籍になるおそれがある場合も含めて、まずは何よりも先に登録されるという法律的枠組みだったのであるでしょうか。

加えて、大臣も民事局長も、今回の法改正では不十分であることは認識しているとの見解を示し、経過を見た上で更なる法改正も必要であれば検討するとの発言もされています。断言しますが、取り残される類型があることが明らかである以上、このままでは更なる対応が必要となることは間違いありません。

法改正までとはいかずとも、例えば今回、嫡出否認権を母や子に拡大するならば、せめて外国法と日本法で嫡出が異なるときに行われてきた、前夫に確認なしで父欄に父未定と記載した上で母の戸籍に登録を認める、又は内密出産のガイドライ

ンの応用を行い、首長の職権での戸籍作成など、今ある法的資源を駆使、運用することでも状況を改善することは可能だと思えます。

今回の意見を述べる中では、登録制度としての国籍制度そのものの在り方への意見を述べることに時間の関係上できません。事実婚や同性婚、パートナーシップ婚など婚姻の在り方も、また生殖補助医療なども含めて、子供の出生に至る過程は既に多様化しています。その中で、子の父親が誰か、母は誰かを改めて検討しなければいけない時期は早晚やってきます。いえ、既に今その要請は高まっています。一刻も早く、現在の婚姻家族単位となつての戸籍編製や個人籍など、国民登録簿としての戸籍の改革について、予断を持たず、真剣な議論が開始されなければなりません。

無戸籍者たちの苦悩は、戸籍ができたから終わりではありません。そこから新たな闘いが始まります。学校に行けなかったこと、仕事に就けなかったこと、結婚できなかったこと、自分が誰か分からなかったこと。戸籍ができた後も、国家に拒絶をされたという強烈な体験は一生消えず、彼らの人生に大きな負荷を残し続けます。

無戸籍は、尊厳を傷つけられたというレベルの話ではないんです。戸籍ができた後も、彼らが貧困、人間関係、家族、職場での様々なトラブルに巻き込まれている姿を見ると、何よりも、登録され、社会がその存在を認め、共に生きるという覚悟をこの法改正においても示すことが必要なのだというところを改めてお伝えして、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございます。ありがとうございます。金児参考人（金児真依君） ありがとうございます。金児参考人。次に、金児参考人をお願いいたします。金児参考人。

○参考人（金児真依君） 御紹介にあずかりました。UNHCR駐日事務所首席法務アソシエイトの金児真依と申します。

私は、マーストリヒト大学で無国籍に関する国際法を研究し、博士号を取得しております。父

母が共に知らない子供に関する著書等もございす。本日は、このような機会を頂戴いたしました。ありがとうございます。

UNHCRは、世界で無国籍の対応を任されている、国連総会によって任されている機関でございますが、各国の国籍法の制定と運用について技術的な助言を行うという任務の下、このような、ジュネーブ本部の決裁の下、国籍法のコメン、今お配りしております。作成いたしました。

そして、本日お配りしておりますのは、私の発言の概要、そして以前私どもが作成いたしました、日本にどんな無国籍者がいるのかという類型に関する報告書。委託して作成いたしました。そして、議員のためのハンドブック、お配りしております。どうぞ御活用くださいませ。

最初に私どもの発言の趣旨を申し上げますと、UNHCRは、今回の民法改正の主な目的である無戸籍をゼロにするための日本政府の取組を歓迎しております。今後のより一層の進展も期待しております。しかしながら、国籍法第三条第三項にしましては、国際法に基づいて、無国籍の防止、そして国籍の恣意的な剥奪の防止、それを確実にするために、そして無戸籍ゼロと一緒に無国籍ゼロ、それを一緒に進めていくために修正が望ましいと考えております。

詳細をお話しする前にグローバルな背景を申し上げますと、現在、世界では少なくとも四百三十万人が無国籍又は国籍不明のまま、実際はもっと多いと思われま。無国籍者の多くは、生涯にわたって人権の行使が困難な状態に置かれます。

UNHCRは、二〇二四年の十一月までに無国籍者を世界でゼロにするためのBeijing、全ての人に国籍をとるというキャンペーンを実施しております。無国籍者保護のための一九五四年の条約締約国は現在百か国に迫っております。そして、六一年の無国籍削減条約の締約国はここ十数年で倍以上に増えております。まだ日本はこの二つの条約国ではございませんが、しかし加入を検討していただいております。

さて、無国籍と無国籍は全くの別物と考えられることも多いですが、しかし、国籍や親子関係を証明する書類がない、それが無国籍につながることもあります。無国籍ゼロに向けた日本政府の取組は、まさに無国籍ゼロに貢献するものです。

しかし、今回の法案のうち国籍法第三条の三項における部分については、UNHCRにとつての関心事項が幾つかございます。

まず、認知による国籍取得について、新たに加わる規律の下では、認知による国籍の取得をした後に反対事実が発覚した場合、既に取得済みの国籍が遡って無効となります。日本国籍の取得が無効になったときにほかの国籍を持っていない、そうすると無国籍になる場合がありますが、この場合であっても三条三項の適用の例外にはなりません。

また、民法については、認知無効の主張に原則七年の期間制限を設けるなどして児童の身分関係の安定を図るといふ大変肯定的な改正があるのに対し、国籍法については対照的に国籍取得の無効の期間制限がございません。いつまでも遡って、十年たつても五十年たつても国民であったことが一度もなかったものと扱われる、さらに、日本国籍が無効になった瞬間から非正規滞在の外国人として扱われ、再度国籍を取得するまでには数年間無国籍ということもあり得ると理解しました。

もちろん、その国籍の不正取得、虚偽認知ですけれども、政府の懸念というのは正当なものです。日本でも既に届出の時点で判明するよう様々な防止策を取っていると理解しております。しかし、事実と反する認知は、親自身その認識がないことも珍しくないとわれ、さらに、偽装認知であつても基本的に子供は偽装をされた側にあり、帰責性がなく、無国籍という不利益を児童が被ることは正当化できません。

世界人権宣言第十五条は、全て人は国籍を持つ権利を有する、何人もほしいままにその国籍を奪われないとして、基本的人権としての国籍を持つ権利をうたい、国籍の恣意的剥奪を禁止していま

す。そして、これらが国際法の基本原則であることについては強力な国際的合意が存在します。また、日本が締結した児童の権利条約第七条や自由権規約第二十四条においても児童の国籍取得の権利が保護されています。

UNHCRは、二〇二〇年五月に、国籍の喪失及び剥奪についての無国籍に関するガイドライン第五号を発行いたしました。このガイドライン第五号は、ある人の国籍を国家が否定する行為が、国際法が禁止している国籍の恣意的剥奪に該当するような状況を避けるために、三つの原則を尊重するよう各国に奨励しています。

一番目の原則としては、国籍の喪失、剥奪が法律にのっとって行われること。法令に明確に書いていない理由で国籍を喪失させてはいけないというものです。二番目は、国籍を剥奪することが正当な目的に比例しており、それを達成するための最も侵害性の低い手段であること。結果、無国籍となる場合は、その重大な結果に鑑み、通常、まずこの比例原則が満たせません。そして、三番目は、国籍の剥奪が適正手続にのっとって行われることです。これらのUNHCRガイドライン第五号の三つの原則は、国籍の剥奪の対象者が現在重国籍なので無国籍とはならない場合もひとしく適用されるものです。

こういった原則を反映した外国法制の例ですが、コメント、私どもの本体ですけれども、十四ページからまとめております。

親子関係が無効になったことによる国籍の無効又は喪失を規定する国籍法の規定を持つ国は、通常セットで、無国籍となる場合は国籍の喪失は生じない旨の例外を設けています。これは、一九九七年の欧州国籍条約の第七条に規定された原則でもあります。

また、これらの外国法は、無国籍とはならない場合でも、国籍の喪失をさせられる期間の制限を設けています。

欧州国籍条約の第七条の規定では、この期間制限の上限は成年未満とされていますが、欧州評議

会は、児童の最善の利益の観点から、二〇〇九年の勧告第十三号で、この国籍喪失の成年までという期間は長過ぎるとしており、十年よりも更に短い期間制限を設けても正当化されるだろうとしています。

例えば、フィンランドでは、又はドイツでは、期間制限を五歳又は五年未満としています。また、幾つもの国で一定期間国民として扱われてきている場合、例えばスペインやフランスで十年、ドイツで十二年ですが、国籍を喪失しないとする規定を設けて、子供の利益と国家システムの安定を保護しています。

以上から、四つのことを私どもは提案したいと思ひます。

第一に、国籍法第三条の三項によって無国籍となる場合は例外とすること。UNHCRとしては、無国籍が生じた後に解決策を講じるよりも、そもそも無国籍が生じないように例外規定を設けることが合理的だと考えております。

第二に、無国籍の喪失が、無国籍を生じさせない場合であっても、既に取得した国籍の剥奪ができなくなる一定の期間制限を設けることを推奨します。

第三に、対象者をただ単に国民であったことが一度もなかった者として扱うのではなくて、個人として聴聞を受ける権利及び不服申立てを行う権利、そういった適正手続を保障することです。例えば、国籍取得の撤回という行政処分とする、又は、少なくとも不利益処分に応じて扱うことなど、何らかの方策が取られることをお勧めいたします。

第四に、国籍の喪失を検討する際には、当事者と日本のつながりや児童の最善の利益、そういった要素に鑑みた個別の比例性の審査を行うことを御提案します。

日本の現行の国籍法は、無国籍条約とも全体的に合致した様々な無国籍の防止措置を既に備えたものと言えます。だからこそ、今回新設される三条三項は修正が望ましいと考え、以上四つを御提

案します。

さて、仮に法案が修正されず、このまま可決される場合には、衆議院法務委員会で採択された附帯決議、これ、より一層明確化することが大変重要となります。

附帯決議の第五項目めでは、国籍取得後に事実と異なる認知が明らかとなった場合には、無国籍者の発生防止の観点や日本人として生活した実態等を十分に勘案して、帰化又は在留資格の付与に関わる手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこととされ、大変意義深いことです。

この上で、参議院では、現行法をフル活用することで、無国籍者を保護し、無国籍になる時間を最小限にするにはどうしたらいいのか、更に御検討いただき、附帯決議でも明確化することが重要かと存じます。

例えば、入管法第二十二条の二に基づいて在留資格取得許可をすることで、一度も非正規滞在にすることなく滞在が可能になるのではないのでしょうか。また、日本国籍法第二条第三号や第八条の四号だけではなく、八条の一号や三号についても御検討いただき、柔軟に迅速に適用いただくことが大変有効と思われまます。

また、より根本的な課題として、そもそも日本には、現在、無国籍認定手続というものがない。この無国籍認定手続を設けることで、今回の三条三項によって国籍を失うことで誰が無国籍となるのか、迅速かつ正確に把握し、保護し、無国籍を削減することが可能になると考えます。

日本の法令には、そもそも無国籍者の定義がありません。一九五四年の無国籍者地位条約によって、無国籍者は、いずれの国によつてもその法の運用において国民と認められていない者と定義され、これは国際慣習法の一部としての性質を持ちますので日本にも関係します。また、UNHCRの二〇一四年の無国籍者保護ハンドブック等を活用いただき、インクルーシブな無国籍者の定義とその解釈を採用することで無国籍者を漏れなく把握することができまます。

また、衆議院で前法務大臣もおっしゃったように、ごめんなさい、本日もおっしゃっていましたが、齋藤法務大臣、様々な省庁間の調整や政府と市民社会の連携のメカニズム、それが強化されることはどの国でも有効です。また、実用的なマニユアルや研修等、既になされていると思います。が、その一層の充実により、窓口での更に効果的な対応を促進することも大変重要であると考えています。

また、国籍を遡って失うということは、何世代にもわたって国籍がなくなるなど、様々な予期せぬ影響が出てくる可能性があります。そのため、この法律の施行後数年をめぐり、本人の人権への影響だけでなく、国家社会制度への影響等についても調査し、国籍法第三条三項の見直しも含めて、親子関係の否定によって国籍が遡及的になくなることに繋がる現在の規律体制、規律全体を再検討することが有用なのではないのでしょうか。

無国籍者を生み出さない、無国籍者をきちんと保護して周辺化させない、それは人間の安全保障だけではなく、国家の安全保障にもつながります。UNHCRは、人権、人道に重きを置く国、日本国において今回の国籍法改正法案が修正されるよう期待しております。

無戸籍ゼロと一緒に無国籍ゼロ。UNHCRは、日本政府、そして議員の皆様、これと一緒に実現するためにお手伝いをさせていただく所存でございますので、どうぞ御用命ください。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(杉久武君) ありがとうございます。二宮参事、二宮参事にお願いたします。二宮参事、

○参事(二宮周平君) お手元にレジユメを用意いたしました。大変僣越であります。いろいろなことをお話ししますので、メモ代わりに使ってくださいとは思っております。よろしくお願いたします。

今回、改正提案の趣旨が御説明されています

が、それにプラスして、親子法改正の理念をやっぱり生かすべきではないかと思われました。これを機会に、国際基準に基づく子供の人権保障の視点、これを改正に加えるべきではないか。

金児さんからも御指摘がありました児童の権利条約七条、児童は出生の際、直ちに登録される、児童は、出生のときから氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつその父母によって養育される権利を有するとあります。

子が個人として尊重する、個人としての権利、それが出生の登録、日本という、戸籍に記載されること、そして氏名を有し、国籍を取得することです。後段の父母によって養育される権利を有するところ、今回に変わる、法律上の親子関係の成立と否定に関わることだと思えます。この七条では児童という言葉であり、嫡出子、嫡出でない子という子供の区別は設けていません。できるだけ子供を平等に対処する、処遇するということが求められていると思えます。

今回の親子法改正では、次の三つが求められると思えます。

一つは、血縁の事実の尊重です。

これによって法律上の父子関係が成立します。血縁がない場合には父子関係を否定し、血縁上の父と法律上の父子関係を成立させる手段、子供のアイデンティティを確保する上でもその手段が必要で、そして、その手段は、手続的負担がでるだけ軽減されるのが望ましいと思えます。

二つ目に、親子としての生活事実の尊重です。血縁がないことから父子関係を否定する、しかし、一定の期間、親子として生活事実が続いている場合にはそれを尊重する。したがって、窪田さんが御説明になったように、出訴権者、出訴期間を制限するということが出てきます。この共通の理念は、身分関係という法的安定性です。それを重視して、血縁がなくても親子であるということ法は認めています。

最後に、子供の平等です。

血縁の事実の尊重も親子としての生活事実の尊重も、全ての子供にとって必要です。嫡出子と嫡出でない子に共通の法理へと展開していく、その格差がある場合にはそれをできる限り小さくしていくということが求められると思っております。上記の視点から見た今改正法案の問題点を述べます。

母が離婚後三百日以内に再婚しない場合において出生した子の処遇です。

母が離婚後三百日以内に再婚した場合において出生した子は、窪田さん御説明のように、現夫の子と推定されます。したがって、現夫を夫とする出生届ができます。もう出生届がすぐできると、父子関係が戸籍において明確になります。

ところが、母が離婚後三百日以内に再婚しない、あるいは子供が再婚する前に生まれた、こういう場合については七百七十二項が適用されます。井戸さんが御指摘になったとおりです。したがって、前夫の子と推定され、前夫を父とする出生届を出さざるを得ません。したがって、これを回避するために無戸籍者が生ずるという事態を避けることができます。

配付していただいた資料集、資料編の資料十がありまして、これは無国籍者のうちの分類です。それで、ちよつと私、数値を間違えておりまして申し訳ありません。三百日以内に再婚した後に子供が生まれたというケースは三五・八%です。したがって、再婚をしたんだけど再婚前に生まれ、それから三百日以内に再婚しなかったケースというのは残りの六四・二%ということなので、かなりな無戸籍者が残されるということになります。

今改正提案の提案者の説明は、嫡出否認権の行使で対応するということでした。この点については、井戸さんが問題点を指摘されたので繰り返しません。父子関係を消滅させるために家事調停、合意に相当する審判、あるいは人事訴訟、これを起こさないといけないので、その手続負担は大変なものになります。

これに対して、出生主義、母の婚姻中に出生した子は夫の子と推定するを採用すると、ここについては窪田さんと私とは見解を異にします。ここで学説上の争いをするゆとりはありますかということ。仮に出生主義を取ったらどうなるかということ。離婚後再婚して子が出生すれば現夫の子と推定される。今改正案と同じ結論です。離婚後再婚せずして子が出生した場合に推定する父というのはいけません、父のない子になります。だから、父のない子として出生届ができます。前夫を父とする出生届が強制されません。したがって、戸籍にも記載され、無戸籍者は減ります。そして、血縁上の父からの認知も可能になりますので、子の法律上の父と血縁上の父が一致すると、その手続的負担が減少し、子供の平等に近づくとおもいます。

私見としては、離婚後の法律上の父子関係の成立に関する法制度について検討を継続していただきたい。

出生主義というのは、窪田さんが御指摘になったように、ドイツのように離婚原因として別居期間が要求される。そうすると、別居しているわけですから性的関係はない、したがって出生主義で問題はないということだと認識いたしました。しかし、経験則として、破綻して離婚を考えている夫婦が性的関係を持つでしょうか。性的関係というのは最も親密な愛情の発露の行為です。双方の合意に基づいて、かつ避妊をしないで性的関係を持つ場合に妊娠ということが生じます。そのような現実が破綻した夫婦の間にあるのかどうか。これを踏まえると、出生主義というのはむしろ経験則に合致しているようにも私は考えている次第です。

次に、二ページ目に移ります。

父子関係の否定に関する嫡出子と嫡出でない子の格差です。

出訴権者が限定されました。父若しくは認知者、子、子の母、否認の訴えも認知無効の訴えも出訴権者は共通です。ところが、出訴期間、嫡出

否認は、子は、子の出生を知ったときから三年、子は、母は出生のときから三年です。認知無効の訴えは、認知者は認知のときから七年、子、母は認知を知ったときから七年です。身分関係の安定性というのは全ての子に共通しています。だとするならば、同一にすべきです。これによって子供の平等も達成されます。

私見として、親子関係の成否について、可能な限り子の平等処遇に資する法制度を検討すべきだと思います。

次に、子の身分関係の安定と日本国籍の確保の問題です。

これは金児さんが今御説明されたので多少重複することはありますが、私はまた別の視点から考えてみました。

今次改正提案、金児さん御指摘のように、認知された子の国籍取得について、認知について反対の事実があるときには適用しない、したがって国籍取得は認めない、取得していた国籍も喪失させるといふ、ここにつながってまいります。

問題点の一、身分関係の法的安定性、これがあから嫡出否認、認知無効について出訴期間を徒過すると誰も争えないことにして、子の父子関係を確定させます。法律上の父子関係を前提とする法的効果の享受は覆されません。国籍の取得という社会生活の根幹に関わる権利も喪失しないというのがこの論理的な結論です。

児童の権利条約七条は、先ほど、国籍取得を子の権利としました。金児さんが今日御指摘していただいた八条では、今日の資料にありますように、締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身分関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する、すなわち一旦取得した国籍、これを保持する権利ということも掲げられているのです。

最高裁大法廷平成二十五年九月四日決定は、婚外子の相続分差別を全員一致で違憲としたものです。ここで述べられている判決理由の一部を紹介

します。父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事情を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきていると述べています。

仮に不実認知で子が日本国籍を取得したとしても、不実認知をしたのは親であって、子供ではありません。子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事情を理由として子に不利益を及ぼすことは許されません。子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるというこの判決理由は、国籍法にも妥当するのではないのでしょうか。身分関係の安定という法的利益は子に保障されるべきです。

もう一つ、出訴権者の限定です。それは、法律上の父子関係の成否を当事者に委ねると、国が介入することはしないと、だから当事者が否認権を行使し、認知無効の訴えをすることです。認知について反対の事実があることを覚知したときに、どういう経緯で覚知するかは分かりませんが、覚知したときに、法務大臣が日本国籍を遡って喪失させたいのであれば、認知無効の訴えを起すべきです。それが手続保障だと思えます。

出訴権者に検察官を加えるという、こういう改正があるのであれば一定納得はできます。しかし、同じ出訴権者ですから、二の法理が適用されることによって、国家的利益が関わることだといつても、身分関係の安定性という国民の親子関係に関わることを不当に介入することは許されないのではないかと考えています。

虚偽認知という言い方、不正認知という言い方がされますが、それに対する法務省ホームページ、国籍取得の届けに関する詳細な手続があります。認知ということについては、民法ですから、ここには関わりません。でも、認知された子の国籍取得の届出で実に慎重なる対応をしているよう

に思われます。後で御参照ください。

私見として、子供は日本人父との親子関係を基礎として日本国籍を取得するのだから、認知無効の出訴期間の経過により親子関係は確定し、誰も争えない、そうである以上、日本国籍は喪失しないと解すべきだと思います。

不実認知の理由は多様です。知らなかったということもあり、再婚するので連れ子を自分たちの家族にしようと思つて厚意で認知する場合もあります。その全てが国籍の不正取得を目的とするものとは言えません。当事者の家族的事情に配慮した個別対応の可能性も追求すべきです。嫡出子の場合は出訴期間を徒過すると確定する、したがって介入はできないとしています。そういう嫡出子の処遇と同様の対応をすべきだと考えます。このような課題がある以上、国籍の取得、喪失については国籍法の問題として別途検討すべきだと考えます。

時間が参りました。五番、嫡出概念の廃止についてはお目通しただけだと思えます。既に国連や欧米諸国では嫡出概念を廃止しています。それによって、その国の法体系、法整備が大変な混乱を生じているということがあります。

以上です。御清聴ありがとうございました。
○委員長(杉久武君) ありがとうございます。
以上で参考人の御意見の陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。
なお、質疑及び答弁は着席のまま結構でございます。
質疑のある方は順次御発言願います。

○加田裕之君 済みません、自民党の加田でございます。
本日は、窪田参考人、井戸参考人、金児参考人、二宮参考人、本当に師走のお忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございます。それでは、発表していただきました順にお伺いしていきたいと思えます。

まず、窪田参考人にお伺いしたいと思えますのが、私も、今回、この改正の中身について、嫡出

推定制度の見直しの動きということについて、やはりこの親子法制に関する大きな改正の中のポイントであるのではないかと、一番大きな柱ではないかと思っております。実際問題、嫡出推定制度に関する規定の見直しはいろいろな検討課題がありましたし、また、この無戸籍者問題ということについても本当にいろいろな議論が、特に窪田先生は法制審の中の意見の議論も加わられておりましたので、その中でのことについてもお伺いしたいんですが。

先ほどちょっとお話しされた内容の中につきまして、特にこの協議離婚のことについてのお話がありました。もちろん、これ、協議離婚といいますが、もう先ほどお話しいただいたように、いろいろな形の協議離婚があると思います。先ほど別居要件のことについても触れられましたけれども、もちろんこの協議離婚の在り方という部分につきましての先生のある意味有益なところということと課題のところということもお伺いしたいと思えますし、そのことについて、実際、先生に、これから実効性のある形で進めるにはどのようにしたらいいかということについてお伺いしたいと思います。

それと併せて、懲戒権のことについてなんですけれども、もちろん、この懲戒権の廃止の部分について、しつと称して児童虐待ということではもう大きな社会問題となっておりますし、そしてまた、このことについても様々な声が上がっているというのでも承知しております。そうした中において、民法だけではなく、それ以外の法整備も一体となつて足らざることをやっていかなければならないというお話がありました。これも、先生、もちろん、いろいろな、法制審ももちろんです。先生の御経験の中でどのような部分の足らざる部分があるかということについてもお伺いできたらと思えます。(発言する者あり)

○委員長(杉久武君) 済みません、発言の際は挙手をお願いいたします。

○参考人(窪田充見君) 申し訳ありませんでし

た。

御質問いただき、ありがとうございます。

一つは、嫡出推定の制度の見直しということで触れた中でありました協議離婚に関しての御質問であったと理解しております。

私の中でも、協議離婚を廃止するというのは考へ方としてはあり得るかもしれないけれど、それほど簡単ではないのではないかとこのことを申し上げましたが、私自身は、協議離婚の一番大きなメリットとしては、非常に簡便であるということ、それ自身がメリットではないかと思っております。国によっては非常に宗教的な意味も元々持っていた婚姻において、それが本来は婚姻の解消というのは制度としてなかったという歴史的な背景もある、西洋においては、それに対して、我が国において、合意によって成立する婚姻が合意によって解消されるというのは、それ自体としてはそれほど不自然なことではないのではないかと考えます。

ただ一方で、課題としてありますのは、非常に簡単な形でなされ、公的機関が関与しないことによって、場合によっては何か非常に一方的な犠牲を払うような形での離婚、要するにいろんなことを諦めるから離婚してちょうだいといったようなことが第三者や公的機関の介入によって制御することができないといった問題があるんだろうと思っております。そうした点は協議離婚に関して現在でも抱えている問題だろうと思っております。

それから、懲戒権の廃止に関してなんですが、先ほど申し上げたように、民法の規定を改正すれば済むというわけではないと思うんですが、その際には、当然ですけれど、これまででもそうであったように、児童福祉法であるとか児童虐待防止法であるとか、必ずしも法務省の所管の法律だけではなくて様々なもの、恐らく文科省の所管による学校におけるそうした問題とも整合的な運用を図っていくということ、ルールを明確にするだけではない、そのルールを実際に実現していくための仕組み、場合によっては警察が関与するで

あるとか、そうした仕組みも整備する必要があるというふうな考えております。その一部はもう既に現在なされているというのが私の認識でございます。

以上です。

○加田裕之君 ありがとうございます。続きまして、井戸まさえ参考人にお伺いしたいと思います。

ちょうど平成十九年の六月二十六日に、ちょうど我々、ちょうど井戸議員とは、井戸参考人とは県議会の同期でございます。二期目の初当選のときの一発目の質問のときに、民法七百二十二条に関する無戸籍児への対応ということで一番初めに言われました。本当にあのときからの課題というのが、あのときの問題提起という部分につきまですとと取り組まれていることに敬意を表しますとともに、それで、実際問題、あのときの状況と比べて、まずちょっとお伺いしたいのは、実際、今の時代、あのときはまだ平成の十九年でございますいすからかなりもうはるかに前の時代になるんですけれども、今のことになりましたと、より一層、コロナ禍というのもありましたし、コロナ禍の経験も踏まえた上でも様々な問題というものもが顕在化していると思っております。

だからこそ、今回もいろいろな改正という部分の議論もありましたし、そういう声も出てきてやっているのではないかと思うんですが、実際問題、自治体の通知という部分で先ほど資料をいただきました。様々な形で国から訓令、通達という形、回答というのでもやられているんですが、実際問題、まず、その時代背景の部分の当時との違い、問題提起されていた当初と今の違いということ、それから、あわせて、この訓令や通達とか国から発せられた部分について受け止める自治体、兵庫県の方においても結構いろいろその場で、まあ議会で提案されたということ、当時県議会で井戸参考人が提案されたということもあつたので、ある種、早く進んだということもありますし、正直な話、スルーされてしまつてな

かなかその通達とかいうこと存在すら知らないまま不利益を被っている方たちもいると思うんですけれども、その部分についての相違ということについてまたお伺いしたいと思います。

○参考人(井戸まさえ君) 加田参議院議員とは本

当に兵庫県議会議員時代にも、実はこの二〇〇五年に私が本会議でこれ質問したときにやじが飛んだんです。非常にひどいやじで、それに対して、加田議員も含めてですけれども、非常にそこを守ってくださるようなことをしていただいで、だからこそ、こういった無戸籍の問題もある種、その後もしつかりと問題提起もできたと思います。

二〇〇五年からすると十七年がたつていまして、すけれども、無戸籍というのが二〇〇六年、七年に毎日新聞がキャンペーンを張つたので、その一年で相当理解は進んだと思うんです。

ただ、じゃ、その無戸籍の問題がなくなつたのかといえば、そうではなくて、先ほども、国からの通知出ていますけど、よくよく見ると同じような内容が年度しばらくたつてからまた出ていたりとかかすということ、例えば地方自治体の方たちなんかに二、三年でやつぱりその担当が替わるので、例えば住民票ができるんだといつても、窓口の方ではできないといつて、無戸籍の人たちはその窓口の人たちが言うことが正しいとやつぱり思つてしまうので、そこで諦めてしまつて、またうちに相談が来て、そして行政に言つて、そしてまた通知を出し直してもらつてみたいということ、何か、何回も何回も同じようなことをされているんです。

でも、今、ちょうど住民票というのは、私が、自分が無戸籍の子供を産んだときには、当時、神戸市は絶対に出さないと言つていたのが、今はちゃんと裁判とかやれば無戸籍でも住民票が出るとか、条件付ではありますけど、改善はされてきていると思うんです。

一方で、じゃ、今の無戸籍問題って何かといつたときには、結局、この裁判とか調停とかやつてもなかなか解決が付かない、そういう意味では長

期化、固定化というのが非常に問題なんです。そうなる、やつぱり成人無戸籍者という、年度が行つて、今もこの国の調査でも七百数名、八百人近くがいる今の状況でも二百人ぐらいは成人なんです。今、マイナンバーがなかったら働けないんですよ。

というふうな、より厳しい状況に入っているということも、今回の改正も含めてですけれども、本当に対応がもう今すぐやらないといけないというふうな状況になつていっているという意味では、じゃ、本当に変わったのかといつたら、そこではないなと、まだまだ十分ではないなということ

です。

ありがとうございます。

○加田裕之君 ありがとうございます。

本当に、実際問題、そうやってマイナンバーとかそういう形をどんどん進めれば進めるほど、逆に言えば、逆に不便に取り残されてしまうということもよく分かりました。また、当時の県議会の皆さんのああいうときのあの熱い議論というものもしつかりと思ひ出しながら頑張つていきたいと思ひますし、または是非お願ひしたいと思ひます。続きまして、済みません、金児参考人にお伺ひしたいと思ひます。

金児参考人の方におきましては、先ほど無戸籍と無国籍という部分と一体として捉えなければいけないということ、本当にそのとおりだなという思ひがしました。その一つ一つの課題というものは全て共通しているところも本当に多々あると思ひます。

本当にこういう部分につきまして、特に無国籍とすることを例外とすることという形での提案というところもあつたんですけれども、実際、参考人の方にお伺ひしたいのは、具体的に無国籍だと当事者が何が困るのかということ。いろいろこの前も議論もさせていただいたんですけども、その部分について実際の現場の声というものもよく把握されていると思ひますので、そのことをお伺ひ

したいということ、あともう一点、国籍の虚偽の取得という場合ですね。

実際、国籍取消の結果、無国籍にしても仕方ないみたいな意見もあるというのも、これは事実でもあるんですけども、そういうことについて、参考人の方はいろいろな研究機関でも、それから国際機関でも御意見交わされていると思うんですが、その受け止めと、そしてまた御意見を伺いできればと思います。

○参考人(金児真依君) 御質問、誠にありがとうございます。そして、無国籍者の置かれた状況に思いをはせていただき、本当にありがとうございます。

実際のケースを扱われた皆さんとも私ども連携しておりますけれども、まずはこのように聞いておきます。

まず、日本国籍を遡って困ることとしては、国際結婚の場合ですけれども、子孫の国籍も失われる可能性がある。

これはほかの国でも報告されています、そうですね、例えば、ドミニカ共和国でハイチ系の人たちが国籍を、ずっとそれまで国民として生まれて、国民として生活してきたんだけど、突然、二〇一三年の裁判判決によって国籍がなくなった。そうすると、二世代、三世代にわたって送還、ハイチへ送還ということが実際起こったんです。で、本当に何万人の単位で起こったわけですけど、でも、ハイチ政府は、しかし彼らを国民としては認めない、国外で生まれてるし、国籍法からして実際に起こったケース、外国事例もあります。

そして、国籍がなくなっても、元からなかったとして、今回私どもが気になっておりますのは、処分ではないことです。元々ありませんでしたから、そういうことで、それを裁判で直接争えないという問題ですね。行政処分ではない。

突然不法滞在の外国人になることで、まずは退去強制の危機にさらされます。原則、収容されて

もおかしくない。もちろん、入管庁が仮放免ですとか人道的な措置をとっていただいているケースですとか、私どものこの報告書御覧いただければそういったケースも載っておりますけれども、配慮いただいているかと思えますけれども。

それだけではなくて、突然持っている職を失う、今まで日本人だったのに、急に非正規滞在の外国人になりましたら、あしたから来なくていい、じゃ、生活ができません。生活保護をもらうにも、生活保護って基本、法的には日本国籍というものを前提としている。そして、住民票がないという話になりますから、じゃ、どうやってそれを、保護をもらうのかということもございませう。健康保険もなくなり、病院も全部自費負担になります。子供手当ですか、それもストップいたします。まずは、自分も本当にどこにも属さないというアイデンティティーの問題というのも起こるかと思えます。今まで、家族の関係にも影響するでしょうし、メンタルヘルス上の問題も生じると思えます。

あとは、外国籍を証明する文書を持たない場合というの。又は、外国籍を得られるか分からない、それは外国籍を取得するまでかなり時間が掛かるのではないかとということもあります。また、無国籍となつて困ることといたしまして、まずパスポートがない。在留資格がある人では在留カード、日本では発行されますけれども、ない場合はどうしましょうという話ですね。きちんとしたものがない。例えば、携帯電話を契約する、アパートを借りる、そして銀行口座をつくりたい、そういったときに、在留カードの表示ですとか無国籍となつているからということで借りられない、差別的な扱いを受けたという報告も上がっています。

もちろん、在留資格がある人の場合ですけれども、再入国許可書というものが無国籍者の場合ですとか発行されることがあるんですが、それを保持していても入国できない国が結構多いんですね。また、その再入国許可書というのが日本語で

書かれていたりしたのでですね、結構それが難しいということもあります。

あと、無国籍者ということでもせめて在留カードに書いてあれば、あつ、無国籍者ですね、あなた結婚したいんですね、子供を認知したいんですね、準拠法、どういう、どの法律に基づいてそれを、結婚するのか、認知するのか。準拠法、日本ですねというふうな適切な対応をしていただけることもありますが、しかし、今、無国籍認定手続がないということも申し上げましたが、それがないと、持っている国籍が在留カードに書かれている場合、そうすると、いや、でもこの国からは何ももらえないんです、結婚したいんだけど、独身証明書もらつてきてと言われたけれども、いや、もらえなかつたです、あなた、どこの誰ですかと言われましたという話ですね。結婚もできない。

でも、送還しようとしても、なかなかその国が送還を受け入れないという国もあることも、ほかの国の事例でもありますけれども、そうですね、実際収容されたケースというのものも、これ二年半ぐらいですかね、そういった例もこちらの報告書にもございますが、もちろん在留特別許可等に対応されて、人道的な配慮をしてきてくださつたということは聞いておりますけれども、やはり、私どもとしては、無国籍にしてから対処いただくのではなくて、まずは無国籍としないという例外をつくつていただきたいと考えて、した方が合理的であると考えております。

ありがとうございます。

○加田裕之君 済みません、ちょっと時間が来てしましまして、二宮参考人、申し訳ございません。または是非参考にさせていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○福島みずほ君 立憲・社民の福島みずほです。今日は、四人の参考人の皆さん、本当に示唆に富む御意見、本当にありがとうございます。感謝をいたします。

井戸参考人と二宮参考人は、民法、三百日以内に生まれた子は夫の子と推定するという規定そのものに、もうやめたらどうかという御意見をおっしゃっていらして、私もそのとおりだと思えます。もう父が空欄でもその後手続を取ればいいし、前夫は自分の子と思えば親子関係存在確認の訴えを起せばいいわけで、女性と子供にイニシアチブがあるということが重要なんじゃないかというふうにも思っています。

井戸参考人にまずお聞きをいたします。この三百日推定をやめるべきだと思いますが、三百日推定が今法案の中にはあるわけです。私自身は、この推定はみなし規定じゃないから、固い推定ではなくて柔らかな膜みたいなもので、例えば単独認知を、実際の父親が認知をする、あるいはDNA鑑定を添えて出生届を出せばそれで認定する、それは窓口でできるはずだと。なぜならば、医者の妊娠証明があれば、離婚後に産んだという証明があれば、七百七十二条の推定のない子として戸籍がもうそうなるわけですから、やれると思つているんですね。実際、通達を妊娠証明に關しては出しているわけですから、法務省はこの点についていかがでしょうか。

○参考人(井戸まさえ君) 福島委員のおっしゃることに私は本同意をいたします。

やはり、この三百日規定ということ自体がやっぱりすごく広めの推定になつてしまつていて、本来掛かるべきでない子供についてもこれが及んでいて、そしてそれを反証するのが非常に司法の、先ほども申し上げましたけれども、手続難しいわけですからね。なので、やはり仮にもしも三百日を残すのであれば、やっぱり元夫というのを関与させないで、母親がイニシアチブを取れるような手続をした方がいいと思うんです。

実は、これ二〇〇七年のときに検討されていて、それは与党の早川先生と大口先生というのが早川・大口案というのを作られて、三つの条件でこれで受け取るということにしているんですね。一つ目が前夫が自分の子ではないと認めてい

ること、だけど、これができなかつたときには前夫の意思が確認できない母の陳述書を出せば大丈夫ということ、三つ目がDNA鑑定で現夫の子であることが明らか、この三つのうちの二つができれば、それで窓口でこれができるというようなことを自民党さん、公明党さんの案であつたんですけど、これが頓挫してしまつて、おっしゃつたような医師の証明書という形で、離婚後に懐胎した人については形式的審査で認めるということになつたんですね。

これ、いろいろ調べていつたときに、当時の長勢甚遠法務大臣に私が聞いたところ、この民事局長通達というのは長勢大臣が自ら書かれて、民事局長名で、それで離婚後のお子さんたちを救つていくというようなことをやつていたんですね。でも、今回の法律案というのが、このときに早川・大口案というのが通つていたら、今回の遡及されて、そして救われるような、三百日ルールの中でも救われる子たちというのはもつといたということと考えると、本当にそういう意味では、この三百日というのが有効にワークしているのかといたらさうではないと思うので、やはり私はこれは見直すべきだと思つています。

○福島みずほ君 じゃ、井戸参考人にお聞きをします。

資料の中に、戸籍に記載されるとありますが、説明していただけますか。

○参考人(井戸まさえ君) 先ほどちらつと中に言ったんですけども、頑張つて前夫の嫡出否認をしたりだとか親子関係不存ということをやると、これで父親が前の前夫じゃないということが分かつたとしても、戸籍を見ると、そこに、身分事項のところでの前の夫の名前、氏名が戸籍に書かれるんですよ。父親欄は、父親じゃない、実際の父親が例えば認知をしているとかいうことなんだけれども、子供の戸籍には前の夫の名前が入つてしまつて。

なぜそれが入るかといつたら、前の夫の子じゃないということを確認したいからというふう

に法務省が言うんですけども、こんなことつてやつぱり、何というんですかね、今回も嫡出否認を母と子に広げたら必ずできるはずだ、良くなるはずだというふうには法務省とか大臣もおっしゃるんですけども、実際にはそれをやつてしまつて子供の戸籍に前夫の名前が入つてしまつて、実際できないんですね。やりたいという人は出てこないで、こういつたことを改善をする。これ規則で決まつているので、すぐにも改善ができると思うので是非やつていただかないと、今回の法律案が成立したとしても、実際に嫡出否認を使う母子というのはいないと思うんですね、こういうことが分かれば、なので、併せてやつていただきたいと思ひます。

○福島みずほ君 井戸参考人にまた改めてお聞きをします。

今回の法改正に伴い、遡及される内容とその範囲についてはどうお考えですか。

○参考人(井戸まさえ君) 遡及をされるのが、結局、嫡出否認をする人たちが一年間ということとなつてすよね。先ほど資料の方でも説明しましたけれども、嫡出否認をやる人たちというのは前夫とアクセスができる人たちだけなんです。前夫も、今まで、じゃ、どうしていたかという、親子関係不存というのをやつていた人たちなんです。そうすると、今まで一年前からできるんだつたらやつていくわけですね。

そうすると、一年にわたつて遡及をするということになつてしまうので、私は、これは遡及されるのは、その再婚後に生まれたんじゃないかと、再婚前に生まれた人たち、今無戸籍になつていて人たちの多くは、再婚禁止期間が半年とか百日の人たちだったので、子供が生まれる日には再婚できていないんですね。

なので、子供が生まれた後に再婚をしたケースに対して遡及をさせる、これが絶対必要で、先ほどの二〇〇七年の早川・大口案というのはそれ

カバーしている、是非それを利用して、今回遡及の範囲というのを法律には載せられないけれども、しかし、通達とか通知だとか回答だとかという形で是非やつていただきたいなというふう

に思つています。

○福島みずほ君 二宮参考人にお聞きをします。

婚外差別撤廃などにずっと尽力して研究者としてやつてこられたこと心から敬意を表します。今日は、嫡出ということを書いてくださってますが、出生届に嫡出である子、嫡出でない子のチェック欄があります。また、嫡出でない子、イレジタイムトという言葉は、これは国連からはすごく批判されていることで、嫡出という概念そのものをやつぱりやめるべきだというふうにも思ひますが、いかがでしょうか。

○参考人(二宮周平君) レジユメの五に書いていることで、読み上げる時間がなかつたので割愛いたしましたけど、そこに嫡出概念の廃止と書いておると、御指摘の出生届の区別記載欄が続いているということ、パプコメでたかさんの方から見直しという提案がありました、残念ながら今期の法案にはまとめられなかつたものです。

それで、その根拠の一つとして、最高裁の平成二十五年九月二十六日、婚外子相続差別違憲判決の三週間後にしたもので、小法廷ですが、この嫡出、嫡出でないというのは、事実関係、つまり父母が婚姻しているか婚姻していないかを意味するのとどまり、差別的な意味合いを含むものとして用いられるのではないと書いています。

でも、それは裁判官の受け止めであつて、社会の受け止めは違います。嫡出という言葉の中に含まれている正統な子あるいは跡継ぎ、そういった含意を人々は感じていて、したがつて、この嫡出概念は象徴的な差別だと思ひます。それをあえて出生届に残していることによつて、法律婚ではない人たちへのステイグマを与えているのではないかと考えています。

ですので、子供を親の婚姻関係によつて区別す

ことをやめて、子供の平等へ向けて一歩踏み出す。そのために、この継続的な検討課題としてほしいと考えております。

御質問、どうもありがとうございます。

○福島みずほ君 金児参考人にお聞きをいたします。

三条三項というのは大問題だというのは、今日、井戸参考人、二宮参考人、とりわけ金児参考人、UNHCRの立場から非常に強く言つていただいたというふうにも思ひます。三条三項によつて無効になることによつて生じた無国籍を最小限の時間で解決することが必要とのことでしたが、具体的にどういつた場合に無国籍が発生し、どういつた解決の手法があるとお考えでしょうか。

○参考人(金児真依君) ありがとうございます。

お手元の資料ですが、二ページ目の五、資料、一、新設三条三項によつて無国籍になる主要パターンという、ちよつと時間がなくて御紹介できなかったんですが、御紹介します。

まず、母が知らない場合、単純化しておりますけれども、母が知らない。次、母自身が無国籍の場合、もちろん父は、真の父が判明していないとか、国籍がないとか、そういった前提ですけれども、母自身が無国籍の場合、そして、母が外国籍を有するが、厳格な出生地主義や父系血統主義などによつて国籍を子に受け継がせられない場合。そして、日本人による認知又は日本国籍の取得によつて母方から受け継いでいた外国籍を喪失したり離脱したりした場合。日本国外出生の場合もあり、その場合は日本国外出生によつて取得したり保持していない場合。

これが、まさにどうやつてそれを解決するかという問題なんですけど、まずこの一番目と二番目のパターンでは、日本で生まれていれば、日本で生まれた場合において父母が共に知れないとき又は国籍を有しないときということですね。こちらは資料の三ページ目、二で条文書いてございますけれども、二番目ですね。生まれた瞬間に日本国民とするという二条の三号というものがあつて、

出生に遡って日本国籍の確認が再度できるのではないかと、なされるのであろうとすることができても、それはすばらしいことですが、しかし、その場合、父母が知れないとはどういうことなのか、そして国籍を有しないとはどういうことなのか、その解釈が包摂的である必要があります。

まずは、その母が知れない、そういう場合ですね。それはどうということなのかですけれども、まず、外国人のお母さんでフィリピン人だったはずなんだけれども、しかし、行方不明になったり死亡したりして、本人が、何か残っている証拠では本当の母の国籍が確認できない。国籍国の大使館に行っても、いや、こんな人知りませんと言われることもありまされども、そういった場合と違うので、実際、日本では就籍審判で、こういったケースですけれども、日本国民として二条三号で認められたりということもありますので、そういった実務が継続されることが、インクルーシブな実務ですね、また期待されますし。

また、日本の無国籍者ですけれども、定義がございませぬので、その定義というものが、いづれの国によってもその法の運用において国民として認められないというのが国際慣習法上の定義です。が、これ、運用、というのが違うんですね。法の文言上では、この人は絶対この国籍を持っていないはずだということで、午前中、法務大臣、民事局長様もおっしゃっていらつしやいましたけれども、外国の法律を見るだけでは、その人が本当に国籍を持っているかどうかというのとは分らないわけですね。それがどういふふうな運用されているのかということを見なければいけない。それを本当に確実に、それは外国国籍のことですから、認定することはできません。

ですので、私どもの無国籍者ハンドブックというものがございまして、それにどうやって、じゃ、大使館に問い合わせたけど連絡が来ない場合はどうするのかとか、そういった案内があるわけですね。

三番目のシナリオですけれども、出生地主義を

基本としている国ですけれども、確かに大使館に登録さえすれば取得できる国もあるんです。しかし、それは、全てじゃなくて、例えば永住していなければいけない、出生地主義だからその国に戻って定住しなければいけないという、そういう国もあるんですね。又は一年という期限を掛けられている場合もある。その場合はどうするのかという話ですけれども。

あとは、そうですね、父系血統主義という国も大体約二十五か国世界にはございますけれども、そういった国はどうするか。そういった場合、実は結構例外を設けていまして、父系血統主義で、お母さんからは本当は国籍もらえないんだけど、お母さんという例外が結構あるんですね。しかし、今回は認知無効というのは制限が掛けられていますので、七年で認知は有効である。そうすると、今度はこの例外も使えないという話になるわけですね。

そうすると、じゃ、八条の四号ですけれども、国籍法の八条の四号を使って帰化させる手もあります。あると思われまが、そうする場合でも、三年間住所を有していなければいけない。日本で生まれてからずっと国籍を有しない、そういった要件を満たさない方も、また、適法滞在が要件となつていきますので、そうするとなかなか難しいこともあるかと思えます。

第四番目のシナリオですけれども、それは日本国籍を取得したことで失った方の場合ですけれども、それは再取得が可能な場合もあるかもしれないんですが、なかなか帰化というものが要求されているので、帰化の場合はその国の定住が要求されている。そうすると、帰化をしようにもなかなかそれはハードルが、もう日本に居を構えて定住していると難しい。

そういった場合もありますので、是非、八条の四号だけではなくて、八条の一号ですとか三号ですとか、日本国籍を失った場合ですとか、そういったことを解釈によって適用していただける可

能性もあるのではないかと。済みませんが、長くなりました、と覚えております。

○福島みずほ君 時間ですので。帰化も含めて、一旦無国籍になるととても大変だということがよく分かりました。

どうも、参考人の皆さん、ありがとうございます。

○佐々木さやか君 本日は、参考人の先生方、ありがとうございます。公明党の佐々木と申し上げます。

まず、窪田参考人に質問させていただきます。今回の民法の改正の中で、子の人格の尊重ということが、親権を行う場合の新たな八百二十一条がございまして、この規定が新設されました意義というところと、それから、その規定の中で、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないという文言がございまして、体罰というものが、その後に記載があります子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の例示として記載がされているのかなと思うんですが、その理解でいいか、教えていただければと思います。

○参考人(窪田充見君) 御質問ありがとうございます。まず最初は、子の人格の尊重が規定されたことの意義ということでございますが、もちろん、今回の規定を改めるに至っては、懲戒を名目とする虐待のようなものを避ける、防止しなければいけないということがございましたが、それだけではなくて、子供が親権の単なる客体ではなく、子供自身が親子関係における主体としての意味を持つていて尊重されるべき存在なんだということ規定したことの意味は大変に大きいように思います。

従来の考え方ですと、親権というのは、どういう意味で権利なのか義務なのかという議論はありますけれども、親を主体的なものとして捉えて、子供が客体であったというのに対して、その見方自体を変えろという側面を持つていたろうと思いま

す。もちろん、この規定を変えたことで全てが世界が変わるといふふうには思っておりませんが、基本的にこれからのいろいろな問題を考えたいく上での手掛かりになるものだと思っております。

それから、二番目の御質問、体罰その他の有害な行為ということで、体罰がその例示としてあり、その体罰という言葉に必ずしも該当しなくても、それ以外の有害な行為がここで禁止されているという御理解は、そのとおりのものであるといふふうに認識しております。

以上です。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。次に、金児参考人にこの無国籍の問題についてお聞きしたいと思うんですが、この無国籍に関する問題について、これまで我が国は残念ながら余り理解といいますが十分ではなかったなといふふうに今回の議論をしながら私は痛感しております。

この問題について、様々日本も御示唆をいただいたわけですが、御意見の中で、この無国籍認定手続というものを日本で設置するべきではないかという、その必要性に触れられていたけれども、これはどのような手続で、そして今回の三条三項の問題についてどのように関わってき無国籍の削減につながるのかというところを教えてくださいたいと思います。

○参考人(金児真依君) ありがとうございます。無国籍認定手続ですけれども、難民認定手続と結構似て、かなり似ていまして、まずインタビューがあつて、書類の提出その前にして、認められると無国籍者としての地位が与えられて保護されるといふものですが、これ、まず、難民の認定手続もそうなんです、無国籍の認定も、その事実認定をきちんとするところから始まって、外国の法の文言だけじゃなくて、運用についての専門知識というものも必要になります。

なかなか、外国法どんどん変わりますので、国籍法、私どものBeiongキャンペーンの一

環としても、変わっておりませんので、そうすると、それをアップデイトしながら、そして、しかもどうやって適用されているのかというものも見ながら、そういった手続を持つことで、第三条三項によって国籍を失うと誰が無国籍になるのかということもすけれども、それも正確に把握できるのではないかと考えています。

国籍を、いつ、どういうときに喪失するのかといった、その要件といったものを、私もデータベースを持ってあります。そういったデータベースと、そして私どものUNHCR、外国、各国の機関も事務所もございまして、そういった形で政府に対して情報提供ということもできますし、そういった形で、そうですね、お手伝いができるということ。例えば、フィンランドでは移民庁というものが、無国籍認定手続というよりは国籍の認定手続というものを保持してまして、それで、その一環で無国籍の認定もされています。

そこで、この連携が非常に有効でして、その無国籍を認定する行政庁、そして国籍法を運用する行政庁が連携してまして、市役所の依頼で、フィンランドで生まれた、そのままは無国籍となる者、フィンランド国籍を与えなければいけない者、その人たちが認定する、無国籍かどうかということに移民庁が行って、それを市役所が受け取って国籍の証明書を発行する、まあ日本というと戸籍ですけれども、そういった有機的な連携がなされています。

そういった形で、是非、私どもの認定手続のハンドブックですとかそういったものもございまして、是非御活用いただき、誰も取り残されないという運用というものが重要かと思っております。なかなか日本でも、結構、例えば日本だけでなくいろんな国で、例えばパラグアイ人の両親で生まれて、海外で生まれると国籍が得られないわけですから、ずっとパラグアイという国籍のまま、無国籍者のために使われる国籍法の条項も適用されることなく、また案内もされず、無国籍者であるということを知ることが多い

んです。それを本人が、いや、実は国籍あるはずなんだ、お母さんの国籍があるはずだということに思い込んで手続をしなかったりとかということもありますし、そういった意味で、支援者と政府の連携等も必要なのではないかと考えております。

入管庁ですとか民事局ですとか、事務連絡ですとか最近本当に出されていて、大変大きな一歩だと私も考えておりまして、国籍をどういふふうにより正確に把握するかということ、大変重要となっておりますので、そういったものを是非強化すること、それに私どもはお手伝いしたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。

改めて、大変貴重な御意見を今日も伺いまして、今回の法改正では解決できない課題がまだまだあるなということも認識したわけですが、お話の中で今回の嫡出否認の訴えの拡充がありましたけれども、これではなかなか使い勝手が悪いなという御指摘でした。

その中で、お話の中に、前の夫との関わり、これを持つこと自体が非常に困難なんだと。その事情がなかなか、DV被害とか支援とかそういったことに詳しい方であればびんとくるんですけれども、なかなかそうじゃないと、そんな前の夫とちよつと手続上必要なことを連絡取るぐらいまあいいじゃないかというか、それはやむを得ないんじゃないかという理解にとどまる場合もあるかと思っております。

先ほども、戸籍上例えば前の夫の名前が入ってしまうこととか、それから、手続を進めるに当たって前の夫との連絡を取ったり何かしらの関わりが必要とすること、これ自体が困難なんだということも、もう少し補足といえますか、詳しくこの際お聞かせいただければと思います。

○参考人(井戸まさえ君) 御質問ありがとうございます。

まさにそこなんです。やっぱり離婚したその女性たちというのは、先ほども、三百日以内ということも離婚してから間もなくなんですけれども、皆さん非常に大変な思いをしながら離婚をしていると。

簡単な例というか、に関して言ったならば、そこまでの、確かに、調停して、認知調停とかで、今の再婚後の夫とかが協力的ならば前の夫に関わらなくてもできますけれども、そうじゃないやっぱ困難事例が、逆に言うと、前の夫と関わらなければならぬので、困難事例ってどんな事例だろうといったときに、例えば私どもの相談者でいったならば、もう本当にひどい暴力で、離婚届をとにかく出してくれといっても出せないで、調停から今度は裁判の、最終的には、DVで、そこも非常に大変だったということも認定されているんだけれども、そこで今度、違う方との間に生まれた子供の、まあ一回離婚しているんですよ、裁判離婚で離婚しているにもかかわらず、改めてまた調停、裁判というものもこの子供の父親を決めるときに、前夫の推定を外すためにまたやらなきゃいけないという例とか。

あとは、すごい暴力から逃れて、母子寮みたいなところでケアを受けていて、そこでもう詳細にどんな暴力を受けたかとか子供が生まれるまでの過程とか全部書いてあったとしても、その子供と一緒に逃げていくにもかかわらず、今度はその子供がお母さんの子かどうかなんか分からない。そのために、証明するためにはどうするかといったらば、生まれたときの写真を見せると、自宅ですのうちは出産したんですけど、へその緒がびんと張っている写真じゃないと駄目だということなんです。

というのは、へその緒がすぐしぼんでしまつて、なので、自分が産んだかということが分からないので、お母さんと子供がそうやってびんと張った写真を持ってきたならば母子関係がまず認定されて、でも、結果的には、その前の夫も今事

実上の父親も非常に暴力的だった場合なんというのは、どんなにそんなふうには、ある種、公的機関のところまで行って証明になるようなものがあつたとしても、それは駄目なんです。必ずまた司法の場に行かなきゃいけないので、もう本当にそういう意味では、お母さんたちにそれをやらせるというのには本当に過酷なんです。

先ほど福島委員からもありましたけれども、むしろそうだったら、前の夫が自分の子供と主張するんであれば、親子関係存在という形で前の夫が訴えればいわけです。そうすると、別に身体的に出産後でもないです、何か全部を、そのやつた立証責任みたいなものを母親に負わせるというところを変えていかなければ、結果的にはもう無戸籍問題は変わらないと思うんです。

先ほど加田委員のお話もありましたけれども、地方自治体なんかもパスポートで無戸籍の人たちをやらなきゃいけないとか、住民票を、だから本当に困っているんです。そのためには、とにかく基であるこのやつぱり法律、嫡出推定制度というところをもつとシンプルに、まあ私なんか三百日要らないと思つているので、離婚した後は、非嫡出子、婚外子と同じように空欄とか、若しくはかぶつた場合というのには父未定で形を出すということをやつた方が、もうその方がすつきりしますし、無戸籍問題の解決にはつなぐります。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。

時間が来ましたので、以上で終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○梅村みずほ君 日本維新の会の梅村みずほと申します。四人の参考人の皆様、それぞれの御知見から大変貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございます。

九九・九%の精度を誇りますDNA型鑑定というものがありませんので、推定ではなく確定という形で、感情も推測も余地もない、もう明らかな生物学的な父親という存在をもっと大切にすべきだということを中心としてまいりました。あわせて、子供の権利という、子どもの権利条約というキーワードが二宮参考人からも出ましたけれども、私は、この親子法制において、子供に対する影響というものを是非とも主軸に考えてほしいということも訴えていた立場でございます。ですので、参考人の皆様もDNA鑑定に関することを中心にお伺いしたいなと思えます。

まずは、井戸参考人にお伺いしたく思います。先ほど、早川・大口案ということでDNAのお話も少し出たかと思えますけれども、やはり父親は確実に生物学的に一人の男性、一人の女性の中に生まれている子供だということが疑いの余地がないところで、これが三百日、二百日ということではなくて、もう生物学的なDNA鑑定をすれば済むじゃないですか。この液体がアルカリ性なのか酸性なのか中性なのか、リトマス試験紙を使ったらすぐに分かりますよね。もうそういう疑う余地のないそういった検査を活用すべきというふうに私は思うのですが、井戸参考人の御意見、必要性があると考えるのであれば、その御主張も少し伺いたく存じます。

○参考人(井戸まさえ君) ありがとうございます。そこ推定制度というのは、婚姻を中心にして、そこで生まれた子供に関して言ったら、妻の夫ということを親子関係で規定していくものなんですけれども、全員に対して、例えばこれDNA鑑定を前提にすると、生まれた子全員にDNA鑑定をするのかということ、またそれはちょっと別な話なので、私どもとしては、推定制度というのは、その機能はあるとは思っているのですが、その推定制度の今ここで三百日とかというルールは、そこでもう本当に科学的なルールとか、そういうものに関して、非常にいままでの、明治の時代のそういう

古いルールを改正をしていこうということでは言っているんですけれども。

おっしゃるとおり、例えば無戸籍の場合も、認知的調停だとか嫡出否認も親子関係不存でも、基本的に裁判所ではDNAやっていますんですよ。なので、もめるケースというか、嫡出が重なるケースだとかについていったら、やっぱりDNA鑑定というのは非常に有効な手段だと思っておりますし、裁判所で認められるのに、しかしながら役所の窓口で形式的な審査ができないから、例えば早川・大口案なんかについていったら、例えば母の陳述書とDNAでいいということ、DNAは、先ほど福島委員の方からもありましたが、形式的な審査はできないというふうなこと、それをやらせないということの理由にしているんですけれども、DNA鑑定をそこで、役所で、どっちなのか、誰なのかとか、何%なのかということとを求めているんじゃないかと、そのDNAの書類を見て、それで前の夫じゃなくて違う人が推定なんだといったら、それを受け付けたということは可能だと思うんですよね。

なんですけれども、そうではないというざつとことだったので、やはり私もそういう意味でいったら、再婚禁止期間の短縮というものを抱き合わせて出したら、それに反対が多くて通らなかつたという案なんです、二〇〇七年に。なんですけれども、今や再婚禁止期間が今回なくなるので、そういう意味では、早川・大口案というのは、非常に無戸籍のゼロに向かっていく意味では大きいと思っております。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。おっしゃるとおり、全ての子供にDNA鑑定が必要かどうかというのは、これもまた議論があるところだなと思えます。このDNA型鑑定というものを利用していくに当たって、もう突き詰めて、国民全員のDNA型をマイナンバーとともに

登録し、例えば性犯罪で子供ができましたとなつたときも、被害届を出したらすぐに照合して、例えば東京で何か性暴力的なものがあつても福岡在住の誰々さんが父親ですよというふうに割り出される。もうそれがいいのかどうか、そういう社会を望むのかどうか。究極のプライバシー、そのDNAというものを行政が管理することの是非なんというところでも及んでくるような問題だと思えますので、まずは段階的に、その合理性、極めて合理性の高いところからというふうにご考えておられますけれども、本当に生の御意見といえますか御経験に基づく様々な声を生かされた井戸参考人のお言葉というのは本当に参考になるなと、勉強になるなと思つた次第です。ありがとうございます。

では次に、私の母校であります立命館大学から今日お越しいただきました二宮名誉教授にお伺いしたく思います。

お配りいただきました資料の一のところに、国際基準に基づく子の人権保障の視点というところから連なりまして、①に、血縁がない場合に父子関係を否定し、血縁上の父との法律上の父子関係が成立する手段の確保、子のアイデンティティーというふうにご書いていただいておりますけれども、まさにこの血縁関係を有している生物学的な父親の存在というものをDNA型鑑定で認定することが容易になつたこの時代ではありますけれども、DNA型鑑定をこの親子法制に組み込んでいくことの是非、御意見についてお聞かせください。

○参考人(二宮周平君) ありがとうございます。先ほど井戸さんがおっしゃったように、訴訟、審判など、裁判というところに来たときには有る力な鑑定の材料になると思えます。だから、嫡出否認であれ認知無効であれ、それはDNA鑑定をして結論を出すというのは望ましいと思えます。

ただ、今、日本の訴訟法の中にはDNA鑑定を強制するような仕組みはありません。だから、その鑑定をやるという場合にどこが鑑定をするの

か、そしてどの場面に限定されるのか、そして鑑定に協力する義務を当事者に課すのか、そういうような訴訟法上の議論を経なければ、一概にDNAで使つてということにはなりません。だから、相手方がDNA鑑定を拒否してしまうと、それはもう証明不可能ということになって、立証責任を負っている方が負けるという、こういう構造になつてしましますので、鑑定協力についてより突っ込んだ議論をして法制化する必要があると思えます。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

父親がDNA鑑定を拒否した場合にというような文言が先ほど大臣からもありまして、いろんなケースを想定することは非常に重要だと思つていられるんですけれども、やはり子供の利益というものを考えたときに、私はこの親子法制を考えるときに、一番胸が苦しくなるのが、子供が成長したときに、これは無戸籍になつてしまつた子供たちについてもそうなんですけれども、今まで日本人だと思つて疑わなかった、日本の子供だと思つて周りの子と同じように日本国民として教育を受けてきた、就職をしたい、恋愛をして結婚をしたいと思つていて、そういったお子さんが例えば国籍法によつて日本国籍を剥奪されたときの子供の悲しみと戸惑い、今後に落とされる影というもの。

また、日本人同士の子供であつたとしても、成長をしていって、愛情を信じて疑わず、その父母の子供だと信じて疑わなかつたところに、ある日、安価でDNA鑑定ができますもので、事実関係を生物学上で知つたときの落胆であるとか、そこに関わつて親の態度が変わつてきたり、一番被害を被るのは子供たちであるというふうな思つております。

そこで、お伺いしたいのですが、窪田参考人にお伺いをいたします。

大臣にこういったDNA鑑定を使うべきじゃないですかというふうにお尋ねしたところ、家庭の平穏を害する懸念があるということで、私は先ほども申しましたように、成長段階で、また成長し

た段階で事実が生物学的に判明したときにも家庭の平穩を害する懸念というのがあると思うと、出生のときに分かっても家庭の平穩を害する可能性があると思うと、両方に関して家庭の平穩を害する可能性があると思っています。

その上で、じゃ、子供が成長して楽しい思い出や愛情というものが芽生えた段階で分かるということもこれまた大きな打撃であるということ、私は、もう出生のときに白黒をはっきり付けて、そのときに確かに問題は生じるかもしれないですけど、例えばそれでシングルマザーになりましてたといつても、それはクリアすべき問題ではないかということから、DNA鑑定というものを前向きに検討してほしいと言っていた立場なんですけれども、窪田参考人の御意見を伺いたいと思います。

○参考人(窪田充見君) 御質問ありがとうございます。大変に難しい問題だと思っております。

基本的には、先ほど井戸参考人から御説明があったとおり、単に事実関係が決まる、血縁関係だけで決まるわけではないというのが現在の仕組みではないかと思えます。それは単に昔は技術が発達していなかったからというだけではなくて、仮に後から分かったとしても一定の期間が経過した法的親子関係を確定させるというのは、子供の利益を図った仕組みではないかなというふうに思っています。

恐らくこれ、どの国でも同じなんですけど、基本的には、かなり細かい差はあるとしても、婚姻関係にある場合にこういうふうな形での父子関係を推定して、そしてそれを覆す場合にはどういった要件が必要かということで、単純にDNA鑑定だけで決めるというよりは、その際にも子供の利益というのを考慮しているというのが全体の枠組みではないかと思えます。

血縁関係、DNA鑑定による血縁関係が親子の基本だというのは、それ自体としては十分にある考え方なんだと思うんですが、その場合に一つ深刻な問題が生じるのが、人工授精の場合、第三者

提供精子による人工授精の場合にも同じことが当てはまると。それは、ドナーが父親であつて、ただ一人の父親であつてということになるんだらうと思えますが、必ずしもそれは当然に受け入れられる結論ではないのかなというふうに思えます。

それからもう一つ、子の利益という観点からは、恐らく出自を知る権利との関係ではDNA鑑定というのはすごく重要な意味を持っていると思えます。この位置付けは国によっても違うんですが、例えばドイツ法では、親子関係を定める基準ではなくて、しかし、それは別に生物学上の親が誰であるかを知る権利といったものを認めるという対処もしておりますので、いろんな方向性が、対応の仕方があるのかなというふうには思っております。

○梅村みずほ君 おっしゃるとおり、生補補助医療において、今法的に認められた精子提供なんかも、出自を知る権利に照らして子供がやはり望むのであればその精子の持ち主、元の持ち主が分かるようにしますよといったらぐつと提供者が減ってくるわけで、いろいろな問題があるというのは承知しております。

私も全てにおいて一律に今すぐとは思っていないんですけれども、余りにこのDNA鑑定というものも軽視されているのではないかと思うところもあり、徐々に検討していくべき、前向きに検討していくべきと思っております。引き続き、皆様の御意見を参考に議論に加わっていただきたいと思います。

それでは、最後になるかもしれませんが、金児参考人にお伺いしたいと思っております。UNHCRさんの活動をいつも敬意を表しながら私も調べたりもしているんですけども、難民であるとか移民をもっと日本も受け入れるべきだという御主張も、そうしたい思い、多様性を実現した日本をつくりたいという思いと、一方、国防的な観点からするとなかなかその懸念点というの

も理解できるという立場から、この日本国籍をどなたに持っていたかというのでも国防的な観点とは切つて切り離せない問題にもなるだろうというふうには思っております。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですけども、二点、国際的に国籍をめぐり、先ほどからも申しておりますDNA鑑定を活用されている事例などがあれば御紹介いただきたく、ない場合は存じ上げませんというふうに言っていただけはいかならぬと思うんですけども。もう一点、例えば在留資格のない女性が誰の子供か分からないというお子さんを出産した場合に各国ではどのように対応しているかというので、パターンいろいろあるかと思うんです。在留資格がない女性が旅先なり不法滞在中の国で子供を身ごもった場合、できたお子さんの対応をどうしているのかというのは各国で様々対応があるのかと思えますけれども、代表的な幾つかの事例と、国際的に推奨されるべきUNHCRとしてこの国は推奨されるべき対応を取っているなという模範的な国がありましたら御紹介いただきたく思います。

○参考人(金児真依君) 貴重な御質問をありがとうございます。

まず最初の、DNA鑑定によって親子関係を認定する国があるかということですが、大変申し訳ないんですが、私も無国籍と難民の保護の対応を任されている機関でございます。そういったものに関して管轄外になってきてしましまして、私どもがお答えが難しいんですが。

ただ、そうですね、国際私法会議ですとかいろいろと国際機関もございまして、そういったところを参考にさせていただく、HCCHですね、そういったところの情報を参考にさせていただくのがいいのではないかと。ですとか、私ども、もちろん、児童の権利条約委員会ですとか女性差別撤廃条約委員会ですとか、そういったところが日本の親子法制に関してはコメントを出しておりますので、そういった国際機関、国連機関の情報を御参考にさせていただければと考えております。

在留特別許可というか、非正規滞在の外国人が身ごもった場合の話ですね。そうですね、非婚ということ、日本人の子とかではなくてということですね。その配偶者という法的な親が、父親が在留資格を持っていた場合には在留特別許可がなされるということは日本でも行われることもあるのか。

そうですね、安定した在留資格を持っている方ですとか、あるのかもしれないんですけども、やはりその子供には何の責任もないというところで、児童の権利条約委員会、そして移住労働者の権利委員会といったものがそういったコメントを発表しているんですけども、そういった、やはり子供の、親のステータスというのによって子供が不利益をなるべく受けたくないという方向で。

国籍という意味でいいんですけど、やはり確かに日本が締結している児童の権利条約七条ですとか自由権規約二十四条ですとか、国籍への権利というものがあります。それに関して、非正規滞在で実際国籍がもたらえない場合というか、非正規滞在だけではもちろん国籍はもたらえないけれども、そうではなくて、私どもが今考えているのは、無国籍の管轄ですと、無国籍、国籍がもたらえない場合ですね、そういった場合にはどういったふうに対応するのかという話で。

その部分に関しましては、かなりいろんな国でも議論がございまして、じゃ、七条や二十四条、直接国籍の付与というものを規定していないじゃないかと、そういった国籍、生まれた国に国籍付与する義務はないんじゃないかという話、結構いろいろな国でも議論になってるんですね。

それに関して、子どもの権利条約、二〇一七年の移住労働者委員会との合同一般意見の第二十三号で、国は、自国の領域で出生した全ての子供に国籍を付与する義務を負わないものの、全ての子供が出生時に国籍を有していることを確保するために、国内的に、かつ他国とも協力しながら、全ての適切な措置をとることを要求される、重大な措置の一つは、自国の領域で出生した子供に對

し、国籍を付与しなければその子供が無国籍になる場合に、出生時に又は出生後可能な限り早期に国籍を付与することであるという、そういった勸告もしております。

なので、子どもの権利条約七条と二十四条、それだけを見るのではなく、やはり第二条というものの、その国、その子供を領域内に置く国がその国籍取得の権利を確保する、何らかの形で、恐らく、あらゆる適切な対応を取って確保する義務がある。その二条に照らして解釈すべきだというのが私どもの、管轄外な部分も少しだけありますけれども、そういったのが私どもの立場でございます。

済みません、長くなりました。
○梅村みずほ君 ありがとうございます。終了します。

○川合孝典君 国民民主党の川合孝典と申します。

参考人の先生方には、貴重な御意見頂戴しまして、ありがとうございます。

私の方からは、まず金児参考人に御質問させていただきます。

私、午前中の質問の中で、齋藤法務大臣に対して、無国籍認定手続設置の必要性についてということで先に質問をさせていただきました。そうしましたところ、相手国との調整等の必要性など理由に、この手続機関の設置について必ずしも前向きでない御回答をいただいたわけでありますが、この無国籍認定手続を設置する上で、無国籍者地位条約に入っていることというのが、これも、そもそも前提となっているかどうかということについて確認をさせていただきます。

○参考人(金児真依君) ありがとうございます。

大変重要な御質問でございますが、確かに無国籍認定手続を持っている国というのは無国籍者地位条約の締約国が多いわけですが、その保障、その権利を保障するためにやっぱり認定をしなければいけない、誰ということですね。フランス、イタリア、スペイン、イギリス、オランダ

とハンガリー、そういった国が持っておりますけれども、カザフスタンですとか、これはコソボというような国や地域、そういった国は無国籍地位条約は入っていない、入っていないだけども、無国籍者の保護の、その人権のため、国内法の規定、そして国際人権法、憲法上の保護、国籍への人権の保護のためにそういった手続を設置している国もございます。なので、私どもとしてはもちろん、日本も、無国籍の地位に関する条約、無国籍削減条約、是非入っていただきたいんです。

しかし、その前に国籍の認定をより正確に行っていく。各国、民事局のような国籍法を担当している、運用している部署、そして外国人、入管法を扱っている入管庁。また、厚生労働省ですとか、父母が知らない子供は児童養護施設にいて、無国籍又は国籍不明の子供がおりますけれども、そういった子供をやはりよくまなく救って、そして保護し、まずは在留資格を与え、そして最終的に国籍法の規定によって、帰化ですとか又は外国籍の取得ですとか、そういったことをするというためのシステム化というものはいつでもできるし、実際に今そういった努力を法務省もされているという、政府もしているというふうに私どもも理解しておりますので、それを進めていきたいと思います。

そして、無国籍認定手続というものを、その延長線上というか、本当にキャンペーンを始めてからどんどんそういった国が増えておりますけれども、それをつくっていただく。それは、条約に先んじて、条約に入るといことは条件では全くございませんで、是非お願いしたいと考えております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

つまりは、国のやる気があるかどうかということとかが設置できるかどうかに関しては問われているという理解でよろしいですかね、金児さん。

○参考人(金児真依君) ありがとうございます。やはり、日本も人権条約、自由権規約ですとか

児童の権利条約、ほかにも様々な人権条約に入っておりますので、それを実現するため、国内法上の権利を守る、そういったためにも無国籍認定手続というものは有用なことで考えております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

窪田参考人にお伺いをしたいと思います。今お聞きいただいたこの無国籍認定手続の設置、まあ可否も含めてということなんですが、先生のお立場からはこの問題についてどのように捉えていらっしゃるか、お教えいただけますか。

○参考人(窪田充見君) 御質問ありがとうございます。

国籍法三条三項に関する問題は非常に重要な問題であるというふうに私自身も認識しております。先ほど冒頭の意見陳述で申し上げなかったのは、それについて触れなかったのは、今回の改正の趣旨というのは、本来、民法上の親子関係に焦点を当てたものということでしたので、その部分について中心にお話をしたということでございます。

基本的には、法制審の議論の中でも大変に様々な意見があったところであったというのは記憶しております。

一方の考え方として、恐らく二宮参考人からの御意見というのがその方向だったと思うんですが、認知の仕組みの中自体にこうした国籍の不正取得といえますか、そうしたものを組み込んで認知無効をするという仕組み、これはフランス法などもそうなっていたと思えますが、そういう方向性も考えられるんだらうと思えます。

しかし、親子関係の問題という本来私的な関係の中に公序に関わるような規律を入れて、そしてそれによって親子関係をひっくり返すというようなルールにするよりは、むしろ外の枠に出した方がいいのではないかと議論であったと思えます。

その際の議論としては、一般的に親子関係を判断する場合の視点と国籍の不正取得といったようなこと、虚偽認知と言われるようなものについて

の判断というのはかなり性格の違うものではあるのではないかとことがあり、民法の外に出して、なおかつ基本的な考え方としては、これまでの運用をそのまま維持するという形のものが国籍法三条三項であったというふうに理解しております。

ただし、重要な問題だというふうに申し上げましたのは、これまでもそうだったんだからこれでいいじゃないかという見方はあるかもしれませんが、恐らく民法の方の認知の規定が変わったことによって、従前のその国籍法に関する運用に關してもそのままいいのかどうかという議論は当然、自然にも出てくるんだらうと思えます。今日伺っておりますも、その国籍法三条三項をめぐる問題というのが非常に深刻なものであって、特に無国籍になる場合ということに關しての一定の対応が必要だということについて私自身も十分に共感を覚えます。

ただ、それが国籍法三条三項の修正という形でいくのか、今日ももう幾つか御示唆があったように、もう少し運用レベルあるいは現行法の解釈のレベルでできるのかということについては、もう少し検討していく必要があるのではないかなというふうに思いました。

不完全だと思えますが、私、専門が民法でございますので、直接、国際法、国際私法の方ではございませんので、不完全なお答えだと思えますが、御容赦していただければと思います。

○川合孝典君 ありがとうございます。

法制審の議論をリードされるお立場でいらっしやいますので、どういった御認識をされているのかというのをちょっと聞きたかったというところで突然投げさせていただきました。失礼しました。

二宮参考人にもこの問題について御認識をお伺いしたいんですが、この無国籍認定手続というものの必要性について、二宮参考人はどのようにお考えに、お感じになられているか、お教えください。

○参考人(二宮周平君) 私は、ここでも御報告しましたように、基本的に民法がベースになるべき、つまり親子の関係性は確定するわけですから、確定したものを国籍の視点から覆すということとはできないと考えていますので、そういう範囲で無国籍の方が生じないようにすべきだと考えています。

それができなくて、あるいは確定する前に血縁関係がないということが分かって、それで国が介入するというのも、私は、民法の立場からいくと、国家の介入、窪田さんもそういう点では御一緒だと思えます。

ただ、もし介入しないのであれば、それは民法の中に検察官というのが入ってくるということについていかがかという、こういう御指摘はありましたけれども、公益の代表者として検察官が加わるということとはあり得る話だと思えます。でも、それもやっぱり期間制限、それで、それ以降は争えないということにすべきではないかと考えています。無国籍者に対する対応は金児さんの見解に全面的に賛成です。

○川合孝典君 ありがとうございます。

金児参考人に追加で質問させていただきましたと思いますが、無国籍になる場合には国籍の剥奪はしないこととするの例外規定を設けるべきとするのがUNHCRさんの提案と伺っております。

それに対して、某梨前法務大臣は、現在の国籍法が血統主義と例外的な出生地主義を取っており、その例外になるために難しい、これが法務大臣としての公式の見解ということになっておりますが、この点についてUNHCRさんとしてどう思われる、考えられるのかということについてお教えください。

○参考人(金児真依君) ありがとうございます。

恐らく、その御答弁の趣旨というのは、日本の国籍法は、父か母が日本人であるという血統主義を基本として、補充的に出生地主義を採用している、つまり、父母が共に知れない又は無国籍である場合で、日本で生まれた場合には国籍を与える

けれども、しかし、そのほか、例えばバラグアイ人の両親で日本で生まれた場合とか、そういった場合というのは両親国籍ありますから、そういった場合は二条の三号ではなくて八条の四号で帰化が容易になっているという、緩和されるという、要件が。ということ、なので直ちに国籍を与えるわけではないということ、そういったことを踏まえての御発言なのではないかと思うんですが。

それが、私どもがコメントの十四ページ以降で御紹介している国ですけれども、こういったオランダですとかノルウェーですとか、欧州の各国です、フィンランドですとかドイツですとか、そういった国というのは基本的に日本と同じ血統主義です。日本と同じ血統主義で、出生地主義で、全く条件を付けずに出生地主義で、国籍を与えるという国ではありません。そうすると、血統主義だから例外をつくれぬ、無国籍になる場合は三条の三項の例外がつかれないというわけではないのではないかと思います。

しかも、更に申し上げますと、この欧州国籍条約七条三項というのは、締約国は、結果として本人が無国籍になる場合、国籍の喪失を規定してはならないとしているわけですが、これは領域内の出生による無国籍、違、領域外の出生の人たちも含みます。恐らく認知された子供、三条で認知された子供というのは、日本国外で生まれている場合もあるかと思えます。

これはそういった欧州の国々も一緒でして、そういった子供たちも含めてみると、認知等の親子関係の無効によつてその国籍が喪失される場合、それで無国籍となる場合は例外とするというふうにしておりますので、合理的な法制なのではないかと考えておりますし、また、更に申し上げますと、脚注三十で、私どものコメントですけれども、オランダとスイスの国籍法ですが、これは、日本国籍法と同じように、国内で出生した全ての無国籍者が出生により直ちに国籍を得るわけではないんですね。いろいろと例外があつて、オランダでは、生ま

れたときから無国籍の者は三年滞在したときに申請によつて国籍が取得できるとか、そういったことなんですけれども、やはり法律の規定によつて無国籍が発生することを防がなければいけないという、そういった政策的な判断もあるかと思えますが、そういった規定になっていると。

いずれにしても、国籍、外国籍を再取得できる人たちというのは、やはり三条の三項で無国籍になった方の中にはいらつしやると思うんですが、なかなか新たに取得するというのが難しいケースもあるかと思えますし、日本にもう既に生活の基盤があるという方が多いかと思えます。それまで国民として扱われてきた人が急に無国籍になるというのは非常に大きな損害だと思いますし、やはりわざわざ外国人として退去強制手続にのせるよりは、せめて在留資格取得許可、入管法の二十二条の二ですけれども、そういったものを活用。同じような例で、過去、親子関係が否定された無国籍と突然なつた、失礼いたしました、日本国籍がなくなったケースに関しまして、それが活用された例もあるので、一度も在留資格を失わずに滞在が可能になって、非正規滞在になることがなく滞在できるということもあるかと思えますので、是非そういった規定をフル活用して対応いただきたいと考えております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

時間なので、最後に一点、窪田参考人にお伺いしたいと思えます。この無国籍の問題については、今後法律が改正されることによつて様々な問題が出てくるのが懸念されているわけですが、この問題については、やっぱり継続的にチェックを行った上で必要に応じて見直しをしていかなければいけないと思っております。

窪田参考人は、この見直しを今後行うことの必要性についてどう御認識をされているのか、最後にお教えください。

○参考人(窪田充見君) 先ほど申し上げたとおり、基本的に、今回の改正においては、一般的な

民法上の親子関係というところに焦点を当てての議論ではありましたが、その中で、言わば国籍法をめぐる問題というのが、多分これは潜在的には今までもあったんだろうと思うんですが、それがより明確になってきたという点はあるんだろうと思えます。

ただ、国籍をめぐる問題ですので、多分民法の話とはかなり性格の違う様々な観点からの検討が必要となると思えますし、そのときにどういう仕組みにするのか、あるいは一旦仕組みを採用した上で更に見直すのか、あるいは運用をいって更に見直していくのか等々の継続的な検討というのは当然必要であるというふう認識しております。

以上です。

○川合孝典君 ありがとうございます。終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。参考人の皆さん、本場にありがとうございます。

まず、窪田参考人にお尋ねしたいと思うんですが、今日もこの参考人質疑でも大きなテーマになっていきます離婚後三百日問題に関して、親子法制部会の議事録を拝見いたしますと、随分議論になって、けれども、別居後などに婚姻関係が破綻した後に懐胎された子について、裁判上の訴えによることなく、戸籍窓口における届出によつて出生の届出を許容するというその取扱い、方策については今回の親子法制部会での見直し事項としては取り上げないという結論を出されて、その理由の、幾つかあるんですけれども、その一つとして次のような記載があります。夫は本来であれば嫡出推定が及ぶにもかかわらず、裁判手続によることなく、妻により、子の出生を知らない間に嫡出でない子としての届出がされることになる。

ちよつとぶつちやけて言うと、これでなぜ悪いと私などは思うんですよ。離婚が成立した後に生まれている子ですよ。その子の本当の父が誰かということを誰より一番知っているのはお母さん、女性なのであつて、まずはそのお母さんによ

る出生届、これを受理して戸籍はもろん作るといふ扱いをすることのどこが悪いのかというのが私には理解がいかないのですから、窪田参考人の御意見を是非聞かせていただきたいと思いま

ないかというふうを考えております。御質問の点については、多分御意見が違ふらうと思いますが、私自身の理解はそういうふうなものでございます。

身分の安定を早期にこれを確定するために嫡出推定というのがあるんですけれども、しかし、その嫡出推定の範囲だとか、先ほどのお話で、前夫の方に對して、例えば関与なくしていいのかわい話、その立場の方はあるかもしれないけれども、私の意見陳述の中にも言いましたけれども、そんな自分の子供が生まれているのも知らないというような方にずっと嫡出推定が掛かり続けているというのは本当におかしなことであると思ふんです。

それから、その当時は庶子、私生児という、子供を三つに分類しました。嫡出子が基本的に家督相続、家の跡継ぎとなるという、そういう言葉で嫡出というのを使っていたので、その当時、庶子とか私生児という立場にいる人はかなり差別的待遇を受けて苦しんでおられたと。なので、社会の受け止めはそこから始まっているのではないかと思ひます。

○参考人(窪田充見君) その点は非常に法制審議会の中でも議論があったところです。恐らく、少しだけ御質問の趣旨からそれるのかもしれないが、恐らく厳密に言うところ、これ三百日問題ではなくて、婚姻中であつたとしても同じ問題というのが考えられることなんでしょうと思ひます。つまり、妻の側で出生届を出すときに、結婚していたとしても、父は不明あるいは父の欄は空欄とするというやり方、これは実際に国によってあり得る仕組みです。

○仁比聡平君 今の点に、今の問題について、井戸参考人が反応されたので、ちょっとここでお尋ねしたいと思ふんですけれども、二〇一五年に、私も井戸参考人と御一緒にお会いした、三十二歳、三歳まで無戸籍のまま来たという方いらっしゃいました。冒頭の意見陳述の中でも、今の夏やと取れた方もいる。それは、父とされた母の元夫が亡くなったからだ。そこまで嫡出推定を覆すことができずに無戸籍のまま来たという方とお会いしたんですけれども、その戸籍上の父が死亡して初めてそうした訴えができるようになる、それまではできないという苦しみ。

なので、私としては、やっぱりそもそもそのルールがおかしいというのと、それを前夫が関わらずにもできるというふうにしていかなければ、やっぱりこの無戸籍問題って絶対解決をしていかなければ、これは、これは本当に肝のところでもあるので、是非、今回の改正ではそこまで行かないんですけれども、引き続き議論というものをしたいだけかないといけないかなというふうに通じています。

ですから、歴史的経緯をたどると、私たちの中に位置付けられたのはやっぱり家制度が確立してからだろうと思ひます。それは、今日は家制度は廃止されたけど、家父長制の意識はまだまだ残っておりますので、婚姻をして子供をもうけて育てていく、これが正統な家族だという、そのよ

その点に關して一つ問題になったのが、やはりそのケースであっても、誰が父親であるか母が一番知っているはずだとしても、この人は望ましくない、父であつたとしても望ましくないという場合にも記載しない、空欄とすることができるといふふうになった場合に、本来、父子関係が嫡出推定制度を前提としての説明になってしましますが、本来は父子関係が認められ得る場面であるにもかかわらず、本人が全く関与しない形でその父子関係が否定される、存在しないことになるという扱い、それに対する説明というのが十分でないのではないかというところがあるらうと思ひます。

一方で、どんな場合なのか私ちよつとよく分からないんですけど、離婚後、あるいは婚姻中かもしれないんですけど、もう完全に婚姻関係が破綻していて、その下で生まれた子について、俺の知らない間に嫡出でない子として届出するのはおかしなという、そういう観念に對して、井戸さん、どう思われませんか。

○仁比聡平君 そこで、二宮先生に、今の法制審の議論の様子とか井戸参考人からの当事者の状況とかいふことも踏まえた上で、改めて二点お尋ねしたいと思つておりました。

今日、そういう意識は多少は緩和されているとは思ふんですけれども、やっぱり条文の中に、嫡出子、それが嫡出でない子、すなわち何かではない子という否定的な名称で呼ばれる子というのは、やはりあつてはならないと思つておりました。

実は、フランスで比較的そうした方向での制度が採用されて、空欄にすることも自由だと、母の方が一方的に決めることができる。その場合にはどうなるかというところ、本来は夫が父親であるという場合には訴訟を提起する、父子関係あるという訴えを提起することになると。それはそれでいいんだという考えもあるんですが、本来は利害関係の当事者、父子関係についての当事者というのとは父と子ですから、その父を外して法的な認定をする、法的な効果が生じることを認めるといふのは、私自身は十分には説明できないのでは

○参考人(井戸まさえ君) そうですね、二〇一五年、前夫の方が亡くなって、親子関係不存をしようというややく三十二歳で戸籍を取るといふような子と一緒に生きていたと思うんですけれども、あのときでも、結果的に、前の夫亡くなったけれども、前の夫に對して親子関係不存をやる、検察官相手になるんですけれども、それで、親子関係がないとなつても、出生時に遡って、死んだ人の戸籍をまたよみがえらせて、そこにその三十二歳の方は入って、そこから氏の変更というのをやって、離婚をしているので母親の氏に変わるということをやっているんですね。こんなことをする必要あるんでしょうか。そして、三十二歳までそれで無戸籍で、非常にそういう意味では不安定な状況に置かれると。

一つは、先ほど少し御紹介しましたけれども、本来、意見陳述の中で御準備をされた、嫡出概念を廃止すべきだという参考人の御意見をきちんと改めて伺いたい。その中で、この嫡出という概念の差別性といふんですか、これが日本の歴史の中でどんなふうにつくられて、社会の受け止めとして差別の象徴になっているというふうに参加人お話しになっていていますが、そこを少し膨らまして伺わせていただけますか。

○仁比聡平君 ありがとうございます。もう一度、もう一問、二宮先生に。そうした嫡出概念の下での嫡出推定という規定、しかも、裁判の困難な訴えによらなければ覆せないという強い推定といふこの七百七十二条が差別を生み出し、皆さんを苦しめてきたということとはもう間違いないと思ふんです。

言葉を使いますから、嫡出の推定なんですね。嫡出というのは、婚姻中に妻が懐胎したということが大前提です。つまり、貞操義務があつて、一夫一婦制の下で妻は夫以外の男性と関係を持たないことが期待され、義務化されている、そこで妊娠したから夫の子と推定する、それが嫡出子で正統な子供であるという、そういう大前提が根強く残っているからだと思います。

窪田さんも御紹介にあつたように、立法の形式としては、出生届を出すときに父不明という形で出せば、嫡出推定を、まあ父性推定ですね、父、夫の子であるという推定を外すという、そういう立法例はありますので、仁比さんがおっしゃるようなことは立法技術としてはあり得ることだと思います。

でも、私は、やはり懐胎主義、つまり妻が婚姻中に懐胎した、そういう貞操を守り、一夫一婦を守り、けなげな妻、そういう子の産んだ子だから夫の子と推定するという、そういう固定観念が根強くあるのだと思うから、そこは今回の改正でやっぱり変えていくべきではないかと思つています。そういう立場を取つてもおっしゃつたような工夫はできると思ひますけれども。

○仁比聡平 改めて、抜本的な見直しを引き続き必要だということを確認されたのではないかと思います。

金児参考人に最後お尋ねしたいんですが、国籍法の三条改正の問題について、今日の質疑の中でも、遡つて国籍が失われた子が非正規扱いをされるという、その非正規扱いをする入管当局が、市区町村始めとした戸籍、国籍の関係当局とおおよそ連携してこなかったんじゃないかということが明らかにあります。

そんなことはあつてはならないので、連携を掛け声だけにするんじゃないかと、ちゃんと市区町村を軸にした無国籍にさせないという取組がとつても大事だと思ふんですけれども、そういう自治体の窓口を期待されること、何かあればアドバイス下さい。

○参考人(金児真依君) 御質問ありがとうございます。

自治体の対応、一番最初に窓口として行くところですので、大変重要だと思います。

やはり、まずはその国籍、無国籍、本人は無国籍だということを気付いていないことが多いんですね。ミャンマーのロヒンギヤの方たちですとか、教育の問題もありますけれども、自分はやはり有国籍者だとかですね。そういった、自分は絶対に国籍を持つていっているんだというところ、いろいろすることも多くて、そうすると、本人の言うとおりにその国籍が認定され、それは入管庁で在留カードを出すときもそうですけども、もちろんちゃんとした審査はなさつていと思うんですけども、やはり正確に無国籍を認定する必要があるということ。

自治体に関し、そうですね、まずは、自治体は恐らく在留資格カード等を御覧になるんだと思ふんですね。最初に恐らく皆さん入管庁に行かれて、そこで発行されたもの。ごめんなさい、どつちですかね、順番は分かりませんが、それで、市役所では恐らく国籍の認定というものは、いづれにしても、在留カードも認定というわけにはありませんけれども、そういったことはせずに、入管庁、そして民事局等に照会されるかもしれませんけれども。

やはり、例えばその無国籍者に在留カードが、両親が無国籍となつていっている在留カードがあつたら、そうしたら、日本国籍法の二条の三号で、じゃ、戸籍を編製することになりますねと、そういう案内というのをしていたきたい。それは必ずしもされるわけではなくて、どこの国でもそうなんです、実は。実は、その市役所の窓口の、一番最初の窓口座つていられる皆さんが、日本国籍法ですと二条の三号、そして八条の四号について御存じないということがありまして。そういった事例もこちらの報告書に載つていますけれども。やはり、それを、こういった国籍法の規定があるよということを全国皆さん、例えば研修ですと

かマニユアル化をするとか、又は支援者、弁護士の方々が、皆さんでかそういった方に、どういったケースがあるかとかそういったことを聞き取つて、こんなパターンもある、あんなパターンもある、例外もあります。また、私どもの国籍法データベースもございまして、ほとんど変わるんですけど、国籍法が、実は無国籍だと思つてたけれども違つた、逆にそういったこともあるかと思ひますし、逆もまたしかりですから、そういったことをする必要もあるのではないかと。

そして、入管庁が中心に在留カード等も出され、あとまた民事局も国籍法の運用をされていまして、けれども、やはり無国籍の認定というのは非常に難しい。なぜかという、ないことというものの証明というのはすごく難しいんですね。国民として認められていないんですというふうな言つても、それをもろん確実に証明するということはできません。それは当然で、午前中も政府の方がおっしゃつていましたけれども、まずは有国籍、国籍、外国籍を持つていられることも日本政府としては認定できない。それは本当に正しいこととして、できません。でも、無国籍に関しても認定できません。それも正しいんですが、確実に認定しなくてもいいんです。

実は私も、無国籍認定のハンドブックを持つておりますけれども、そこらにかなり詳しく書いてございましてけれども、やはり合理的な程度、無国籍というものが証明されれば無国籍者として認定するんだと、で、合理的な程度ですけれども、つまり、裏を返せば、有国籍だということをかなりしっかりとした証拠によつて認められなければ。結局、例えば当局に問い合わせて、当局に問い合わせられない場合はどう対応するかという問題もハンドブックで書かれておりますけれども。結局、外国籍というものが確認できない。合理的な努力をして、すごく証拠集め頑張つて、政府の側も頑張る、無国籍者側も頑張る。やはり無国籍者だけではできませんので、政府の側も一生懸命手伝つて、その立証、証拠提出責任というものを

を負担して、それで認定というのを手伝い、それで合理的な期間内に何らかの国籍を有しているということが認められなければ、ハンドブックでは六か月又は例外的な場合は一年ですけども、無国籍と認める。これが私どものハンドブックの基準でございまして、そういったものを日本国でも御活用いただけることがあるのではないかと考えています。ごめんなさい、話が長くなりました。

あと、ごめんなさい、加田先生には先ほどいただいていた御質問に一つお答えしておりませんでしたけれども、私も、虚偽や詐欺が関わつているケースに関してはコメントの二十から二十一段落で扱つておりまして、基本的に、そういった虚偽や詐欺ということ、無国籍にしても仕方がないという例外というものが、まあ六一年の条約、すごく古くて、それからまた人権法上は発展しておりますけれども、確かにそういった例外があるんですが、それは帰化の場合というふうな大体解されておりました、こういった身分関係、親子関係が無効となつた場合のところには適用がされないというふうな解釈、大体されておりますということを御覧いただければ、二十一から、二十一段落ですね、どうぞよろしく願ひいたします。

○仁比聡平 ありがとうございます。

○委員長(杉久武君) 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきました、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制

定に関する請願(第一一六号)

第一一六号 令和四年十一月十五日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 奈良市 岡田登志子 外二百四十九名

紹介議員 石垣のりこ君

戦前、天皇制政治の下で主権在民を主張し侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲を被った。治安維持法が制定された一九二五年から廃止されるまでの二十一年間に、逮捕者数十万人、送検された人六万八千二百七十四人、うち起訴された人六千五百五十人、警察署で虐殺された人九十三人、刑務所・拘留所での虐待・暴行・発病などによる死者は四百人余に上っている。治安維持法は、日本がボツダム宣言を受諾したことにより政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていない。世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいる。日本弁護士連合会主催の人権擁護大会(一九九三年)は「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として…その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めている。再び戦争と暗黒政治を許さないために、国が治安維持法犠牲者の名誉回復を図り、謝罪と賠償をすることを求める。
ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
二、国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。
三、国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

【参議院】

十二月二日日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一三八号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願(第一三九号)(第一四〇号)(第一四一号)(第一四二号)(第一四三号)(第一四四号)(第一四五号)(第一四六号)(第一四七号)(第一四八号)(第一四九号)

第一三八号 令和四年十一月二十一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 富山県高岡市 石崎涼子 外二百四十六名

紹介議員 辻元 清美君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一三九号 令和四年十一月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 長野県東御市 高野正彦 外二百三十名

紹介議員 井上 哲士君

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在する。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。婚姻の際、九六%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別である。通称使用の拡大では根本的解決にならない。女性だけに適用される再婚禁止期間の廃止も緊急の課題である。民法の婚外子相続差別は廃止されたが、戸籍法には出生届に婚姻による子供かどうかの記載を義務付ける規定が残っており、この規定も廃止すべきである。国連女性差別撤廃委員会は、二〇〇九年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告し、その後もこの勧告を遅滞なく実施するよう繰り返し強く求めている。国連人権理事会などの国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を問われていると言えらる。一九九六年に法制審議会が選択的夫婦別姓導入を含む民法改正要綱を答申してから四半世紀が経過した。第五次男女共同参画基本計画は、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に關し一国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。最高裁は二〇一五年及び二〇二二年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしたが、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきとした。最近の世論調査では約七割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々提出されている。
ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を行うこと。

選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市 村上優理 外二百三十名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一四三号 令和四年十一月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 長野県安曇野市 曾根原尚子 外二百三十名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一四四号 令和四年十一月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 長野市 徳武一成 外二百三十名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一四五号 令和四年十一月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 長野県千曲市 中沢愛美 外二百三十名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一四六号 令和四年十一月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 長野県安曇野市 曾根原みどり 外二百三十名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一四七号 令和四年十一月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 長野県茅野市 石川範子 外二百

三十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一四八号 令和四年十一月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 長野市 小野健 外二百三十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一四九号 令和四年十一月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市 牧野風花 外二百

三十名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。